

市税概要

令和7年度



網走市

目 次

I	網走市の概要と人口	
1.	網走市の概要	1
2.	網走市の人口の推移	3
II	網走市の財政	
1.	令和6年度 一般会計予算・決算の状況	5
2.	一般会計の年度別決算状況	6
III	市税総括	
1.	令和6年度市税調定額・決算額構成	7
2.	市税の調定額・収入額	7
3.	年度・税目別調定額の推移	8
4.	市税年度別収納状況	10
5.	令和6年度市税の決算	12
6.	税目別調定額(現年課税分)の推移	13
7.	税務課機構図及び事務分掌	14
IV	市民税	
1.	個人市民税の概要	15
2.	法人市民税の課税状況	19
3.	市民税関係グラフ	21
V	固定資産税	
1.	土地・家屋等の状況	23
2.	固定資産税の課税状況	24
3.	都市計画税の概要	29
4.	国有資産等所在市町村交付金	30
5.	固定資産税関係グラフ	31
VI	軽自動車税・市たばこ税・入湯税	
1.	軽自動車税(種別割)の概要	32
2.	市たばこ税の概要	35
3.	入湯税の概要	36

VII 収納

1. 市税の収納状況	37
2. 市税年度別収納状況	38
3. 口座振替状況	38
4. 督促状の発送状況	38
5. 差押等の状況	39
6. 年度別徴収率の推移	40
7. 年度別不納欠損額	40

VIII その他

1. 徴税費等の状況	41
2. 市税現行税率等一覧	42

IX 参考資料

1. 令和7年度道内都市の採用税率調	44
2. 道内都市の市税収納率の推移	47
3. 道内都市の市税収納率等の推移	48
4. 地方税の税率等の推移	49
5. 網走市の採用税率の変遷	69

I 網走市の概要と人口

1. 網走市の概要

◆ 位 置

網走市は、東経 144 度 16 分、北緯 44 度 01 分にあり、北海道東部に位置し、東は小清水町、西は北見市に隣接しています。



◆ 面 積

網走市の行政面積は、470.84 k m²です。

(東西 33.2 km、南北 37.7 km、周囲 151.1 km)

◆ 地 勢

地勢はおおむね南方に高く、藻琴山を経て阿寒の雄峰を望み、西は網走湖・能取湖を経て北見盆地に連なり、東は斜里平野の奥に知床連山の雄峰を望むことができます。

また、網走は水辺空間が多く、代表的な網走川は流程 115 km でその源を阿寒群峰に発し、津別川・美幌川などと合流し網走湖を経て網走市街地を貫流してオホーツク海に注いでいます。その他にも網走市内には藻琴川・卯原内川・浦士別川など大小の河川及び能取湖・網走湖・藻琴湖・濤沸湖・リヤウシ湖の大小の湖沼が点在し、変化に富んだ自然環境を有しています。海流は主として対馬暖流が宗谷海峡から東流していますが、一部千島海流の流入もみられます。

◆ 気 候

網走市は、一年を通して晴天が多く、年間降水量・降雪量は少ない地域です。また、オホーツク海に面するため、寒暖差も少なく、積雪量についても寒気と海流の影響もあって陸部に比べると和らいでおり、比較的温暖な気候といえます。

なお、沿岸地帯では、冬季の特殊現象として毎年1月中旬より流氷が到来し、最盛期には沿岸を埋め尽くすほどの流氷がみられましたが、最近では、地球温暖化の影響もあり、流氷域面積の減少や流氷の観測期間の短縮などがみられます。

※ 令和7年 流 氷 初 日 2月17日（平年 1月22日）

※ // 流氷接岸初日 2月19日（平年 2月 4日）

網走市の特徴は、四季の変化の明瞭さと美しさです。

冬のオホーツクは、陸も海も白一色の世界。夏は海が青く輝き、陸地は色とりどりの花々が咲き誇ります。春は山々の新緑が眩しく輝き、秋は山々に紅葉の世界が広がります。



網走市紋章

一般から募集して昭和15年3月22日に制定されました。

「ア」「走」の文字を共通に図案化し、全体を錨の形にして海港網走を表示したものです。

2. 網走市の人口の推移

(1)人口、世帯数、面積等に関する調

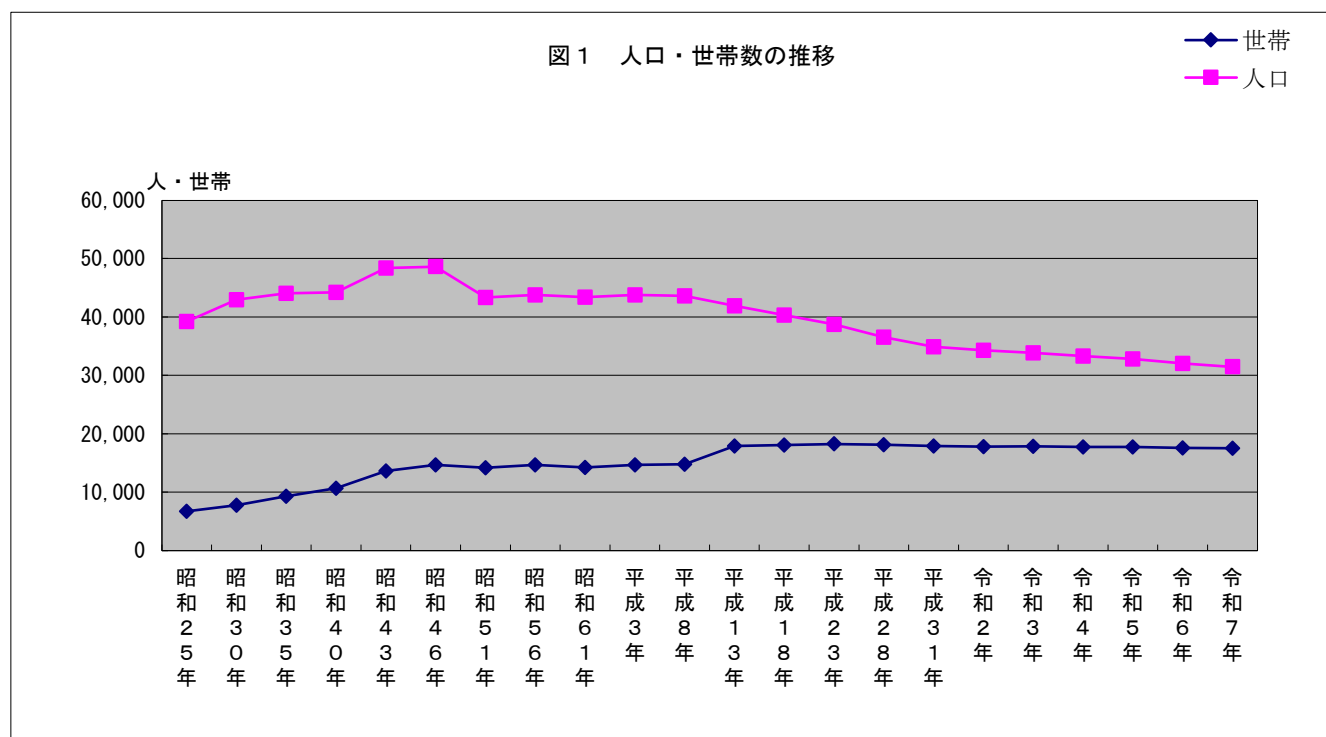
区 分 \ 年 度			令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
人 口			数 値 (人)	33,277	32,805	32,062	31,470
			前 年 比 (%)	98.36	98.58	97.74	98.15
世帯数			数値(世帯)	17,735	17,750	17,570	17,505
			前 年 比 (%)	99.28	100.08	98.99	99.63
面 積 (km ²)			471	471	471	471	
一平方 キロ当			人 口 (人)	71	70	68	67
			世 帯 数 (世帯)	38	38	37	37
一 般 会 計	歳 入	数 値 (ア)(千円)	23,999,999	26,645,383	28,342,379	27,577,225	
		前 年 比 (%)	98.85	111.02	106.37	97.30	
	歳 出	数値(千円)	23,999,999	26,645,383	28,342,379	27,577,225	
市 税	数 値(イ)(千円)		4,739,789	4,963,547	5,010,157	5,121,406	
	前年比 (%)		110.97	104.72	100.94	102.22	
	一般会計に占める 市税割合 (イ)/(ア) (%)		19.75	18.63	17.68	18.57	
税務職員数 (人)			21	21	21	21	
税 務 職 員 一 人 当 た り	人 口	数 値(人)	1,585	1,562	1,527	1,499	
		前年比(%)	98.39	98.55	97.76	98.17	
	世帯数	数値(世帯)	845	845	837	834	
		前年比(%)	99.29	100.00	99.05	99.64	
	市 税	数値(千円)	225,704	236,359	238,579	243,876	
		前年比(%)	110.97	104.72	100.94	102.22	

※人口、世帯数は各年度4月1日現在 一般会計・市税は当初予算

(2)人口、世帯数の推移

年 度 区 分	世 帯 数 (世帯)	人 口(人)			付 記
		総 数	男	女	
昭和25年	6,726	39,218	20,512	18,706	第 7回国勢調査
昭和30年	7,764	42,961	22,369	20,592	第 8回国勢調査
昭和35年	9,263	44,052	22,638	21,414	第 9回国勢調査
昭和40年	10,678	44,195	22,328	21,867	第10回国勢調査
昭和43年	13,647	48,371	24,243	24,128	
昭和46年	14,650	48,634	24,166	24,468	
昭和51年	14,183	43,345	21,229	22,166	
昭和56年	14,635	43,768	21,468	22,300	
昭和61年	14,242	43,400	21,297	22,103	
平成3年	14,635	43,768	21,468	22,300	
平成8年	14,798	43,616	21,369	22,247	
平成13年	17,910	41,909	20,594	21,315	
平成18年	18,074	40,346	19,834	20,512	
平成23年	18,258	38,734	19,059	19,675	
平成28年	18,111	36,513	17,823	18,690	
平成31年	17,870	34,898	17,042	17,856	
令和2年	17,766	34,283	16,716	17,567	
令和3年	17,863	33,832	16,518	17,314	
令和4年	17,735	33,277	16,213	17,064	
令和5年	17,750	32,805	16,021	16,784	
令和6年	17,570	32,062	15,653	16,409	
令和7年	17,505	31,470	15,327	16,143	

※ 国勢調査以外は毎年4月1日現在住民基本台帳



Ⅱ 網走市の財政

1. 令和6年度 一般会計予算・決算の状況

(1) 当初予算額

歳入		(単位: 千円、%)	
款	科 目	当 初 予 算 額	構 成 比
1	市税	5,010,157	17.68
2	地方譲与税	253,386	0.89
3	利子割交付金	1,585	0.01
4	配当割交付金	15,648	0.06
5	株式等譲渡所得割交付金	18,847	0.07
6	法人事業税交付金	88,867	0.31
7	地方消費税交付金	973,471	3.43
8	ゴルフ場利用税交付金	2,214	0.01
9	環境性能割交付金	23,191	0.08
10	国有提供施設等助成交付金	11,000	0.04
11	地方特例交付金	142,175	0.50
12	地方交付税	6,750,000	23.82
13	交通安全対策特別交付金	4,279	0.02
14	分担金及び負担金	213,593	0.75
15	使用料及び手数料	726,659	2.56
16	国庫支出金	2,654,703	9.37
17	道支出金	1,392,928	4.91
18	財産収入	94,355	0.33
19	寄附金	2,200,000	7.76
20	繰入金	2,459,974	8.68
21	繰越金	30,000	0.11
22	諸収入	1,014,247	3.58
23	市債	4,261,100	15.03
合 計		28,342,379	100.00

歳出		(単位: 千円、%)	
款	科 目	当 初 予 算 額	構 成 比
1	議会費	185,134	0.65
2	総務費	5,907,412	20.84
3	民生費	6,935,708	24.47
4	衛生費	1,789,270	6.31
5	労働費	75,996	0.27
6	農林水産業費	1,065,014	3.76
7	商工費	2,635,373	9.30
8	土木費	3,242,254	11.44
9	消防費	683,023	2.41
10	教育費	2,371,547	8.37
11	公債費	3,431,648	12.11
12	予備費	20,000	0.07
合 計		28,342,379	100.00

(2) 決算額

歳入		(単位: 千円、%)	
款	科 目	収 入 済 額	構 成 比
1	市税	4,926,145	16.19
2	地方譲与税	248,430	0.82
3	利子割交付金	2,479	0.01
4	配当割交付金	23,792	0.08
5	株式等譲渡所得割交付金	36,908	0.12
6	法人事業税交付金	83,603	0.27
7	地方消費税交付金	987,382	3.24
8	ゴルフ場利用税交付金	2,526	0.01
9	環境性能割交付金	24,993	0.08
10	国有提供施設等助成交付金	11,005	0.04
11	地方特例交付金	159,404	0.52
12	地方交付税	7,215,710	23.71
13	交通安全対策特別交付金	3,456	0.01
14	分担金及び負担金	184,619	0.61
15	使用料及び手数料	726,779	2.39
16	国庫支出金	3,361,465	11.04
17	道支出金	1,726,890	5.67
18	財産収入	52,171	0.17
19	寄付金	2,212,892	7.27
20	繰入金	2,189,525	7.19
21	繰越金	101,864	0.33
22	諸収入	810,532	2.66
23	市債	5,343,391	17.56
合 計		30,435,961	100.00

歳出		(単位: 千円、%)	
款	科 目	支 出 済 額	構 成 比
1	議会費	186,429	0.62
2	総務費	7,241,978	23.92
3	民生費	6,899,320	22.79
4	衛生費	1,739,232	5.74
5	労働費	52,251	0.17
6	農林水産業費	1,411,676	4.66
7	商工費	2,344,385	7.74
8	土木費	3,537,994	11.69
9	消防費	737,243	2.44
10	教育費	2,750,543	9.08
11	公債費	3,374,718	11.15
合 計		30,275,769	100.00

2. 一般会計の年度別決算状況

(単位:千円)

年 度 歳 入	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	令和7年度 (当初予算額)
1 市税	4,676,237	5,044,113	5,104,646	4,926,145	5,121,406
2 地方譲与税	242,868	243,333	244,963	248,430	258,357
3 利子割交付金	3,190	1,977	1,770	2,479	3,301
4 配当割交付金	16,244	14,400	16,501	23,792	18,516
5 株式等譲渡所得割交付金	19,733	11,598	19,107	36,908	31,531
6 法人事業税交付金	56,473	71,550	76,333	83,603	88,129
7 地方消費税交付金	992,370	993,896	969,731	987,382	981,626
8 ゴルフ場利用税交付金	2,553	2,575	2,376	2,526	2,491
9 環境性能割交付金	15,645	19,990	25,302	24,993	29,917
10 国有提供施設等助成交付金	10,325	11,157	11,116	11,005	11,000
11 地方特例交付金	152,868	18,288	17,398	159,404	18,200
12 地方交付税	7,424,311	6,910,076	7,025,724	7,215,710	6,729,000
13 交通安全対策特別交付金	4,289	4,027	3,678	3,456	4,250
14 分担金及び負担金	191,283	144,905	203,981	184,619	155,523
15 使用料及び手数料	656,096	684,341	721,158	726,779	738,059
16 国庫支出金	5,059,782	3,967,004	3,495,090	3,361,465	3,358,116
17 道支出金	3,046,284	1,532,615	1,848,014	1,726,890	1,492,436
18 財産収入	20,488	38,147	46,145	52,171	92,596
19 寄附金	2,269,204	2,214,549	1,609,089	2,212,892	2,201,200
20 繰入金	517,975	587,121	1,985,570	2,189,525	2,302,704
21 繰越金	180,983	315,245	158,304	101,864	30,000
22 諸収入	2,045,444	1,142,215	801,420	810,532	1,005,467
23 市債	5,052,219	3,448,266	3,686,472	5,343,391	2,903,400
合 計	32,656,864	27,421,388	28,073,888	30,435,961	27,577,225

(単位:千円)

年 度 歳 出	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	令和7年度 (当初予算額)
1 議会費	175,601	169,303	178,553	186,429	187,984
2 総務費	4,973,198	4,027,732	4,126,277	7,241,978	3,035,334
3 民生費	7,499,336	6,585,155	7,007,978	6,899,320	7,155,936
4 衛生費	2,125,411	1,926,591	1,897,065	1,739,232	1,991,090
5 労働費	40,451	52,079	47,746	52,251	67,874
6 農林水産業費	4,183,159	1,266,216	1,615,751	1,411,676	1,123,920
7 商工費	2,577,334	2,951,554	2,363,708	2,344,385	2,803,010
8 土木費	3,956,610	3,588,073	3,705,735	3,537,994	4,391,987
9 消防費	751,000	722,775	729,318	737,243	731,313
10 教育費	2,462,588	2,712,411	2,907,695	2,750,543	2,806,273
11 公債費	3,574,559	3,261,194	3,334,511	3,374,718	3,262,504
12 予備費	0	0	0	0	20,000
13 諸支出金	0	0	57,686	0	0
災害復旧費	22,372	0	0	0	0
合 計	32,341,619	27,263,083	27,972,023	30,275,769	27,577,225

Ⅲ 市税総括

1. 令和6年度市税調定額・決算額構成

(1) 令和6年度市税決算(現年・滞繰)

(単位:千円、%)

税 目	調 定 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
市 民 税	2,397,059	47.20	2,349,831	47.70
固 定 資 産 税	1,961,869	38.63	1,870,270	37.97
軽 自 動 車 税	118,883	2.34	117,325	2.38
市 た ば こ 税	338,976	6.67	338,976	6.88
入 湯 税	23,643	0.47	23,643	0.48
都 市 計 画 税	238,137	4.69	226,100	4.59
合 計	5,078,567	100.00	4,926,145	100.00

2. 市税の調定額・収入額

(1) 市税調定前年比

(単位:千円、%)

区 分 年 度	現年課税分		滞納繰越分	
	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比
令和2年度	4,670,422	97.47	256,805	106.59
令和3年度	4,627,655	99.08	259,503	101.05
令和4年度	5,059,198	109.33	186,896	72.02
令和5年度	5,115,520	101.11	176,546	94.46
令和6年度	4,921,038	96.20	157,529	89.23

(2) 市税(収入済額)が歳入総額に占める年度別比率

(単位:千円、%)

区 分 年 度	市 税 収 入 済 額 (A)	一般会計歳入総額(B)	比 率 (A)/(B)	市税収入済額 の対前年度比
令和2年度	4,622,194	31,901,621	14.49	97.14
令和3年度	4,676,237	32,656,864	14.32	101.17
令和4年度	5,044,112	27,421,388	18.39	107.87
令和5年度	5,104,646	28,073,888	18.18	101.20
令和6年度	4,926,145	30,435,961	16.19	96.50

3. 年度・税目別調定額の推移

(単位:千円、%)

税 目		年 度	令和2年度			令和3年度		
			調 定 額	構 成 比	前 年 比	調 定 額	構 成 比	前 年 比
市民税			2,313,812	46.96	95.33	2,395,116	49.01	103.51
	個人		2,024,891	41.10	95.65	2,040,558	41.75	100.77
	現年課税分		1,938,718	39.35	95.15	1,960,768	40.12	101.14
	滞納繰越分		86,173	1.75	108.50	79,790	1.63	92.59
	法人		288,921	5.86	93.12	354,558	7.25	122.72
	現年課税分		269,845	5.48	90.54	334,461	6.84	123.95
	過年度課税分		13,861	0.28	200.71	8,680	0.18	62.62
	滞納繰越分		5,215	0.11	97.99	11,417	0.23	218.93
固定資産税			1,931,978	39.21	101.66	1,792,995	36.69	92.81
	純固定資産税		1,887,290	38.30	101.64	1,746,666	35.74	92.55
	現年課税分		1,744,638	35.41	101.09	1,600,765	32.75	91.75
	滞納繰越分		142,652	2.90	108.91	145,901	2.99	102.28
	国有資産等所在市町村交付金		44,688	0.91	102.41	46,329	0.95	103.67
	現年課税分		44,688	0.91	102.41	46,329	0.95	103.67
軽自動車税			108,119	2.19	104.87	110,759	2.27	102.44
	環境性能割		3,731	0.08	307.33	4,985	0.10	133.61
	現年課税分		3,731	0.08	307.33	4,985	0.10	133.61
	種別割		104,388	2.12	104.67	105,774	2.16	104.67
	現年課税分		101,145	2.05	102.40	103,112	2.11	101.94
	滞納繰越分		3,243	0.07	104.01	2,662	0.05	82.08
市たばこ税			315,405	6.40	94.80	339,104	6.94	107.51
	現年課税分		315,405	6.40	94.80	339,104	6.94	107.51
入湯税			7,528	0.15	36.17	13,272	0.27	176.30
	現年課税分		7,528	0.15	44.67	13,272	0.27	176.30
都市計画税			250,385	5.08	100.83	235,912	4.83	94.22
	現年課税分		230,863	4.69	100.29	216,179	4.42	93.64
	滞納繰越分		19,522	0.40	107.73	19,733	0.40	101.08
市税合計			4,927,227	100.00	97.90	4,887,158	100.00	99.19
	現年課税分		4,656,561	94.51	97.32	4,618,975	94.51	99.19
	過年度課税分		13,861	0.28	200.71	8,680	0.18	62.62
	滞納繰越分		256,805	5.21	106.59	259,503	5.31	101.05

(単位:千円、%)

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
調 定 額	構 成 比	前 年 比	調 定 額	構 成 比	前 年 比	調 定 額	構 成 比	前 年 比
2,586,618	49.31	108.00	2,587,569	48.90	100.04	2,397,059	47.20	92.64
2,275,033	43.37	111.49	2,312,210	43.69	101.63	2,110,670	41.56	91.28
2,213,212	42.19	112.87	2,255,598	42.62	101.92	2,057,607	40.52	91.22
61,821	1.18	77.48	56,612	1.07	91.57	53,063	1.04	93.73
311,585	5.94	87.88	275,359	5.20	88.37	286,389	5.64	104.01
301,588	5.75	90.17	262,042	4.95	86.89	275,814	5.43	105.26
5,664	0.11	65.25	8,635	0.16	152.45	5,361	0.11	62.08
4,333	0.08	37.95	4,682	0.09	108.05	5,214	0.10	111.36
1,923,631	36.67	107.29	1,969,523	37.22	102.39	1,961,869	38.63	99.61
1,885,882	35.95	107.97	1,931,065	36.49	102.40	1,923,045	37.87	99.58
1,781,440	33.96	111.29	1,831,373	34.61	102.80	1,837,047	36.17	100.31
104,442	1.99	71.58	99,692	1.88	95.45	85,998	1.69	86.26
37,749	0.72	81.48	38,458	0.73	101.88	38,824	0.76	100.95
37,749	0.72	81.48	38,458	0.73	101.88	38,824	0.76	100.95
116,504	2.22	105.19	116,674	2.20	100.15	118,883	2.34	101.89
8,652	0.16	173.56	7,862	0.15	90.87	8,545	0.17	108.69
8,652	0.16	173.56	7,862	0.15	90.87	8,545	0.17	108.69
107,852	2.06	101.96	108,812	2.06	100.89	110,338	2.17	101.40
105,714	2.02	102.52	106,758	2.02	100.99	108,542	2.14	101.67
2,138	0.04	80.32	2,054	0.04	96.07	1,796	0.04	87.44
354,495	6.76	104.54	350,917	6.63	98.99	338,976	6.67	96.60
354,495	6.76	104.54	350,917	6.63	98.99	338,976	6.67	96.60
21,053	0.40	158.63	23,100	0.44	109.72	23,643	0.47	102.35
21,053	0.40	158.63	23,100	0.44	109.72	23,643	0.47	102.35
243,793	4.65	103.34	244,283	4.62	100.20	238,137	4.69	97.48
229,631	4.38	106.22	230,777	4.36	100.50	226,679	4.46	98.22
14,162	0.27	71.77	13,506	0.26	95.37	11,458	0.23	84.84
5,246,094	100.00	107.34	5,292,066	100.00	100.88	5,078,567	100.00	95.97
5,053,534	96.33	109.41	5,106,885	96.50	101.06	4,915,677	96.79	96.26
5,664	0.11	65.25	8,635	0.16	152.45	5,361	0.11	62.08
186,896	3.56	72.02	176,546	3.34	94.46	157,529	3.10	89.23

4. 市税年度別収納状況

(単位:円、%)

年 度 税 目		令和2年度				令和3年度			
		調 定 額	収入済額	徴収率	前年比	調 定 額	収入済額	徴収率	前年比
市民税		2,313,811,580	2,219,572,725	95.93	95.22	2,395,116,431	2,325,485,830	97.09	104.77
個人		2,024,890,728	1,942,919,225	95.95	95.88	2,040,558,531	1,976,519,930	96.86	101.73
	現年課税分	1,938,717,638	1,916,644,577	98.86	95.51	1,960,768,146	1,949,213,516	99.41	101.70
	滞納繰越分	86,173,090	26,274,648	30.49	133.08	79,790,385	27,306,414	34.22	103.93
	法人	288,920,852	276,653,500	95.75	90.87	354,557,900	348,965,900	98.42	126.14
法人	現年課税分	269,845,000	262,634,500	97.33	88.41	334,460,900	333,835,800	99.81	127.11
	過年度課税分	13,860,900	13,215,700	95.35	197.82	8,680,600	8,433,600	97.15	63.82
	滞納繰越分	5,214,952	803,300	15.40	114.20	11,416,400	6,696,500	58.66	833.62
固定資産税		1,931,978,199	1,748,790,383	90.52	99.90	1,792,995,284	1,670,639,670	93.18	95.53
純固定資産税		1,887,289,999	1,704,102,183	90.29	99.84	1,746,666,484	1,624,310,870	92.99	95.32
	現年課税分	1,744,637,700	1,690,862,587	96.92	99.51	1,600,765,400	1,582,033,543	98.83	93.56
	滞納繰越分	142,652,299	13,239,596	9.28	171.35	145,901,084	42,277,327	28.98	319.32
	国有資産等所在市町村交付金	44,688,200	44,688,200	100.00	102.41	46,328,800	46,328,800	100.00	103.67
国有資産等所在市町村交付金	現年課税分	44,688,200	44,688,200	100.00	102.41	46,328,800	46,328,800	100.00	103.67
軽自動車税		108,119,219	105,338,310	97.43	105.59	110,758,809	108,304,890	97.78	102.82
環境性能割		3,731,100	3,731,100	100.00	307.31	4,984,900	4,984,900	100.00	133.60
	現年課税分	3,731,100	3,731,100	100.00	307.31	4,984,900	4,984,900	100.00	133.60
	種別割	104,388,119	101,607,210	97.34	103.11	105,773,909	103,319,990	97.68	101.69
	現年課税分	101,145,500	100,247,510	99.11	102.77	103,112,000	102,369,800	99.28	102.12
種別割	滞納繰越分	3,242,619	1,359,700	41.93	135.44	2,661,909	950,190	35.70	69.88
市たばこ税		315,405,197	315,405,197	100.00	94.80	339,104,458	339,104,458	100.00	107.51
市たばこ税	現年課税分	315,405,197	315,405,197	100.00	94.80	339,104,458	339,104,458	100.00	107.51
入湯税		7,528,350	7,528,350	100.00	44.67	13,271,700	13,271,700	100.00	176.29
入湯税	現年課税分	7,528,350	7,528,350	100.00	44.67	13,271,700	13,271,700	100.00	176.29
都市計画税		250,384,941	225,558,926	90.08	99.06	235,911,723	219,366,788	92.99	97.25
都市計画税	現年課税分	230,863,000	223,747,090	96.92	98.73	216,178,400	213,648,721	98.83	95.49
	滞納繰越分	19,521,941	1,811,836	9.28	169.49	19,733,323	5,718,067	28.98	315.60
市税合計		4,927,227,486	4,622,193,891	93.81	97.14	4,887,158,405	4,676,173,336	95.68	101.17
市税合計	現年課税分	4,656,561,685	4,565,489,111	98.04	96.70	4,618,974,704	4,584,791,238	99.26	100.42
	過年度課税分	13,860,900	13,215,700	95.35	197.82	8,680,600	8,433,600	97.15	63.82
	滞納繰越分	256,804,901	43,489,080	16.93	143.78	259,503,101	82,948,498	31.96	190.73

(単位:円、%)

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
調 定 額	収入済額	徴収率	前年比	調 定 額	収入済額	徴収率	前年比	調 定 額	収入済額	徴収率	前年比
2,586,617,788	2,521,983,965	97.50	108.45	2,587,568,988	2,525,990,172	97.62	100.16	2,397,058,613	2,349,831,410	98.03	93.03
2,275,032,688	2,215,381,165	97.38	112.08	2,312,209,788	2,256,831,672	97.60	101.87	2,110,670,025	2,068,283,315	97.99	91.65
2,213,211,902	2,200,062,264	99.41	112.87	2,255,597,906	2,241,383,538	99.37	101.88	2,057,607,009	2,045,447,550	99.41	91.26
61,820,786	15,318,901	24.78	56.10	56,611,882	15,448,134	27.29	100.84	53,063,016	22,835,765	43.04	147.82
311,585,100	306,602,800	98.40	87.86	275,359,200	269,158,500	97.75	87.79	286,388,588	281,548,095	98.31	104.60
301,588,000	300,877,300	99.76	90.13	262,041,600	261,401,700	99.76	86.88	275,813,988	275,369,588	99.84	105.34
5,664,000	5,184,000	91.53	61.47	8,635,300	7,625,500	88.31	147.10	5,360,500	5,195,500	96.92	68.13
4,333,100	541,500	12.50	8.09	4,682,300	131,300	2.80	24.25	5,214,100	983,007	18.85	748.67
1,923,631,490	1,804,507,546	93.81	108.01	1,969,522,552	1,860,234,434	94.45	103.09	1,961,869,477	1,870,269,583	95.33	100.54
1,885,882,790	1,766,758,846	93.68	108.77	1,931,065,052	1,821,776,934	94.34	103.11	1,923,045,477	1,831,445,583	95.24	100.53
1,781,440,200	1,759,022,475	98.74	111.19	1,831,372,700	1,810,842,355	98.88	102.95	1,837,047,000	1,820,025,884	99.07	100.51
104,442,590	7,736,371	7.41	18.30	99,692,352	10,934,579	10.97	141.34	85,998,477	11,419,699	13.28	104.44
37,748,700	37,748,700	100.00	81.48	38,457,500	38,457,500	100.00	101.88	38,824,000	38,824,000	100.00	100.95
37,748,700	37,748,700	100.00	81.48	38,457,500	38,457,500	100.00	101.88	38,824,000	38,824,000	100.00	100.95
116,503,719	114,282,503	98.09	105.52	116,674,216	114,732,797	98.34	100.39	118,883,219	117,324,592	98.69	102.26
8,652,400	8,652,400	100.00	173.57	7,861,800	7,861,800	100.00	90.86	8,544,600	8,544,600	100.00	108.69
8,652,400	8,652,400	100.00	173.57	7,861,800	7,861,800	100.00	90.86	8,544,600	8,544,600	100.00	108.69
107,851,319	105,630,103	97.94	102.24	108,812,416	106,870,997	98.22	101.17	110,338,619	108,779,992	98.59	101.79
105,713,500	104,947,879	99.28	102.52	106,758,400	106,096,300	99.38	101.09	108,542,300	108,071,873	99.57	101.86
2,137,819	682,224	31.91	71.80	2,054,016	774,697	37.72	113.55	1,796,319	708,119	39.42	91.41
354,495,231	354,495,231	100.00	104.54	350,917,451	350,917,451	100.00	98.99	338,976,369	338,976,369	100.00	96.60
354,495,231	354,495,231	100.00	104.54	350,917,451	350,917,451	100.00	98.99	338,976,369	338,976,369	100.00	96.60
21,053,400	21,053,400	100.00	158.63	23,100,450	23,100,450	100.00	109.72	23,642,700	23,642,700	100.00	102.35
21,053,400	21,053,400	100.00	158.63	23,100,450	23,100,450	100.00	109.72	23,642,700	23,642,700	100.00	102.35
243,792,492	227,789,840	93.44	103.84	244,282,719	229,671,082	94.02	100.83	238,136,896	226,100,543	94.95	98.45
229,630,500	226,740,819	98.74	106.13	230,776,800	228,189,709	98.88	100.64	226,679,400	224,579,107	99.07	98.42
14,161,992	1,049,021	7.41	18.35	13,505,919	1,481,373	10.97	141.21	11,457,496	1,521,436	13.28	102.70
5,246,094,120	5,044,112,485	96.15	107.87	5,292,066,376	5,104,646,386	96.46	101.20	5,078,567,274	4,926,145,197	97.00	96.50
5,053,533,833	5,013,600,468	99.21	109.35	5,106,884,607	5,068,250,803	99.24	101.09	4,915,677,366	4,883,481,671	99.35	96.35
5,664,000	5,184,000	91.53	61.47	8,635,300	7,625,500	88.31	147.10	5,360,500	5,195,500	96.92	68.13
186,896,287	25,328,017	13.55	30.53	176,546,469	28,770,083	16.30	113.59	157,529,408	37,468,026	23.78	130.23

※各年度決算書より(還付未済を除く)

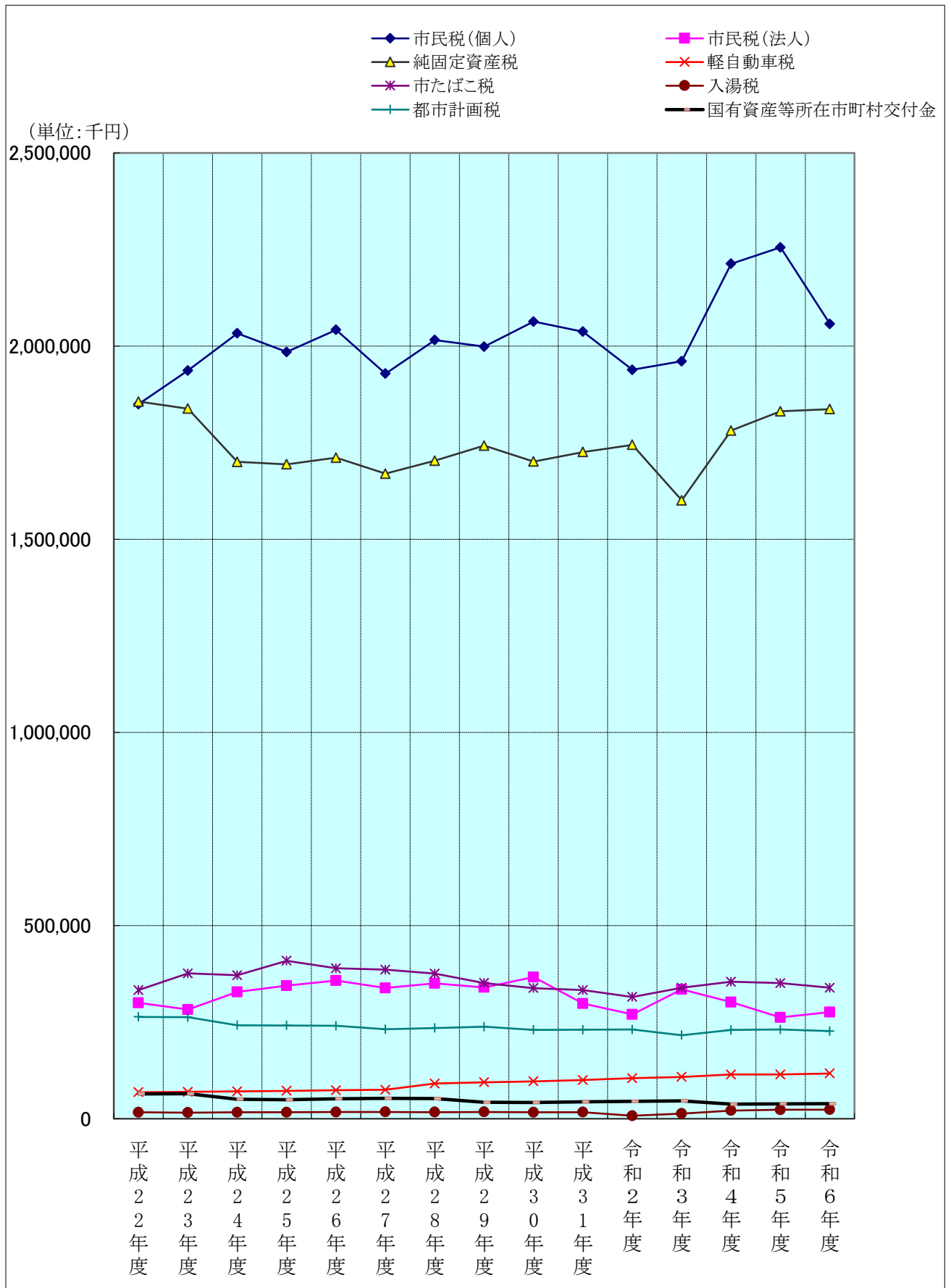
5. 令和6年度市税の決算

(単位:円、%)

区 分 税 目		予算現額	調定額	収入済額	還付未済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	
								本年度	前年度
市民税		2,443,449,000	2,397,058,613	2,349,831,410	46,326	1,440,761	45,832,768	98.03	97.62
	個人	2,133,253,000	2,110,670,025	2,068,283,315	46,326	1,330,761	41,102,275	97.99	97.60
	現年課税分	2,119,271,000	2,057,607,009	2,045,447,550	482	0	12,159,941	99.41	99.37
	滞納繰越分	13,982,000	53,063,016	22,835,765	45,844	1,330,761	28,942,334	42.95	27.25
	法人	310,196,000	286,388,588	281,548,095	0	110,000	4,730,493	98.31	97.75
	現年課税分	302,679,000	275,813,988	275,369,588	0	50,000	394,400	99.84	99.76
	過年度課税分	7,171,000	5,360,500	5,195,500	0	0	165,000	96.92	88.31
	滞納繰越分	346,000	5,214,100	983,007	0	60,000	4,171,093	18.85	2.80
固定資産税		1,851,107,000	1,961,869,477	1,870,269,583	0	15,632,317	75,967,577	95.33	94.45
	純固定資産税	1,812,283,000	1,923,045,477	1,831,445,583	0	15,632,317	75,967,577	95.24	94.34
	現年課税分	1,802,386,000	1,837,047,000	1,820,025,884	0	39,701	16,981,415	99.07	98.88
	滞納繰越分	9,897,000	85,998,477	11,419,699	0	15,592,616	58,986,162	13.28	10.97
	国有資産等所在 市町村交付金	38,824,000	38,824,000	38,824,000	0	0	0	100.00	100.00
	現年課税分	38,824,000	38,824,000	38,824,000	0	0	0	100.00	100.00
軽自動車税		114,228,000	118,883,219	117,324,592	0	97,900	1,460,727	98.69	98.34
	環境性能割	8,049,000	8,544,600	8,544,600	0	0	0	100.00	100.00
	現年課税分	8,049,000	8,544,600	8,544,600	0	0	0	100.00	100.00
	種別割	106,179,000	110,338,619	108,779,992	0	97,900	1,460,727	98.59	98.22
	現年課税分	105,510,000	108,542,300	108,071,873	0	5,900	464,527	99.57	99.38
	滞納繰越分	669,000	1,796,319	708,119	0	92,000	996,200	39.42	37.72
市たばこ税		351,082,000	338,976,369	338,976,369	0	0	0	100.00	100.00
	現年課税分	351,082,000	338,976,369	338,976,369	0	0	0	100.00	100.00
入湯税		24,645,000	23,642,700	23,642,700	0	0	0	100.00	100.00
	現年課税分	24,645,000	23,642,700	23,642,700	0	0	0	100.00	100.00
都市計画税		225,646,000	238,136,896	226,100,543	0	2,082,288	9,954,065	94.95	94.02
	現年課税分	224,344,000	226,679,400	224,579,107	0	4,899	2,095,394	99.07	98.88
	滞納繰越分	1,302,000	11,457,496	1,521,436	0	2,077,389	7,858,671	13.28	10.97
市税合計		5,010,157,000	5,078,567,274	4,926,145,197	46,326	19,253,266	133,215,137	97.00	96.46
	現年課税分	4,976,790,000	4,915,677,366	4,883,481,671	482	100,500	32,095,677	99.35	99.24
	過年度課税分	7,171,000	5,360,500	5,195,500	0	0	165,000	96.92	88.31
	滞納繰越分	26,196,000	157,529,408	37,468,026	45,844	19,152,766	100,954,460	23.76	16.28

※各年度決算書より

6. 税目別調定額(現年課税分)の推移



7. 税務課機構図及び事務分掌

企画総務部長

市 民 税 係 6 名（係長 1・係 5）

- （1）市民税の課税標準額の調査及び賦課額算定についての事項
- （2）市民税の調定及び調定の通知についての事項
- （3）市たばこ税、軽自動車税及び入湯税についての事項
- （4）市税の課税状況調についての事項
- （5）業務上発見した住民異動事項の市民係への連絡についての事項
- （6）市民税の証明についての事項
- （7）網走市固定資産評価審査委員会についての事項
- （8）課内他係の主管に属しない事項

税務課長

固定資産税係 6 名（係長 1・係 4・会計年度任用職員 1）

- （1）固定資産の評価事務についての事項
- （2）固定資産税及び都市計画税の課税標準額の調査並びに賦課額算定についての事項
- （3）固定資産税及び都市計画税の調定及び調定の通知についての事項
- （4）固定資産税に係る概要調書についての事項
- （5）業務上発見した住民異動事項の市民係への連絡についての事項
- （6）固定資産の証明についての事項

納 税 係 10 名（係長 1・係 8・会計年度任用職員 1）

- （1）市税及び国民健康保険料並びに後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の納入督促及び徴収についての事項
- （2）市税及び保険料の徴収嘱託及び受託についての事項
- （3）市税及び保険料の納期限延長及び徴収猶予についての事項
- （4）市税及び保険料その他法令に定める収入金の滞納処分についての事項
- （5）業務上発見した住民異動事項の市民係への連絡についての事項
- （6）市税及び保険料の決算についての事項
- （7）市税及び保険料の還付についての事項
- （8）市税及び保険料の納税証明についての事項
- （9）庁内債権管理の方策についての事項

（令和7年4月1日現在）

IV 市民税

1. 個人市民税の概要

(1) 年度別納税義務者数

1) 納税義務者数

(単位:人)

区分 \ 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
賦課期日人口		34,109	33,628	33,034	32,379	31,732
合計	均等割・所得割の者	16,340	16,163	16,088	14,931	16,093
	均等割のみの者	1,567	1,583	1,522	2,553	1,480
	計	17,907	17,746	17,610	17,484	17,573
うち 給与 と 特 徴	均等割・所得割の者	9,692	9,717	9,941	9,337	9,721
	均等割のみの者	380	355	289	659	301
	計	10,072	10,072	10,230	9,996	10,022

※課税状況調より 各年7月1日現在

2) 調定額の推移

(単位:千円)

区分 \ 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計	均 等 割	62,676	62,114	61,636	52,452	52,719
	所 得 割	1,880,865	2,125,789	2,180,379	1,980,621	2,240,780
	計	1,943,541	2,187,903	2,242,015	2,033,073	2,293,499
うち 給与 と 特 徴	均 等 割	35,252	35,252	34,794	29,988	30,066
	所 得 割	1,156,908	1,186,347	1,198,716	1,119,314	1,236,570
	計	1,192,160	1,221,599	1,233,510	1,149,302	1,266,636

※課税状況調より 各年7月1日現在

3) 特別徴収義務者数

(単位:人)

区分 \ 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給与特徴に係る分		1,067	1,061	1,051	1,045	1,043
年金特徴に係る分		5	5	5	5	5
合 計		1,072	1,066	1,056	1,050	1,048

※課税状況調より 各年7月1日現在

(2) 所得区分別納税義務者

(単位:人、千円)

個人住民税		均等割のみを 納める者		所得割のみを 納める者		均等割と所得割を 納める者			合 計				
		納税義務 者数	均等割額	納税義務 者数	所得割額	納税義務 者数	均等割額	所得割額	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務 者数
									納税義務 者数	均等割額	納税義務 者数	所得割額	
令和3 年度	給与所得者	767	2,685	-	-	13,392	46,872	1,447,931	14,159	49,557	13,392	1,447,931	14,159
	営業等所得者	87	305	-	-	716	2,506	235,072	803	2,811	716	235,072	803
	農業所得者	13	46	-	-	266	931	98,226	279	977	266	98,226	279
	その他の所得者	700	2,450	-	-	1,966	6,881	99,636	2,666	9,331	1,966	99,636	2,666
	家屋敷等のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,567	5,486	-	-	16,340	57,190	1,880,865	17,907	62,676	16,340	1,880,865	17,907
令和4 年度	給与所得者	779	2,727	-	-	13,281	46,484	1,466,601	14,060	49,211	13,281	1,466,601	14,060
	営業等所得者	83	291	-	-	678	2,373	425,023	761	2,664	678	425,023	761
	農業所得者	6	21	-	-	259	907	105,214	265	928	259	105,214	265
	その他の所得者	715	2,503	-	-	1,945	6,808	128,951	2,660	9,311	1,945	128,951	2,660
	家屋敷等のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,583	5,542	-	-	16,163	56,572	2,125,789	17,746	62,114	16,163	2,125,789	17,746
令和5 年度	給与所得者	706	2,471	-	-	13,304	46,564	1,496,527	14,010	49,035	13,304	1,496,527	14,010
	営業等所得者	104	364	-	-	657	2,300	448,436	761	2,664	657	448,436	761
	農業所得者	6	21	-	-	252	882	90,120	258	903	252	90,120	258
	その他の所得者	706	2,471	-	-	1,875	6,563	145,296	2,581	9,034	1,875	145,296	2,581
	家屋敷等のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,522	5,327	-	-	16,088	56,309	2,180,379	17,610	61,636	16,088	2,180,379	17,610
令和6 年度	給与所得者	1,330	3,990	-	-	12,572	37,716	1,396,932	13,902	41,706	12,572	1,396,932	13,902
	営業等所得者	111	333	-	-	588	1,764	338,964	699	2,097	588	338,964	699
	農業所得者	24	72	-	-	223	669	67,798	247	741	223	67,798	247
	その他の所得者	1,088	3,264	-	-	1,548	4,644	176,927	2,636	7,908	1,548	176,927	2,636
	家屋敷等のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	2,553	7,659	-	-	14,931	44,793	1,980,621	17,484	52,452	14,931	1,980,621	17,484
令和7 年度	給与所得者	672	2,016	-	-	13,209	39,627	1,559,712	13,881	41,643	13,209	1,559,712	13,881
	営業等所得者	98	294	-	-	642	1,926	470,623	740	2,220	642	470,623	740
	農業所得者	11	33	-	-	238	714	77,261	249	747	238	77,261	249
	その他の所得者	699	2,097	-	-	2,004	6,012	133,184	2,703	8,109	2,004	133,184	2,703
	家屋敷等のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,480	4,440	-	-	16,093	48,279	2,240,780	17,573	52,719	16,093	2,240,780	17,573

※課税状況調より 各年7月1日現在

(3) 所得区分別所得割納税義務者

(単位:人)

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給 与	13,392	13,281	13,304	12,572	13,209
営 業 等	716	678	657	588	642
農 業	266	259	252	223	238
そ の 他	1,966	1,945	1,875	1,548	2,004
分 離 譲 渡	119	132	117	120	138
計	16,459	16,295	16,205	15,051	16,231

※課税状況調より 各年7月1日現在

(4) 所得区分別所得割額

(単位:千円)

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給 与	1,447,931	1,466,601	1,496,527	1,396,932	1,559,712
営 業 等	235,072	425,023	448,436	338,964	470,623
農 業	98,226	105,214	90,120	67,798	77,261
そ の 他	99,636	128,951	145,296	176,927	133,184
分 離 譲 渡	37,359	60,741	99,885	125,535	72,340
計	1,918,224	2,186,530	2,280,264	2,106,156	2,313,120

※課税状況調より 各年7月1日現在

(5) 令和6年度段階別所得割額課税状況

(単位:人、千円)

段階 \ 区分	納税義務者数	総所得金額等	所得控除額	課税標準額	算出税額
10万円以下の金額	544	405,994	387,412	148,762	5,337
10万円を超え100万円以下	4,986	7,246,096	4,441,971	2,923,748	171,668
100万円 " 200万円 "	4,561	11,770,851	5,030,330	6,785,322	405,587
200万円 " 300万円 "	2,798	10,661,995	3,822,034	6,934,099	413,104
300万円 " 400万円 "	1,494	7,686,890	2,524,050	5,173,728	310,102
400万円 " 550万円 "	885	5,743,347	1,696,248	4,115,935	244,850
550万円 " 700万円 "	254	2,073,614	514,211	1,621,318	95,410
700万円 " 1,000万円 "	196	2,024,896	405,338	2,200,716	114,601
1,000万円を超える金額	375	10,930,884	740,739	10,266,668	613,699
合 計	16,093	58,544,567	19,562,333	40,170,296	2,374,358

※「算出税額」は、税額控除を行う前の税額

※課税状況調より 各年7月1日現在

(6)所得控除別納税義務者

(単位:人)

所得控除の種別		納税義務者数				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
雑損控除		1	1	0	0	0
医療費控除		1,457	1,424	1,385	1,255	1,378
社会保険控除		15,521	15,438	15,387	14,347	15,375
小規模企業共済等控除		616	697	756	834	915
生命保険控除(新旧)		12,384	12,274	12,175	11,492	11,907
	うち個人年金分(新旧)	1,940	1,969	1,968	1,847	1,917
	うち介護医療保険分	9,909	10,180	10,331	9,936	10,378
地震保険控除		2,349	2,439	2,523	2,404	2,548
	うち長期分	60	60	57	43	37
障害者控除	普通	385	368	376	320	378
	特別	232	246	240	185	222
寡婦控除		150	146	132	128	132
ひとり親控除		240	245	248	193	256
勤労学生控除		2	0	0	0	2
配偶者控除	(一般)	2,443	2,352	2,140	1,947	1,919
	(老人)	685	680	691	531	730
配偶者特別控除		859	817	849	742	731
扶養控除	一般	1,059	1,081	1,047	924	1,054
	特定	570	574	592	529	561
	老人	181	165	164	128	139
	同居老親等	479	453	420	337	377
扶養親族等の納税義務者別	なし	10,841	10,779	10,880	10,319	11,113
	1人	3,151	3,082	3,021	2,670	3,003
	2人	1,326	1,358	1,326	1,171	1,214
	3人	773	714	655	587	572
	4人	208	191	172	148	157
	5人以上	41	39	34	36	34
青色申告者		1,144	1,164	1,174	1,078	1,168

※課税状況調より 各年7月1日現在

(7)税額控除別納税義務者

(単位:人)

税額控除の種別		納税義務者数				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配当控除		368	353	337	315	293
住宅借入金等特別税額控除		431	413	396	350	344
寄附金税額控除		804	1,164	1,541	1,713	1,846
外国税額控除		6	5	5	4	4
配当割額の控除		55	53	64	71	76
株式等譲渡所得割額の控除		25	31	25	30	37

※課税状況調より 各年7月1日現在

2. 法人市民税の課税状況

(1) 年度別法人事業所数

(単位:件)

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人事業所	990	985	947	972	974

※課税状況調より 各年7月1日現在

(2) 年度別調定額(現年度)

(単位:千円、%)

区 分 \ 年 度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比
均 等 割	121,575	99.52	124,834	102.68	123,065	98.58	123,253	100.15
法 人 税 割	186,959	105.92	188,155	100.64	144,230	76.65	104,530	72.47
計	308,534	103.30	312,989	101.44	267,295	85.40	227,783	85.22

※課税状況調より 各年7月1日現在

(3) 均等割区分別法人数(令和6年度)

(単位:円、件、%)

区 分			税 額	納 税 義務者数	構成比	納税義務者数 前年比
資本等の金額		市内の従業者数				
1号法人	1千万円以下の法人	50人以下	60,000	609	66.20	99.35
2号法人		50人超	144,000	2	0.22	66.67
3号法人	1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	156,000	179	19.46	102.29
4号法人		50人超	180,000	17	1.85	100.00
5号法人	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	192,000	43	4.67	93.48
6号法人		50人超	480,000	8	0.87	100.00
7号法人	10億円を超える法人	50人以下	492,000	58	6.30	101.75
8号法人	10億円を超え50億円以下の法人	50人超	2,100,000	2	0.22	100.00
9号法人	50億円を超える法人	50人超	3,600,000	2	0.22	100.00
合 計		—	—	920	100.00	99.67
均等割法人数の合計 (令和5年度)		—	—	923	—	—

※課税状況調より 各年7月1日現在

(4) 法人区分別法人税割内訳(令和6年度)

(単位:件、千円、%)

法人区分	法人数	法人税割	法人税割前年比
市外本店分割法人	172	48,069	74.46
市内本店分割法人	28	25,847	94.60
単独法人	248	78,412	159.08
合計	448	152,328	107.90
法人税割の合計(令和5年度)	443	141,171	—

※課税状況調より 7月1日現在

(5) 法人号数別法人税割内訳(令和6年度)

(単位:件、千円、%)

号数	法人数	法人税割	法人税割前年比
1号法人	245	26,829	100.12
2号法人	1	10,054	1,128.40
3号法人	104	29,707	120.55
4号法人	10	38,041	162.39
5号法人	34	8,170	96.69
6号法人	7	15,725	95.32
7号法人	46	17,937	115.85
8号法人	1	5,407	22.38
9号法人	1	518	62.86
合計	449	152,388	107.95

※課税状況調より 7月1日現在

(6) 産業分類別法人市民税調定額(現年度分)

(単位:千円、%)

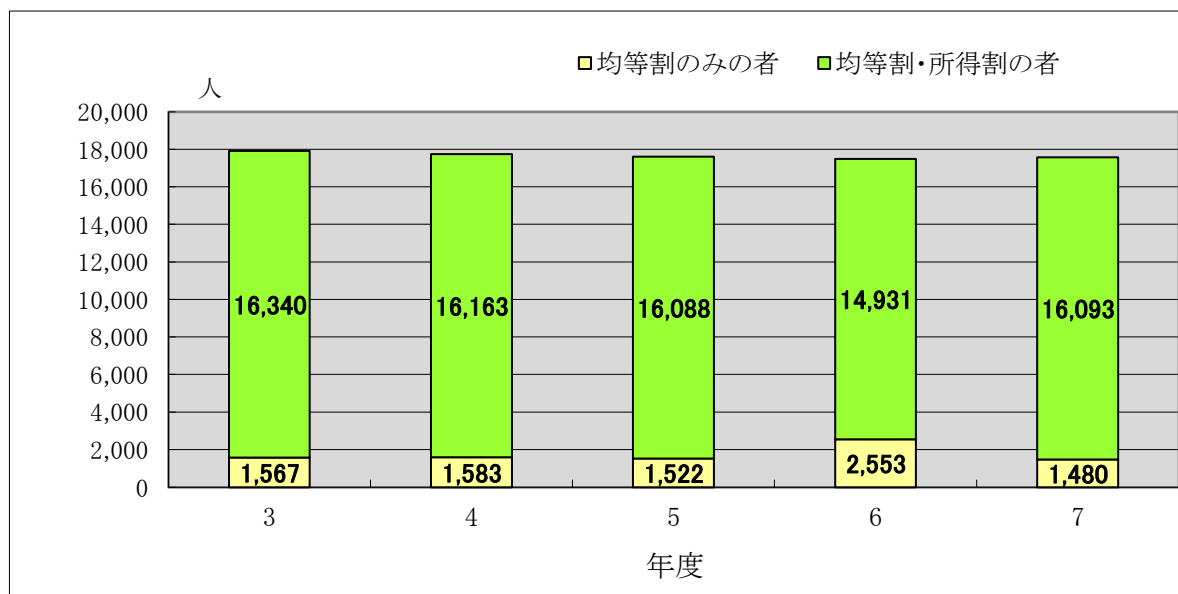
産業分類	令和4年度	令和5年度	前年比	令和6年度	前年比
農業	30,369	31,480	103.66	12,200	38.75
林業	1,968	2,951	149.95	2,219	75.19
漁業	8,796	7,383	83.94	4,388	59.43
鉱業	291	246	84.54	249	101.22
建設業	45,389	43,875	96.66	47,163	107.49
製造業	61,663	29,428	47.72	53,788	182.78
卸小売業	60,717	58,508	96.36	60,966	104.20
金融・保険業	20,503	13,792	67.27	20,170	146.24
不動産業	5,344	5,261	98.45	8,632	164.08
運輸・通信業	6,216	11,903	191.49	8,879	74.59
電気・ガス水道業	2,462	2,604	105.77	4,826	185.33
サービス業	57,870	54,612	94.37	57,157	104.66
合計	301,588	262,043	86.89	280,637	107.10
※うち、均等割額	118,412	117,649	99.36	124,664	105.96

※過年度分・滞納繰越分の調定額は含まない。

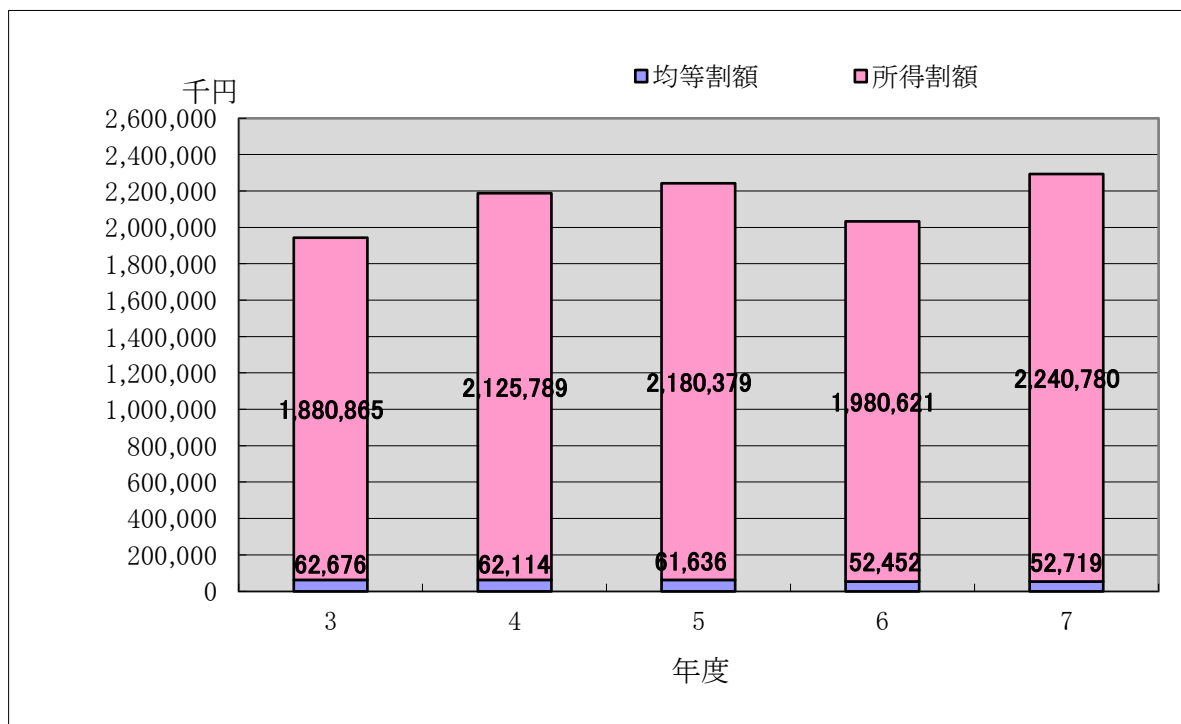
※決算資料より

3. 市民税関係グラフ

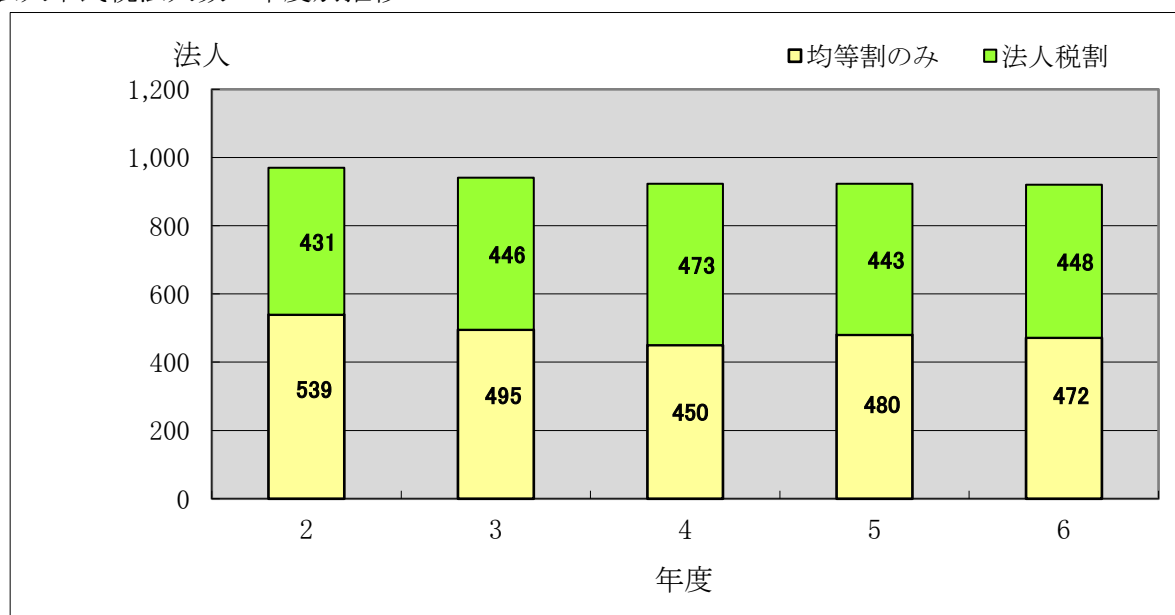
(1) 個人市民税納税義務者数の年度別推移



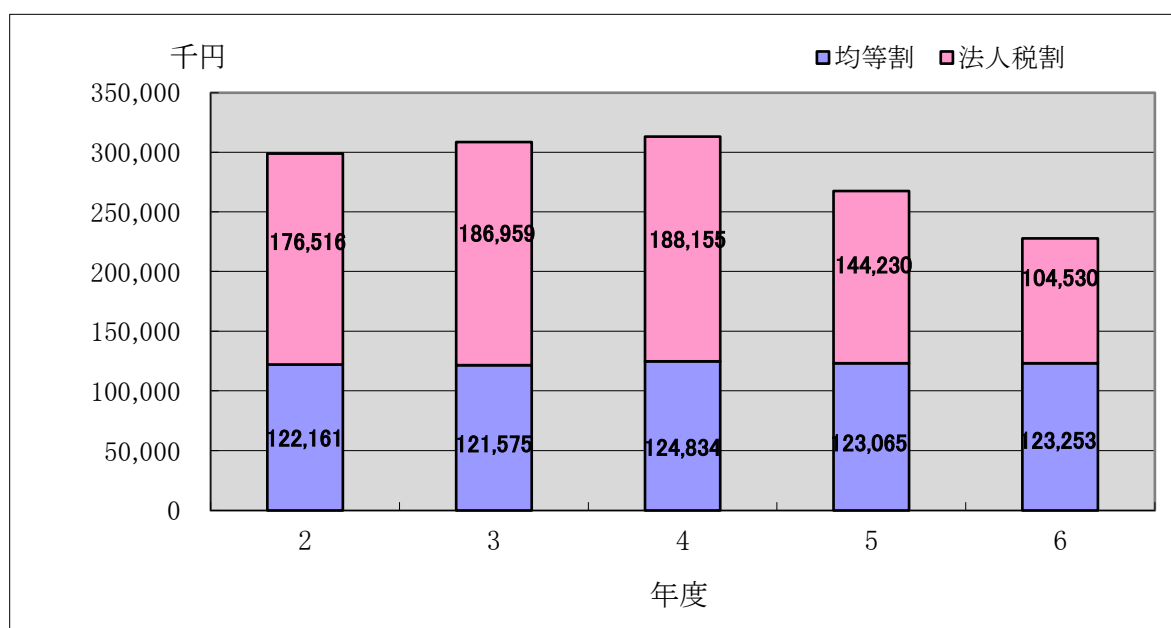
(2) 個人市民税調定額の年度別推移



(3) 法人市民税法人数の年度別推移



(4) 法人市民税調定額の年度別推移



V 固定資産税

1. 土地・家屋等の状況

(1) 土地・家屋の推移(各年1月1日現在)

(単位:筆、棟)

区分 年度	土 地	家 屋
令和3年度	62,141	19,223
令和4年度	62,356	19,039
令和5年度	62,495	18,956
令和6年度	62,598	18,907
令和7年度	62,619	18,801

(評価筆・棟数の総数)

(2) 納税義務者の推移(各年1月1日現在)

(単位:人)

区分 年度	土 地	家 屋	償却資産
令和3年度	9,674	10,599	818
令和4年度	9,684	10,667	893
令和5年度	9,669	10,653	931
令和6年度	9,559	10,631	941
令和7年度	9,532	10,575	946

(法定免税点以上)

(3) 課税標準額と評価額の推移(各年1月1日現在)

(単位:千円、%)

区分 年度	土 地				家 屋			
	課税標準額	前年比	評価額	前年比	課税標準額	前年比	評価額	前年比
令和3年度	25,084,840	96.8%	56,733,769	96.6%	64,030,859	88.4%	65,643,073	90.1%
令和4年度	25,137,289	100.2%	56,862,369	100.2%	72,062,108	112.5%	72,423,241	110.3%
令和5年度	25,086,441	99.8%	56,875,462	100.0%	72,846,818	101.1%	73,207,951	101.1%
令和6年度	24,441,339	97.4%	55,226,622	97.1%	71,664,106	98.4%	72,022,165	98.4%
令和7年度	24,421,643	99.9%	55,307,033	100.1%	72,525,718	101.2%	72,883,777	101.2%

(法定免税点以上)

区分 年度	償却資産				合 計			
	課税標準額	前年比	評価額	前年比	課税標準額	前年比	評価額	前年比
令和3年度	29,526,227	94.6%	31,624,191	94.7%	118,641,926	91.6%	154,001,033	93.4%
令和4年度	32,257,012	109.2%	34,246,800	108.3%	129,456,409	109.1%	163,532,410	106.2%
令和5年度	35,442,930	109.9%	39,278,894	114.7%	133,376,189	103.0%	169,362,307	103.6%
令和6年度	37,407,342	105.5%	43,020,030	109.5%	133,512,787	100.1%	170,268,817	100.5%
令和7年度	40,248,253	107.6%	45,558,375	105.9%	137,195,614	102.8%	173,749,185	102.0%

(法定免税点以上)

※各年度概要調書より抜粋

【法定免税点】

同一市町村の区域内にあり、同一人の所有する固定資産に係る固定資産税の課税標準額が、次の額未満の場合には、固定資産税が免除され、これ以上の場合、その全額について課税される。(地方税法第351条)

(土地) 30万円、(家屋) 20万円、(償却資産) 150万円 ※それぞれ課税標準額の合計額

2. 固定資産税の課税状況

(1) 土地

区 分 \ 年 度		令和5年度					
		地 積	筆 数	決 定 価 格	課税標準額	単位当り価格	
		m ²	筆	千円	千円	平均価格 円/m ²	最高価格 円/m ²
田	一般田	96,272	9	1,752	1,688	18	18
	介在田・市街化区域田						
畑	一般畑	136,799,732	13,423	1,311,411	1,292,274	10	30
	介在田・市街化区域畑						
宅地	小規模住宅用地	2,530,530	14,666	22,958,628	3,658,595	9,073	26,348
	一般住宅用地	1,903,577	11,840	10,882,678	3,567,165	5,717	26,348
	住宅用地以外の宅地(非住宅地)	5,742,440	7,184	18,331,651	12,671,473	3,192	26,374
	計	10,176,547	33,690	52,172,957	19,897,233	5,127	26,374
鉱泉地		20	6	6,455	6,455	322,750	1,218,150
池沼		17,859	7	19	18	1	1
山林	一般山林	90,366,975	7,207	249,286	213,142	3	4
	介在山林						
牧場		4,828,577	429	10,162	9,896	2	3
原野		9,309,353	3,485	19,859	14,624	2	3
雑種地	ゴルフ場用地	911,195	63	349,689	349,689	384	428
	遊園地等の用地						
	鉄軌道用地	460,585	157	469,691	140,907	1,020	3,157
	その他雑種地	12,255,241	4,019	3,585,197	3,160,515	293	9,425
	計	13,627,021	4,239	4,404,577	3,651,111	323	9,425
合 計		265,222,356	62,495	58,176,478	25,086,441	219	—

※地籍、筆数、決定価格は評価総数。課税標準額は決定価格のうち法定免税点以上のものに係る課税標準額

令和6年度						令和7年度					
地 積 m ²	筆 数 筆	決 定 価 格 千円	課税標準額 千円	単位当り価格		地 積 m ²	筆 数 筆	決 定 価 格 千円	課税標準額 千円	単位当り価格	
				平均価格 円/m ²	最高価格 円/m ²					平均価格 円/m ²	最高価格 円/m ²
96,272	9	1,752	1,688	18	18	96,272	9	1,752	1,688	18	18
136,752,122	13,429	1,310,976	1,294,750	10	30	136,613,192	13,390	1,309,560	1,294,305	10	30
2,536,711	14,688	22,412,629	3,559,858	8,835	25,348	2,538,231	14,672	22,458,490	3,571,459	8,848	25,348
1,910,217	11,897	10,655,838	3,484,643	5,578	25,348	1,912,791	11,907	10,689,946	3,496,099	5,589	25,348
5,783,784	7,171	17,577,337	12,232,153	3,039	25,374	5,788,683	7,183	17,555,541	12,190,906	3,033	25,374
10,230,712	33,756	50,645,804	19,276,654	5,127	26,374	10,239,705	33,762	50,703,977	19,258,464	4,952	25,374
20	6	6,262	6,262	313,100	1,218,150	20	6	6,435	6,383	321,750	1,218,150
17,859	7	19	18	1	1	17,859	7	19	18	1	1
90,248,616	7,231	248,928	213,158	3	4	90,209,536	7,249	248,738	212,716	3	4
4,825,424	429	10,153	9,888	2	3	4,704,085	424	9,820	9,554	2	3
9,339,295	3,476	19,897	14,806	2	3	9,483,402	3,508	20,176	15,097	2	3
911,195	63	349,688	349,688	384	428	911,195	63	349,688	349,688	384	428
460,585	157	447,808	134,342	972	3,007	460,585	157	447,808	134,342	972	3,007
12,278,580	4,035	3,556,941	3,140,085	290	9,425	12,329,366	4,044	3,555,414	3,139,388	288	9,425
13,650,360	4,255	4,354,437	3,624,115	323	9,425	13,701,146	4,264	4,352,910	3,623,418	318	9,425
265,160,680	62,598	56,598,228	24,441,339	213	—	265,065,217	62,619	56,653,387	24,421,643	214	—

※各年度概要調書より

(2)家屋

1) 家屋の概要

区 分	年 度	令和5年度		
		棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)
免税点以上のもの		18,578	3,042,500	73,207,951
免税点未満のもの		378	20,342	31,632
合 計		18,956	3,062,842	73,239,583

2) 木造家屋

区 分	年 度	令和5年度			
		棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	1㎡当りの 価格(円)
木 造	戸建形式住宅	9,738	1,175,132	23,854,897	20,300
	集合形式住宅	609	153,230	3,349,497	21,859
	併用住宅	562	103,374	1,560,908	15,100
	ホテル・旅館	43	11,500	178,699	15,539
	事務所・店舗	378	49,504	827,781	16,721
	劇場・病院	13	2,886	98,130	34,002
	工場・倉庫	268	37,817	236,522	6,254
	附属家	1,669	269,362	1,304,478	4,843
	計	13,280	1,802,805	31,410,912	17,423
	免税点未満のもの	284	17,600	23,528	1,337

3) 非木造家屋

区 分	年 度	令和5年度			
		棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	1㎡当りの 価格(円)
非 木 造	事務所・店舗	392	198,583	10,736,624	54,066
	住宅用建物	540	191,497	10,075,235	52,613
	病院・ホテル	60	158,830	8,950,635	56,354
	工場・倉庫	1,526	437,661	8,378,852	19,145
	その他	2,780	253,124	3,655,693	14,442
	計	5,298	1,239,695	41,797,039	33,716
	免税点未満のもの	94	2,742	8,104	2,956

令和6年度			令和7年度		
棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)
18,533	3,047,554	72,022,165	18,466	3,045,046	72,883,777
374	19,592	31,175	335	17,270	28,199
18,907	3,067,146	72,053,340	18,801	3,062,316	72,911,976

令和6年度				令和7年度			
棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	1㎡当りの 価格(円)	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	1㎡当りの 価格(円)
9,758	1,178,047	23,893,823	20,283	9,756	1,177,333	24,147,099	20,510
609	153,408	3,334,177	21,734	608	152,968	3,347,474	21,883
558	103,330	1,556,647	15,065	552	102,386	1,556,911	15,206
49	11,654	198,443	17,028	47	11,360	197,890	17,420
378	49,298	836,361	16,965	375	48,682	842,053	17,297
13	2,903	96,569	33,265	12	2,450	98,127	40,052
264	37,357	235,912	6,315	269	37,682	250,656	6,652
1,647	268,613	1,290,454	4,804	1,626	270,287	1,364,206	5,047
13,276	1,804,610	31,442,386	17,423	13,245	1,803,148	31,804,416	17,638
275	16,870	22,872	1,356	239	14,688	20,390	1,388

令和6年度				令和7年度			
棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	1㎡当りの 価格(円)	棟数(棟)	床面積(㎡)	価格(千円)	1㎡当りの 価格(円)
391	198,582	10,409,943	52,421	387	197,679	10,569,536	53,468
545	191,967	10,037,750	52,289	542	192,604	10,243,392	53,184
58	158,552	8,533,367	53,821	59	158,072	8,496,344	53,750
1,535	441,727	8,124,678	18,393	1,545	442,710	8,296,648	18,741
2,728	252,116	3,474,041	13,780	2,688	250,833	3,473,441	13,848
5,257	1,242,944	40,579,779	32,648	5,221	1,241,898	41,079,361	33,078
99	2,722	8,303	3,050	96	2,582	7,809	3,024

※各年度概要調書より

(3) 償却資産

年度 区分		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		決定価格	前年比	決定価格	前年比	決定価格	前年比
		課税標準額 千円		課税標準額 千円		課税標準額 千円	
市長が価格を決定したもの	構築物	9,036,811	109.2%	9,452,879	104.6%	11,264,205	119.2%
		8,592,177	105.0%	8,749,589	101.8%	10,653,518	121.8%
	機械及び装置	21,046,333	122.8%	23,992,438	114.0%	24,254,869	101.1%
		18,618,017	115.1%	19,965,093	107.2%	20,407,002	102.2%
	船舶	1,101,178	96.1%	988,475	89.8%	910,753	92.1%
		601,583	97.0%	504,557	83.9%	470,812	93.3%
	航空機	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
	車両及び運搬具	254,434	122.1%	217,534	85.5%	215,054	98.9%
		254,434	122.1%	217,534	85.5%	215,054	98.9%
	工具、器具及び備品	2,913,473	101.6%	3,340,356	114.7%	3,670,253	109.9%
		2,908,598	101.8%	3,332,706	114.6%	3,665,167	110.0%
	小計	34,352,229	115.9%	37,991,682	110.6%	40,315,134	106.1%
		30,974,809	110.5%	32,769,479	105.8%	35,411,553	108.1%
法第三百八十九条関係	総務大臣の決定配分	2,485,914	115.0%	2,349,901	94.5%	2,329,011	99.1%
		2,043,458	115.0%	1,970,052	96.4%	1,993,386	101.2%
	北海道知事の決定配分	2,440,751	99.7%	2,678,447	109.7%	2,914,230	108.8%
		2,424,663	99.4%	2,667,811	110.0%	2,843,314	106.6%
	小計	4,926,665	106.9%	5,028,348	102.1%	5,243,241	104.3%
		4,468,121	106.0%	4,637,863	103.8%	4,836,700	104.3%
合計		39,278,894	114.7%	43,020,030	109.5%	45,558,375	105.9%
		35,442,930	109.9%	37,407,342	105.5%	40,248,253	107.6%

※法定免税点以上のもの

※各年度概要調書より

地方税法 第389条(道府県知事又は総務大臣の評価の権限等)

【概要】

償却資産について、道府県知事又は総務大臣（関係市町村が二以上の道府県に係るとき）が総務省令の定めるところによって指定するもので、当該固定資産が所在するものとされる市町村並びにその価格からさまざまな特例等により得た額を決定し、決定した価格等を当該市町村に配分・通知し、課税されるもの。

※代表的は例としては、大型船舶や送電線・線路等がある。

3. 都市計画税の概要

(1) 都市計画区域及び課税区域

区 分	市町村の面積 (千㎡)	市街化区域 A (千㎡)	市街化区域 調整区域 B (千㎡)	そ の 他 C (千㎡)	計 (A+B+C) (千㎡)	都市計画事 業の認可の 有 無
課税区域 の面積		－	－	5,848	5,848	
都市計画区域 の面積	470,840	－	－	35,580	35,580	無

※令和7年度概要調書より

(2) 納税義務者数

区 分	総 数 (人)	法定免税点未満の者 (人)	法定免税点以上の者 (人)
土 地	9,104	1,135	7,969
家 屋	8,670	158	8,512
実 数	10,323	491	9,832

※令和7年度概要調書より

(3) 地積及び床面積

区 分			市街化区域	市街化調整区域	その他	計
土地の 地積 (千㎡)	宅地等	宅 地			4,194	4,194
		そ の 他			852	852
		小 計			5,046	5,046
	農 地				190	190
	計				5,236	5,236
家屋の 床面積 (㎡)	木 造 家 屋				1,238,278	1,238,278
	木造以外の家屋				602,774	602,774
	計				1,841,052	1,841,052
土地の 筆数 (筆)	宅地等	宅 地			15,678	15,678
		そ の 他			940	940
		小 計			16,618	16,618
	農 地				42	42
	計				16,660	16,660
家屋の 棟 数 (棟)	木 造 家 屋				9,987	9,987
	木造以外の家屋				2,834	2,834
	計				12,821	12,821

※法定免税点以上のもの

※令和7年度概要調書より

(4) 都市計画税の推移(各年1月1日現在)

(単位:千円、%)

区分 年度	納税義務者数 (人)	課 税 標 準 額			調 定 見 込 額 (千円)	前 年 比 (%)
		土 地 (千円)	家 屋 (千円)	計 (千円)		
令和3年度	9,996	24,285,820	48,140,253	72,426,073	217,278	93.6%
令和4年度	9,988	24,355,679	52,565,363	76,921,042	230,763	106.2%
令和5年度	9,942	24,324,960	53,054,374	77,379,334	232,138	100.6%
令和6年度	9,904	23,654,328	52,356,221	76,010,549	228,032	98.2%
令和7年度	9,832	23,643,650	52,938,797	76,582,447	229,747	100.8%

※法定免税点以上のもの

※各年度概要調書より

4. 国有資産等所在市町村交付金

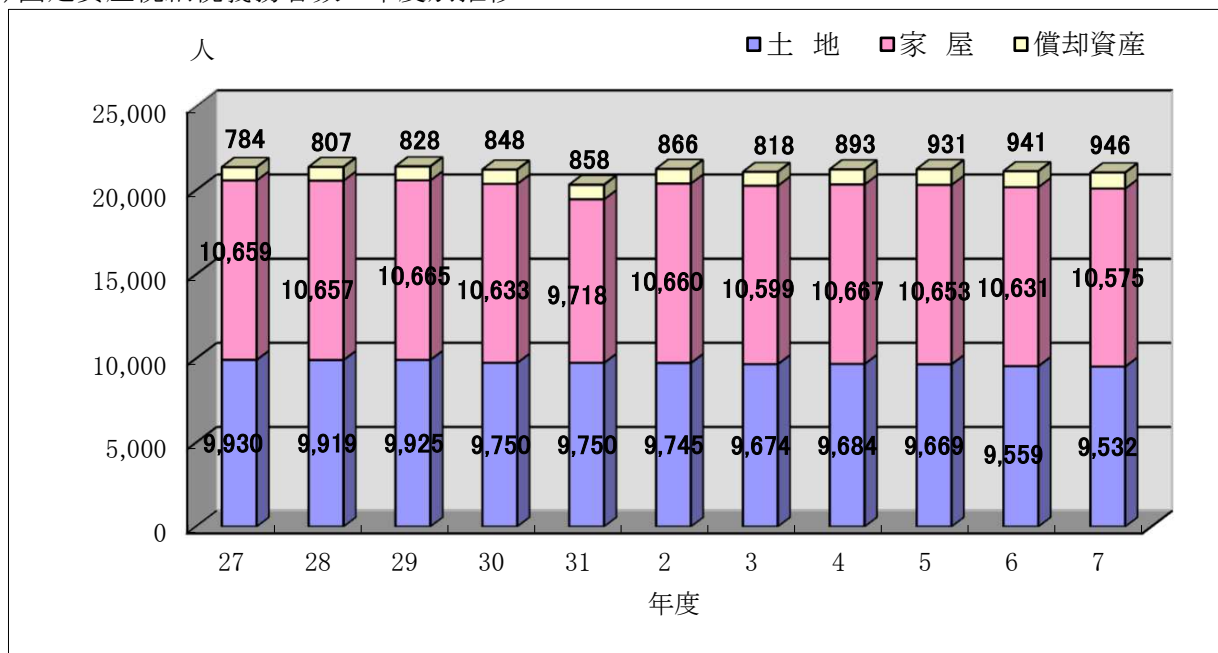
(単位:千円、%)

区分 年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %
国 有	決定価格	1,296,950	96.6%	1,257,606	97.0%	1,225,980	97.5%
	算定標準額	473,273	98.1%	466,264	98.5%	453,160	97.2%
	交付金	6,625	98.1%	6,527	98.5%	6,344	97.2%
公 有	決定価格	6,540,180	102.1%	6,633,855	101.4%	6,833,707	103.0%
	算定標準額	2,273,747	102.7%	2,306,951	101.5%	2,388,117	103.5%
	交付金	31,832	102.7%	32,297	101.5%	33,434	103.5%
計	決定価格	7,837,130	101.2%	7,891,461	100.7%	8,059,687	102.1%
	算定標準額	2,747,020	101.9%	2,773,215	101.0%	2,841,277	102.5%
	交付金	38,457	101.9%	38,824	101.0%	39,778	102.5%

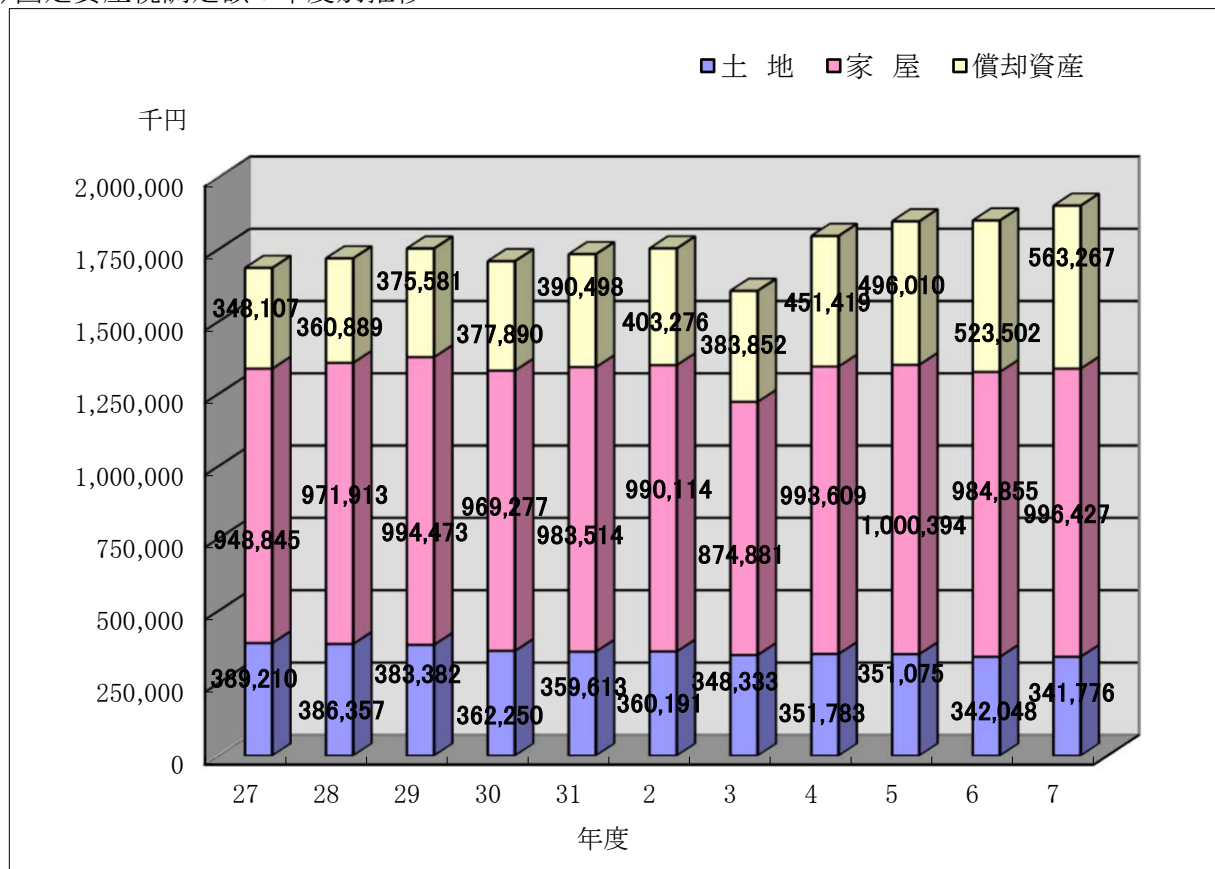
※各年度概要調書より

5. 固定資産税関係グラフ

(1) 固定資産税納税義務者数の年度別推移



(2) 固定資産税調定額の年度別推移



VI 軽自動車税・市たばこ税・入湯税

1. 軽自動車税(種別割)の概要

(1) 年度別課税台数及び調定額

(単位: 台、千円、%)

年度	区分	賦課期日現在台数	前年度比	課税台数	前年度比	税額	前年度比
令和3年度		14,814	100.7	14,464	100.6	103,062	101.9
令和4年度		14,915	100.7	14,549	100.6	105,719	102.6
令和5年度		14,948	100.2	14,578	100.2	106,773	101.0
令和6年度		15,031	100.6	14,656	100.5	108,491	101.6
令和7年度		15,068	100.2	14,684	100.2	110,431	101.8

※課税状況調より 各年7月1日現在

(2) 車種別課税台数及び調定額

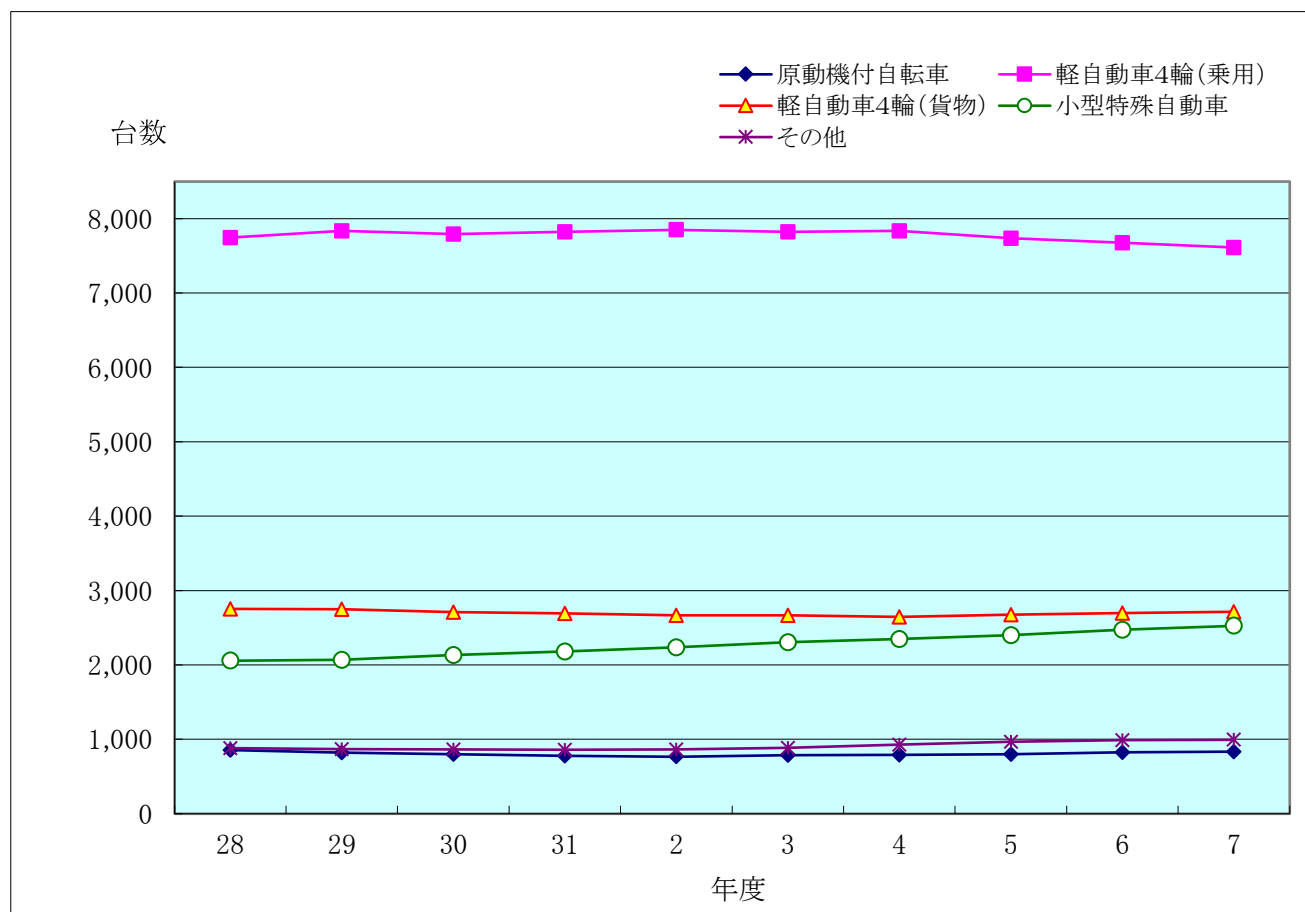
(単位: 台、千円、%)

車 種	年度	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
		区分	台数及び税額	構成比	前年度比	台数及び税額	構成比	前年度比	台数及び税額	構成比	前年度比	台数及び税額	構成比
原動機付自転車	総排気量	台数	483	3.3	97.6	492	3.4	101.9	477	3.2	97.0		
	50cc以下	税額	966	0.9	97.6	984	0.9	101.9	954	0.9	97.0		
	新基準原付	台数	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	125cc以下4.0kw以下	税額	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	特定原付	台数	—	—	—	5	0.0	—	11	0.1	220.0		
	定格出力0.6kw以下	税額	—	—	—	10	0.0	—	22	0.0	220.0		
	総排気量	台数	117	0.8	105.4	115	0.8	98.3	114	0.8	99.1		
	50cc超90cc以下	税額	234	0.2	105.4	230	0.2	98.3	228	0.2	99.1		
	総排気量	台数	164	1.1	111.6	176	1.2	107.3	192	1.3	109.1		
	90cc超125cc以下	税額	394	0.4	111.6	423	0.4	107.4	461	0.4	109.0		
軽自動車及び小型特殊自動車	ミニカー	台数	37	0.3	100.0	36	0.2	97.3	40	0.3	111.1		
	20cc超50cc以下	税額	137	0.1	100.0	133	0.1	97.1	148	0.1	111.3		
	小 計	台数	801	5.5	101.4	824	5.7	102.9	834	5.7	101.2		
		税額	1,731	1.6	101.7	1,780	1.7	102.8	1,813	1.6	101.9		
	二輪の軽自動車	台数	494	3.4	103.8	500	3.4	101.2	519	3.5	103.8		
	125cc超250cc以下	税額	1,778	1.7	103.8	1,800	1.7	101.2	1,868	1.7	103.8		
	三 輪 車 (旧 税 率)	台数	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—		
		税額	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—		
	三 輪 車 (新 税 率)	台数	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—		
		税額	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—		
一般乗用自動車	三 輪 車 (重 課)	台数	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—		
		税額	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—		
	三 輪 車 (75%軽課)	台数	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—		
		税額	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—		
	三 輪 車 (50%軽課・営業用)	台数	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—		
		税額	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—		
	三 輪 車 (25%軽課・営業用)	台数	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—		
		税額	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—		
	四輪乗用車(旧税率)	台数	2,599	17.8	86.3	2,133	14.6	82.1	1,654	11.3	77.5		
		税額	18,713	17.5	86.3	15,314	14.3	81.8	11,909	10.8	77.8		
特殊自動車	貨物用	台数	19	0.1	100.0	15	0.1	78.9	9	0.1	60.0		
		税額	57	0.1	100.0	45	0.0	78.9	27	0.0	60.0		
	自家用	台数	649	4.5	83.2	508	3.5	78.3	385	2.6	75.8		
		税額	2,596	2.4	83.2	2,032	1.9	78.3	1,540	1.4	75.8		

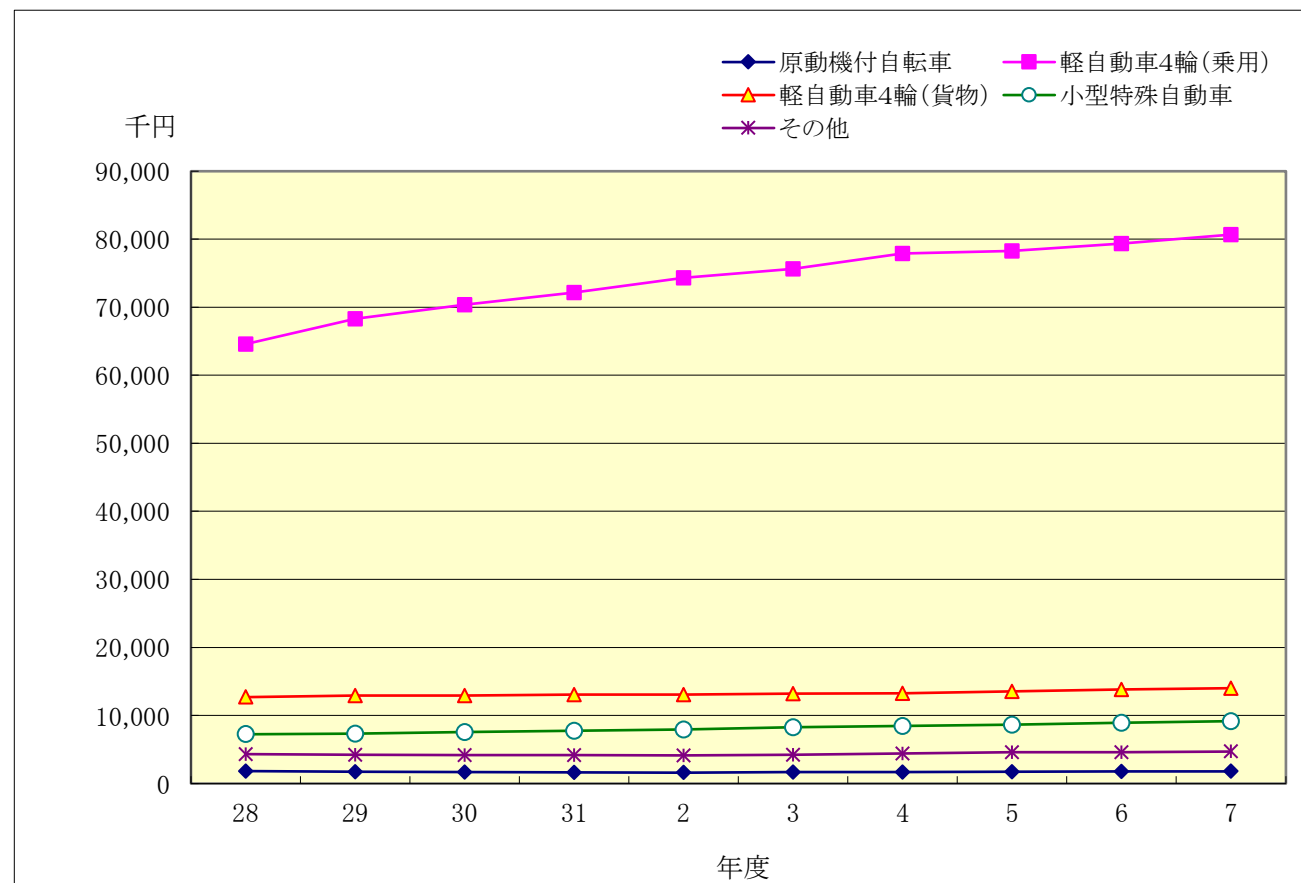
車 種				年度	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
				区分	台数及び税額	構成比	前年度比	台数及び税額	構成比	前年度比	台数及び税額	構成比	前年度比			
軽自動車及び小型特殊自動車	一般	四輪車（新税率）	乗用	営業用	台数	@6,900	0	0.0	-	1	0.0	-	2	0.0	200.0	
				税額	0	0.0	-	7	0.0	-	14	0.0	200.0			
			自家用	台数	@10,800	3,192	21.9	110.8	3,515	24.1	110.1	3,834	26.1	109.1		
				税額	34,474	32.3	110.8	37,962	35.6	110.1	41,407	37.5	109.1			
		貨物用	営業用	台数	@3,800	40	0.3	97.6	39	0.3	97.5	44	0.3	112.8		
				税額	152	0.1	97.4	148	0.1	97.4	167	0.2	112.8			
			自家用	台数	@5,000	1,070	7.3	117.8	1,208	8.3	112.9	1,330	9.1	110.1		
				税額	5,350	5.0	117.8	6,040	5.7	112.9	6,650	6.0	110.1			
		四輪車（重課税率）	乗用	営業用	台数	@8,200	0	0.0	-	3	0.0	-	3	0.0	100.0	
				税額	0	0.0	-	25	0.0	-	25	0.0	100.0			
			自家用	台数	@12,900	1,943	13.3	99.9	2,018	13.8	103.9	2,118	14.4	105.0		
				税額	25,065	23.5	100.0	26,032	24.0	103.9	27,322	24.7	105.0			
		貨物用	営業用	台数	@4,500	9	0.1	90.0	12	0.1	133.3	16	0.1	133.3		
				税額	40	0.0	88.9	54	0.0	135.0	72	0.1	133.3			
			自家用	台数	@6,000	890	6.1	100.2	916	6.3	102.9	929	6.3	101.4		
				税額	5,340	5.0	100.2	5,496	5.1	102.9	5,574	5.0	101.4			
	特殊	四輪車（75%軽課）	乗用	営業用	台数	@1,800	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
				税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
				自家用	台数	@2,700	1	0.0	-	4	0.0	400.0	1	0.0	25.0	
				税額	3	0.0	-	11	0.0	366.7	3	0.0	27.3			
			貨物用	営業用	台数	@1,000	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
				税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
				自家用	台数	@1,300	0	0.0	-	0	0.0	-	2	0.0	-	
				税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
		四輪車（50%軽課）	乗用	営業用	台数	@3,500	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
				税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
		四輪車（25%軽課）	乗用	営業用	台数	@5,200	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	
				税額	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	自動車	専ら雪上を走行するもの			台数	@3,600	1	0.0	100.0	1	0.0	100.0	2	0.0	200.0	
					税額	4	0.0	100.0	4	0.0	100.0	7	0.0	175.0		
		小型特殊自動車 農耕作業用			台数	@2,400	1,574	10.8	102.3	1,613	11.0	102.5	1,636	11.1	101.4	
					税額	3,777	3.5	102.3	3,871	3.6	102.5	3,926	3.6	101.4		
		小型特殊自動車 その他			台数	@5,900	825	5.7	101.9	857	5.8	103.9	889	6.1	103.7	
					税額	4,867	4.6	101.8	5,056	4.7	103.9	5,245	4.7	103.7		
		小計			台数		13,306	91.3	100.0	13,343	91.0	100.3	13,373	91.1	100.2	
					税額		102,216	95.7	100.9	103,897	95.8	101.6	105,756	95.8	101.8	
	二輪の小型自動車 250cc超				台数	@6,000	471	3.2	104.2	489	3.3	103.8	477	3.2	97.5	
					税額		2,826	2.6	104.2	2,814	2.6	99.6	2,862	2.6	101.7	
合 計				台数		14,578	100.0	100.2	14,656	100.0	100.5	14,684	100.0	100.2		
				税額		106,773	100.0	101.0	108,491	100.0	101.6	110,431	100.0	101.8		

※課税状況調より 各年7月1日現在

(3) 軽自動車税車種別課税台数の推移



(4) 軽自動車税車種別調定額の推移



2. 市たばこ税の概要

(1) 市たばこ税の年度別決算状況

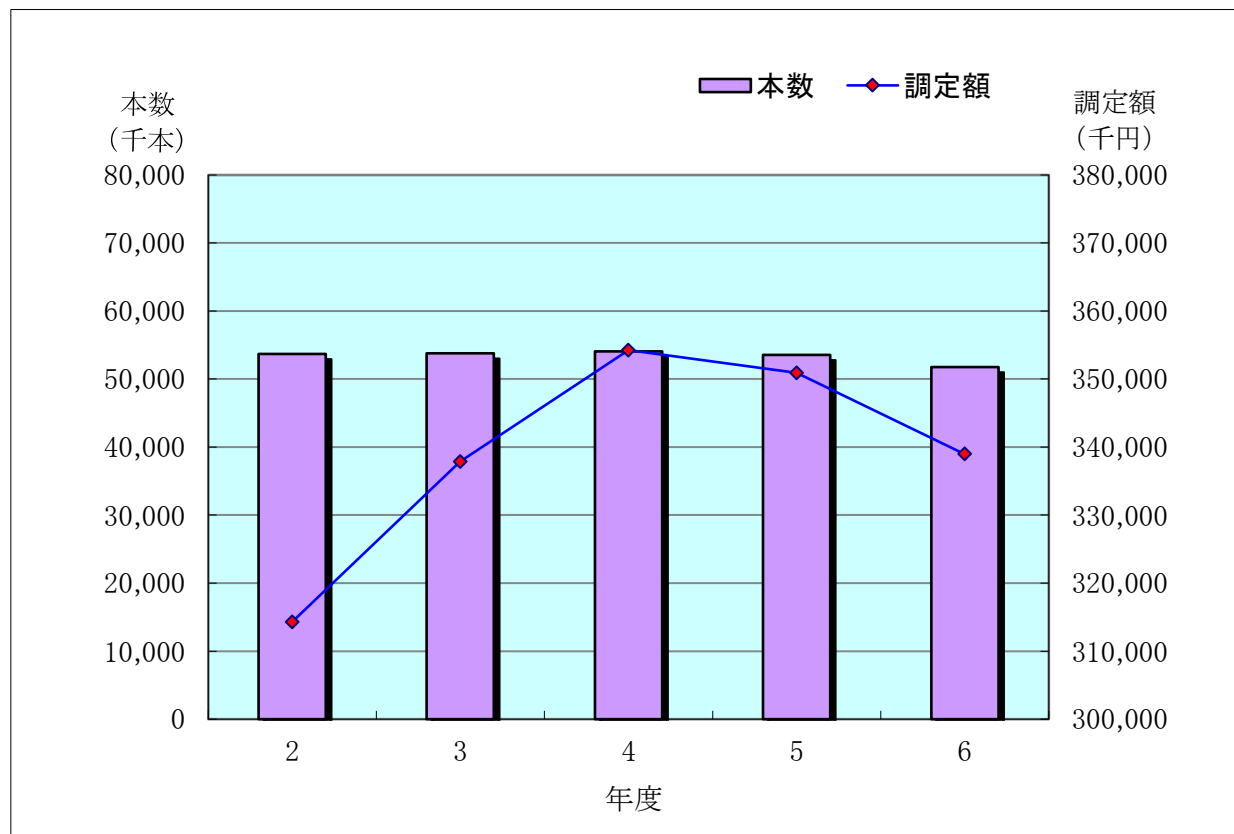
(単位:千本、千円、%)

年度 月別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	本数	税額	本数	税額	本数	税額	本数	税額	本数	税額
3	4,520	25,728	4,454	27,267	4,537	29,725	4,348	28,490	4,053	26,557
4	4,316	24,565	4,405	26,969	4,376	28,672	4,464	29,249	4,351	28,509
5	4,266	24,280	4,330	26,509	4,455	29,189	4,469	29,280	4,244	27,805
6	4,729	26,919	4,554	27,882	4,669	30,589	4,541	29,752	4,359	28,562
7	4,584	26,093	4,862	29,764	4,516	29,591	4,689	30,726	4,611	30,213
8	4,836	27,523	4,691	28,717	4,769	31,248	4,961	32,502	4,716	30,902
9	6,139	34,943	6,164	37,738	4,630	30,334	4,508	29,539	4,294	28,134
10	3,660	22,417	3,354	21,972	4,678	30,650	4,663	30,552	4,722	30,937
11	4,049	24,788	4,377	28,675	4,471	29,292	4,293	28,125	4,222	27,663
12	5,064	31,003	4,825	31,616	5,090	33,353	4,630	30,335	4,732	31,006
1	3,638	22,271	3,852	25,237	3,934	25,779	3,888	25,472	3,664	24,005
2	3,881	23,760	3,896	25,528	3,943	25,833	4,105	26,895	3,767	24,683
合 計	53,682	314,290	53,764	337,874	54,068	354,255	53,559	350,917	51,735	338,976
前年度比較	91.28	94.48	100.15	107.50	100.57	104.85	99.06	99.06	96.59	96.60

※手持品課税は含まない。

※決算書(集計表)より

(2) 市たばこ税年度別推移



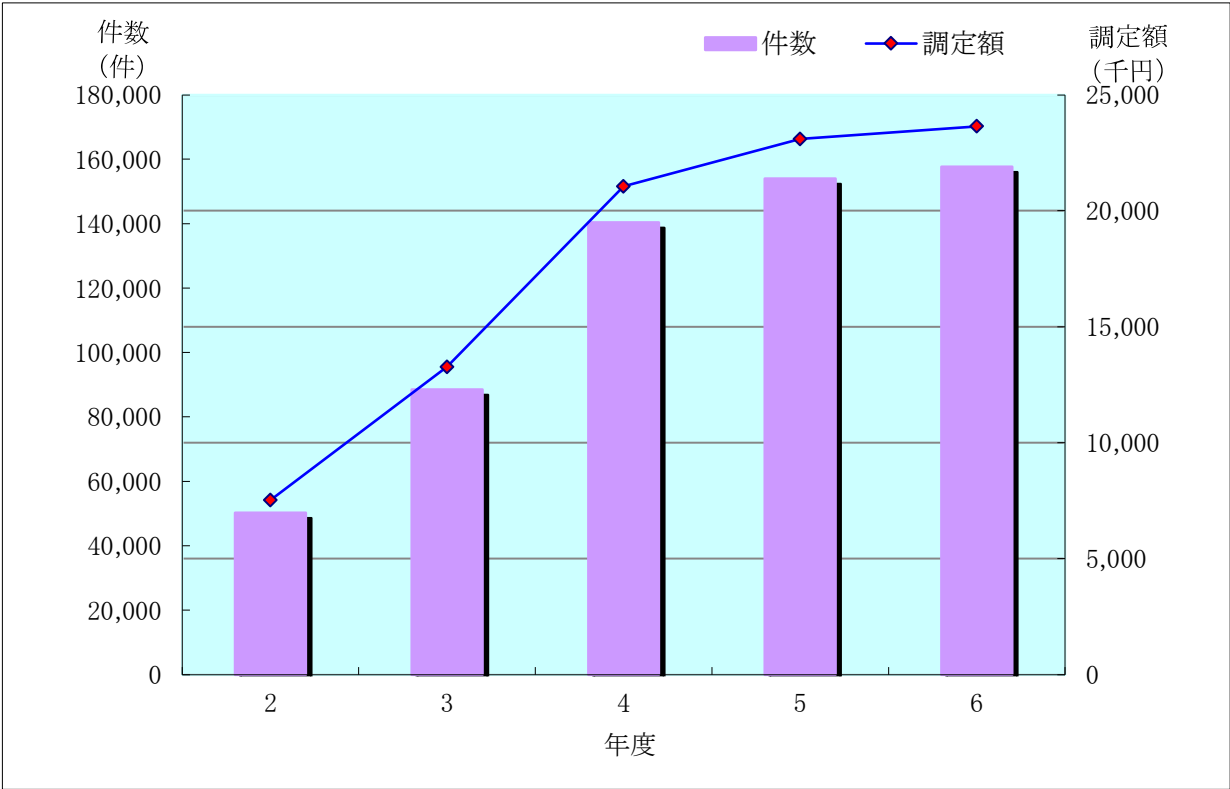
3. 入湯税の概要

(1) 入湯税の年度別決算状況 (単位:件、千円、%)

年度 月別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
3	2,069	310	3,870	580	10,164	1,525	12,006	1,801	10,900	1,635
4	600	90	2,745	412	8,144	1,222	7,962	1,194	8,183	1,227
5	307	46	2,925	439	13,282	1,992	15,230	2,284	14,397	2,160
6	1,396	209	1,640	246	12,903	1,935	14,113	2,117	13,692	2,054
7	5,797	870	10,313	1,547	13,583	2,037	17,218	2,583	16,525	2,479
8	8,469	1,270	12,599	1,890	14,653	2,198	17,424	2,614	18,924	2,839
9	8,385	1,258	9,278	1,392	13,322	1,998	14,355	2,153	15,214	2,282
10	8,676	1,301	10,400	1,560	11,404	1,711	13,817	2,073	13,988	2,098
11	5,546	832	8,125	1,219	8,966	1,345	9,142	1,371	9,021	1,353
12	3,334	500	8,232	1,235	9,900	1,485	8,488	1,273	9,141	1,371
1	2,167	325	7,630	1,144	10,010	1,501	10,150	1,522	12,022	1,803
2	3,443	517	10,721	1,608	14,025	2,104	14,098	2,115	15,611	2,342
合 計	50,189	7,528	88,478	13,272	140,356	21,053	154,003	23,100	157,618	23,643
前年度比較	44.67	44.67	176.29	176.30	158.63	158.63	109.72	109.72	102.35	102.35

※決算書(集計表)より

(2) 入湯税年度別推移



VII 収納

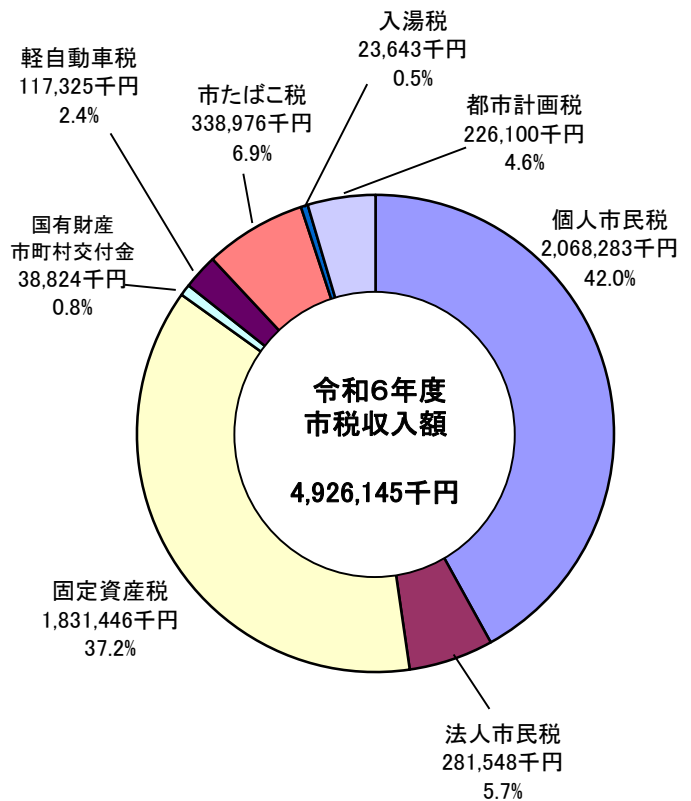
1. 市税の収納状況

(1) 令和6年度

市税税目別収納額

(単位:円、%)

税 目	税 額	構成比	前年度比
個人市民税	2,068,283,315	42.0	91.6
法人市民税	281,548,095	5.7	104.6
固定資産税	1,831,445,583	37.2	100.5
国有財産等所在 市町村交付金	38,824,000	0.8	101.0
軽自動車税(種別 割・環境性能割)	117,324,592	2.4	102.3
市たばこ税	338,976,369	6.9	96.6
入湯税	23,642,700	0.5	102.3
都市計画税	226,100,543	4.6	98.4
合 計	4,926,145,197	100.0	96.5

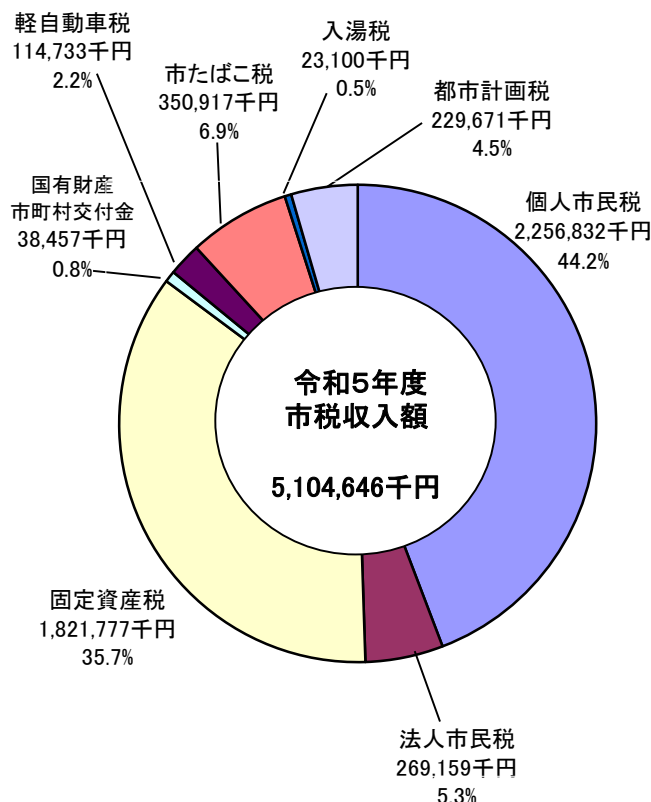


(2) 令和5年度

市税税目別収納額

(単位:円、%)

税 目	税 額	構成比	前年度比
個人市民税	2,256,831,672	44.2	101.9
法人市民税	269,158,500	5.3	87.8
固定資産税	1,821,776,934	35.7	103.1
国有財産等所在 市町村交付金	38,457,500	0.8	101.9
軽自動車税(種別 割・環境性能割)	114,732,797	2.2	100.4
市たばこ税	350,917,451	6.9	99.0
入湯税	23,100,450	0.5	109.7
都市計画税	229,671,082	4.5	100.8
合 計	5,104,646,386	100.0	101.2



※各年度決算書より

2. 市税年度別収納状況

(単位:円、%)

区分 年度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率	不納欠損額
令和2年度	4,927,227,486	4,622,193,891	260,150,846	93.8	44,882,749
令和3年度	4,887,158,405	4,676,173,336	187,409,704	95.7	23,575,365
令和4年度	5,246,094,120	5,044,099,585	177,094,479	96.1	24,900,056
令和5年度	5,292,066,376	5,104,623,975	158,048,010	96.5	29,394,391
令和6年度	5,078,567,274	4,926,098,871	133,215,137	97.0	19,253,266

※還付未済額を除く

※各年度決算書より

3. 口座振替状況

区分 税目・年度		課 税		口座振替		加入率	
		納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
		人	千円	人	千円	%	%
市道民税 (普通徴収)	2年度	6,696	1,087,056	1,882	548,086	28.1	50.4
	3年度	6,490	1,140,931	1,881	585,850	29.0	51.3
	4年度	6,636	1,536,606	1,802	801,280	27.2	52.1
	5年度	6,326	1,581,663	1,748	777,166	27.6	49.1
	6年度	6,355	1,406,159	1,427	609,348	22.5	43.3
固定資産税 都市計画税	2年度	12,736	1,980,266	4,449	583,646	34.9	29.5
	3年度	12,671	1,817,078	4,393	570,871	34.7	31.4
	4年度	12,681	2,011,071	4,379	619,188	34.5	30.8
	5年度	12,651	2,073,980	4,329	660,053	34.2	31.8
	6年度	12,566	2,063,726	4,196	651,881	33.4	31.6
軽自動車税	2年度	9,503	101,180	3,674	18,322	38.7	18.1
	3年度	9,464	103,075	3,696	18,587	39.1	18.0
	4年度	9,458	105,714	3,757	19,197	39.7	18.2
	5年度	9,393	106,780	3,763	19,255	40.1	18.0
	6年度	9,279	108,542	3,807	19,527	41.0	18.0
合 計	2年度	28,935	3,168,502	10,005	1,150,054	34.6	36.3
	3年度	28,625	3,061,084	9,970	1,175,308	34.8	38.4
	4年度	28,775	3,653,391	9,938	1,439,665	34.5	39.4
	5年度	28,370	3,762,423	9,840	1,456,474	34.7	38.7
	6年度	28,200	3,578,427	9,430	1,280,756	33.4	35.8
国民健康 保険料	2年度	4,129	905,100	1,953	557,421	47.3	61.6
	3年度	4,039	882,592	1,964	544,670	48.6	61.7
	4年度	4,515	872,308	1,949	552,737	43.2	63.4
	5年度	3,875	852,685	1,923	538,744	49.6	63.2
	6年度	3,667	820,241	1,853	510,913	50.5	62.3

4. 督促状の発送状況

(単位:件)

税目等 年度	市 民 税			固定資産税 都市計画税	軽自動車税	市税合計	国民健康 保険料	後期高齢 者医療 保険料
	普通徴収	特別徴収	法人					
令和2年度	3,729	167	71	4,458	1,388	9,813	4,795	539
令和3年度	3,739	154	44	4,659	1,540	10,136	4,507	481
令和4年度	3,369	175	48	4,328	1,375	9,295	3,965	476
令和5年度	3,469	171	53	4,099	1,307	9,099	3,784	572
令和6年度	3,226	159	69	4,158	1,220	8,832	3,720	595

5. 差押等の状況

(単位:件、千円)

年度 項目・件数等		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付要求	件 数	17	8	10	10	4
	差押税額	6,095	924	1,601	1,120	3,076
	換価配当額	474	1,354	1,269	49	3,664
不動産	件 数	0	0	0	0	0
	差押税額	0	0	0	0	0
	換価配当額	0	0	0	0	0
債権(給与)	件 数	10	3	7	7	11
	差押税額	5,135	1,810	1,463	2,823	2,406
	換価配当額	16,762	15,311	12,409	12,855	16,003
債権(預金)	件 数	211	166	132	210	215
	差押税額	40,155	38,626	40,987	39,588	25,301
	換価配当額	20,269	15,580	15,382	15,146	13,382
国税還付金	件 数	31	34	49	53	60
	差押税額	20,035	18,996	14,057	20,128	37,639
	換価配当額	2,738	3,920	3,299	2,969	7,641
道税還付金	件 数	7	7	4	34	5
	差押税額	3,586	2,996	602	1,594	2,372
	換価配当額	103	144	67	156	168
債権(年金)	件 数	0	0	0	1	0
	差押税額	0	0	0	827	0
	換価配当額	442	232	325	427	0
インターネット 等公売(動産)	件 数	2	2	1	3	2
	差押税額	6,284	5,783	2,694	2,608	1,799
	換価配当額	676	202	143	680	595
そ の 他	件 数	9	13	9	48	11
	差押税額	3,469	3,601	3,432	7,325	3,339
	換価配当額	1,148	2,097	1,374	6,251	1,381
合 計	件 数	287	233	212	366	308
	差押税額	84,759	72,736	64,836	76,013	75,932
	換価配当額	42,612	38,840	34,268	38,533	42,834

※各年度決算書より

6. 年度別徴収率の推移

(単位: %)

税目等 年度	市 民 税						固定資産税		軽自動車税		都市計画税		市税合計		
	個人		法人		計										
	現年	滞繰	現年	滞繰	現年	滞繰	現年	滞繰	現年	滞繰	現年	滞繰	現年	滞繰	計
令和2年度	98.86	30.49	97.23	15.40	98.65	29.63	96.92	9.28	99.11	41.93	96.92	9.28	98.04	16.93	93.81
令和3年度	99.41	34.22	99.75	58.66	99.46	37.28	98.83	28.98	99.28	35.70	98.83	28.98	99.26	31.96	95.68
令和4年度	99.41	24.78	99.61	12.50	99.43	23.98	98.74	7.41	99.33	31.91	98.74	7.41	99.20	13.55	96.15
令和5年度	99.37	27.25	99.39	2.80	99.37	25.42	98.88	10.97	99.42	37.72	98.88	10.97	99.23	16.28	96.46
令和6年度	99.41	42.95	99.78	18.85	99.45	40.87	99.07	13.28	99.60	39.42	99.07	13.28	99.34	23.76	97.00

7. 年度別不納欠損額

(単位: 件、円)

年 度	税 目	地方税法第15条の7 (執行停止)		地方税法第18条 (時効)		不納欠損額合計	
		件 数	不納欠損額	件 数	不納欠損額	件 数	不納欠損額
令和2年度	個人市民税	36	1,019,808	21	844,765	57	1,864,573
	法人市民税	2	100,000	8	419,752	10	519,752
	固定資産税+都市計画税	38	37,651,680	59	4,727,744	97	42,379,424
	軽自動車税	9	50,700	10	68,300	19	119,000
	計	85	38,822,188	98	6,060,561	183	44,882,749
令和3年度	個人市民税	36	1,473,332	13	525,466	49	1,998,798
	法人市民税	6	1,015,300	4	243,600	10	1,258,900
	固定資産税+都市計画税	22	14,605,497	79	5,396,070	101	20,001,567
	軽自動車税	18	176,000	11	140,100	29	316,100
	計	82	17,270,129	107	6,305,236	189	23,575,365
令和4年度	個人市民税	30	941,702	19	1,693,329	49	2,635,031
	法人市民税	1	60,000	4	240,000	5	300,000
	固定資産税+都市計画税	14	17,390,076	57	4,394,849	71	21,784,925
	軽自動車税	6	78,200	9	101,900	15	180,100
	計	51	18,469,978	89	6,430,078	140	24,900,056
令和5年度	個人市民税	19	1,173,664	17	645,245	36	1,818,909
	法人市民税	5	245,000	9	741,600	14	986,600
	固定資産税+都市計画税	31	21,893,600	77	4,550,182	108	26,443,782
	軽自動車税	5	48,800	9	96,300	14	145,100
	計	60	23,361,064	112	6,033,327	172	29,394,391
令和6年度	個人市民税	20	526,573	19	804,188	39	1,330,761
	法人市民税	1	50,000	1	60,000	2	110,000
	固定資産税+都市計画税	25	12,751,928	69	4,962,677	94	17,714,605
	軽自動車税	4	34,400	7	63,500	11	97,900
	計	50	13,362,901	96	5,890,365	146	19,253,266

※決算書より

VIII その他

1. 徴税費等の状況

(単位:千円、%)

区 分			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			金 額	構成比	前年度比	金 額	構成比	前年度比	金 額	構成比	前年度比
市 税 (A)			5,044,112	77.53	107.87	5,104,646	77.41	101.20	4,926,145	78.36	96.50
個 人 道 民 税 (B)			1,461,684	22.47	112.24	1,489,669	22.59	101.91	1,360,662	21.64	91.34
合 計 (C)			6,505,796	100.00	108.82	6,594,315	100.00	101.36	6,286,807	100.00	95.34
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	54,446	35.91	101.34	54,322	39.09	99.77	57,917	43.50	106.62
		諸 手 当	34,453	22.72	102.94	32,152	23.14	93.32	32,225	24.20	100.23
		そ の 他	22,302	14.71	95.45	22,497	16.19	100.87	22,909	17.21	101.83
		小 計	111,201	73.33	100.58	108,971	78.41	97.99	113,051	84.90	103.74
	需 用 費	旅 費	985	0.65	432.02	657	0.47	66.70	968	0.73	147.34
		そ の 他	39,307	25.92	240.48	29,185	21.00	74.25	18,897	14.19	64.75
		小 計	40,292	26.57	243.12	29,842	21.47	74.06	19,865	14.92	66.57
	そ の 他	報奨金及びこれに類する経費	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-
		そ の 他	145	0.10	81.92	162	0.12	111.72	234	0.18	144.44
		小 計	145	0.10	81.92	162	0.12	111.72	234	0.18	144.44
	合 計 (D)		151,638	100.00	119.11	138,975	100.00	91.65	133,150	100.00	95.81
	道 民 税 徴 収 取 扱 費	納税通知及び納税義務者数を基準とした金額		53,286	100.00	99.05	52,824	100.00	99.13	52,473	100.00
報奨金の額に相当する金額		0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	
合 計 (E)		53,286	100.00	99.05	52,824	100.00	99.13	52,473	100.00	99.34	
道民税徴収取扱費を除く徴税費 (D)-(E)=(F)			98,352		133.78	86,151		87.59	80,677		93.65
税 収 入 に 対 す る 徴 収 費 の 割 合	市税及び個人道民税に対する割合 (D)/(C)		2.33			2.11			2.12		
	市税に対する割合 (F)/(A)		1.95			1.69			1.64		
徴 税 吏 員 数			20			21			21		

※各年課税状況調より

2. 市税現行税率等一覧 - 1 -

区分		課税客体・納税義務者等	賦課期日	税 率	申告期限	納 期 限	
市 民 税	個人	1 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 2 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日	均等割 3,000円 (平成26年度～令和5年度:500円加算) 所得割 6%	市民税の申告 3月15日 給与支払報告書 1月31日	<普通徴収> 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 12月26日 <特別徴収> 徴収月:6月～翌年5月 納期限:徴収月の翌月10日	
	法人	1 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 2 市内に宿泊所、クラブ、寮、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所・事業所を有しないもの(均等割)		<均等割> ① 資本金の金額が1,000万円以下である法人で市内に有する事務所、事業所又は寮などの従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 60,000円 ② 資本金の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円 ③ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下のもの 年額 156,000円 ④ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 180,000円 ⑤ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下のもの 年額 192,000円 ⑥ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 480,000円 ⑦ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下のもの 年額 492,000円 ⑧ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円 ⑨ 資本金の金額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 3,600,000円 <法人税割> 8.4%	事業年度終了後 2ヶ月以内 均等割のみは 5月1日	申告期限と同じ 事業年度終了後2ヶ月以内 均等割のみは 5月1日	
	固定資産税	(課税客体) 固定資産・・・土地・家屋・償却資産 (納税義務者) 固定資産の所有者	1月1日	1.4% (免税点) ・土地 30万円 ・家屋 20万円 ・償却資産 150万円	償却資産の申告 1月31日	第1期 5月31日 第2期 7月31日 第3期 9月30日 第4期 11月30日	
	都市計画税	(課税客体) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する土地・家屋 (納税義務者) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する土地・家屋の所有者	1月1日	0.3% (免税点) ・固定資産税が免税点となるもの		固定資産税と同じ	

2. 市税現行税率等一覧 ―2―

区分	課税客体・納税義務者	賦課期日	税 率	申告期限	納 期 限
軽自動車税種別割	(課税客体) 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 雪上車 (納税義務者) 軽自動車等の所有者又は使用者	4月1日	1) 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 新基準原付 2,000円 特定原付 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 2) 軽自動車 2輪の軽自動車 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用・営業用 6,900円 〃・自家用 10,800円 貨物用・営業用 3,800円 〃・自家用 5,000円 3) 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 4) 二輪の小型自動車 6,000円 5) 雪上車 3,600円	(取得申告) 所有者等となった日から15日以内 (廃車申告) 所有者等でなくなった日から30日以内	全期分 5月31日
環境 自 動 車 割 税	(課税客体) 売買などで軽自動車を取得した取得者	取得時	非課税、0.5%、1%、2% (免税点) 取得価格の50万円		
市 た ば こ 税	(課税客体) たばこ販売 (納税義務者) たばこ製造者又は卸売販売業者		R7.4.1現在 6,552円/1,000本	毎月販売分につき 翌月末日まで	申告期限と同じ 毎月販売分につき 翌月末日まで
特別 土 地 保 有 税	(課税客体) 土地 (納税義務者) 土地の所有者又は取得者		保有・・・土地取得価格の 1.4% 取得・・・土地取得価格の 3.0% (免税点) 5,000㎡		※平成15年度より 当分の間、課税停止
入 湯 税	(納税義務者) 鉱泉温泉の入浴客 ただし次に掲げる者は課税免除 (1) 年齢12歳未満のもの (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に 入湯する者 (3) 療養のため引続き7日以上滞在して 入湯する者 (4) 修学旅行の生徒及び引率の教員 (5) 日帰りで入湯する者 (徴収の方法) 旅館等の経営者による特別徴収		1人1日 150円	翌月15日まで	申告期限と同じ 翌月15日まで
市 町 村 交 付 金	(交付金算定客体) 国、地方公共団体所有の固定資産で 貸付資産等 (交付義務者) 国、地方公共団体	前年の3月31日	交付金算定標準額の 1.4%		交付期限 6月30日

IX 参考資料

1. 令和7年度 道内都市の採用税率調(令和7年8月1日現在)

(1) 個人市民税

都 市 名	個 人 市 民 税				
	均等割	所得割	非 課 税 基 準		
	税額(円)	税 率	生活基準 級地区分	所得割額 (千円)	均等割額 (千円)
札幌市	3,000	標 準	1	450(+320)	450(+210)
函館市	3,000	標 準	2	450(+320)	420(+190)
小樽市	3,000	標 準	2-1	450(+320)	420(+190)
旭川市	3,000	標 準	2	450(+320)	420(+190)
室蘭市	3,000	標 準	2	450(+320)	420(+190)
釧路市	3,000	標 準	2-1	450(+320)	420(+190)
帯広市	3,000	標 準	2	350(+320)	320(+190)
北見市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
夕張市	3,000	標 準	2-2	450(+320)	420(+190)
岩見沢市	3,000	標 準	2	450(+320)	420(+190)
網走市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
留萌市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+168)
苫小牧市	3,000	標 準	2	450(+320)	420(+190)
稚内市	3,000	標 準	3	350(+320)	280(+170)
美唄市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
芦別市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
江別市	3,000	標 準	1	450(+320)	450(+210)
赤平市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
紋別市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
士別市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
名寄市	3,000	標 準	3	350(+320)	280(+170)
三笠市	3,000	標 準	3	350(+420)	280(+268)
根室市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
千歳市	3,000	標 準	2-1	350(+320)	320(+190)
滝川市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
砂川市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
歌志内市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
深川市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
富良野市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
登別市	3,000	標 準	2	450(+320)	420(+190)
恵庭市	3,000	標 準	2	450(+320)	420(+190)
伊達市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+168)
北広島市	3,000	標 準	2	450(+320)	420(+190)
石狩市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)
北斗市	3,000	標 準	3	450(+320)	380(+170)

※()内は扶養親族等を有する場合の加算額

※北海道市長会調

(2) 法人市民税

都 市 名	法 人 市 民 税										
	均 等 割									法 人 税 割	
	1号法人 (千円)	2号法人 (千円)	3号法人 (千円)	4号法人 (千円)	5号法人 (千円)	6号法人 (千円)	7号法人 (千円)	8号法人 (千円)	9号法人 (千円)	税率(%)	適用期限
札幌市	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.2 (6.0)	R9.1.31
函館市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
小樽市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
旭川市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
室蘭市	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.4	
釧路市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
帯広市	50	120	130	150	160	400	410	1,750	3,000	8.2	
北見市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
夕張市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
岩見沢市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
網走市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
留萌市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
苫小牧市	50	120	130	150	192	480	492	2,100	3,600	8.4 (6.0)	R9.1.31
稚内市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
美唄市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
芦別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
江別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
赤平市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
紋別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
士別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
名寄市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
三笠市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
根室市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
千歳市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
滝川市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
砂川市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
歌志内市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
深川市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
富良野市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
登別市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
恵庭市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
伊達市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
北広島市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
石狩市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	
北斗市	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	8.4	

※北海道市長会調

(3) 固定資産税・軽自動車税・鉱産税・入湯税・都市計画税

都 市 名	固定資産税 税率(%)	軽自動車税 (種別割) 税率(%)	鉱産税 税率(%)	入 湯 税				都市計画税 税率(%)
				宿 泊 税額(円)	日帰り 税額(円)	修学旅行 税額(円)	湯 治 税額(円)	
札幌市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	100	60(30)	60(30)	0.3
函館市	1.4	標準	1.2(0.9)	150	150	70	70	0.3
小樽市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	100	—	宿泊・日帰りに準じる	0.3
旭川市	1.4	標準	—	150	70	—	—	0.3
室蘭市	1.4	標準	—	150	0	—	—	0.3
釧路市	1.4	標準	1.0(0.7)	300	90	70(40)	—	0.3
帯広市	1.4	標準	—	150	50	50(30)	30	0.3
北見市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	50(100)	—	—	0.3
夕張市	1.45	標準・ 超過(1.2倍)	1.1(0.9)	150	50	—	—	0.3
岩見沢市	1.4	標準	1.1	150	50	—	—	0.3(0.15)
網走市	1.4	標準	1.1(0.8)	150	—	—	—	0.3
留萌市	1.4	標準	—	150	—	—	—	0.3
苫小牧市	1.4	標準	1.0	150	60	—	—	0.3
稚内市	1.4	標準	1.0(0.7)	100	50	—	50	0.3
美唄市	1.45	標準	1.1(0.8)	100	100	100	100	0.3
芦別市	1.45	標準	1.1(0.77)	150	100	—	—	0.3
江別市	1.4	標準	—	150	100	—	—	0.3
赤平市	1.45	標準	0.8	—	50	—	—	0.3
紋別市	1.4	標準	1.2(0.9)	150	—	—	—	0.3
士別市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	70	—	—	0.3
名寄市	1.4	標準	—	150	—	—	—	0.3
三笠市	1.75	標準	1.1(0.7)	150	75	—	45	—
根室市	1.4	標準	—	—	—	—	—	0.3
千歳市	1.4	標準	—	150	50	課税免除	課税免除	0.3
滝川市	1.5	標準	—	—	50	—	—	0.3
砂川市	1.5	標準	1.0	—	—	—	—	0.2
歌志内市	1.7	標準	1.05(0.85)	150	50	—	—	—
深川市	1.4	標準	—	150	70	—	—	0.3
富良野市	1.4	標準	1.0(0.7)	150	150	150	150	0.3
登別市	1.4	標準	1.0(0.7)	300	50	70 (義務教育は免除)	70	0.3
恵庭市	1.4	標準	1.0	150	100	課税免除	—	0.3
伊達市	1.4	標準	1.0(0.7)	300	50	80(40)	50	0.3
北広島市	1.4	標準	—	150	75	—	50	0.3
石狩市	1.4	標準	1.2(0.9)	150	50	—	—	0.3
北斗市	1.4	標準	1.0	150	50	—	—	—

()内は日帰り等↑

※北海道市長会調

2. 道内都市の市税収納率の推移

※（現年度分＋滞納繰越分）

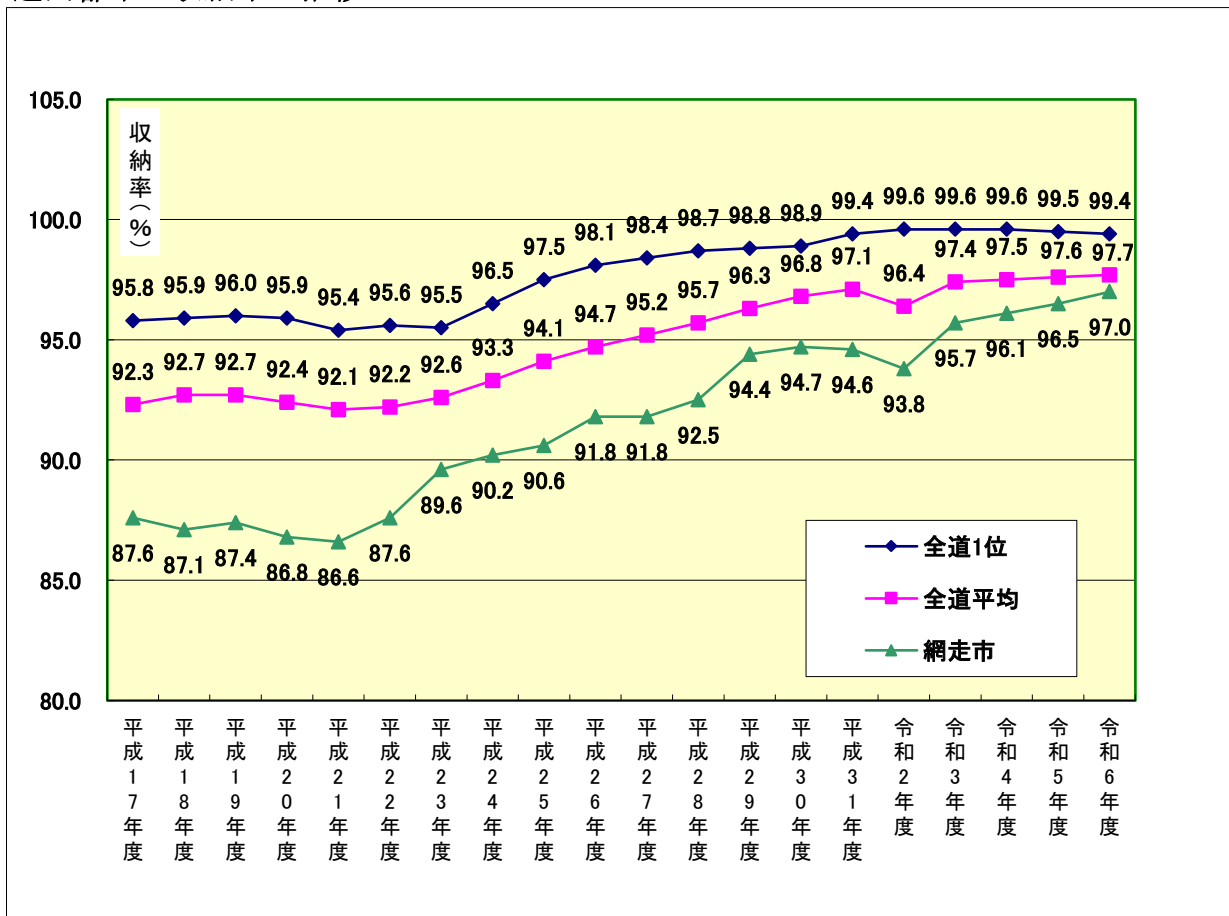
年度 都市名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	収納率(%)	順位	収納率(%)	順位	収納率(%)	順位	収納率(%)	順位	収納率(%)	順位
札幌市	98.3	5	99.0	3	99.0	4	99.1	3	99.2	2
函館市	95.9	21	96.9	16	97.0	20	96.8	21	96.7	22
小樽市	73.6	35	74.8	35	73.7	35	73.1	35	73.7	35
旭川市	96.0	19	97.2	14	97.5	13	98.4	9	98.3	11
室蘭市	97.3	9	98.2	9	98.4	9	98.5	8	98.5	9
釧路市	94.7	25	96.6	20	96.9	22	97.0	20	97.0	17
帯広市	96.9	11	97.7	12	97.7	12	98.0	13	98.2	12
北見市	96.2	16	96.8	18	97.3	17	97.4	15	97.4	14
夕張市	92.4	29	93.6	31	91.1	32	87.9	34	87.7	34
岩見沢市	96.7	14	97.5	13	97.5	13	97.3	16	97.0	17
網走市	93.8	27	95.7	27	96.1	26	96.5	25	97.0	17
留萌市	97.0	10	97.9	11	98.3	10	98.2	12	96.8	20
苫小牧市	95.9	21	96.8	18	96.9	22	96.8	21	96.8	20
稚内市	92.3	30	93.5	32	94.1	30	94.7	29	95.9	28
美唄市	92.6	28	94.3	30	93.3	31	92.8	31	92.2	31
芦別市	94.6	26	94.9	28	94.8	29	94.7	29	94.5	30
江別市	97.8	8	98.3	8	98.3	10	98.3	11	98.4	10
赤平市	96.8	12	96.5	23	95.9	27	96.8	21	96.2	26
紋別市	95.5	23	96.6	20	97.2	19	97.2	19	96.7	22
士別市	99.6	1	99.6	1	99.6	1	99.5	1	99.4	1
名寄市	99.4	2	99.4	2	99.2	2	99.0	4	99.0	4
三笠市	90.9	33	90.3	33	90.1	33	90.2	32	91.6	32
根室市	96.1	18	96.2	26	96.2	25	96.0	28	95.5	29
千歳市	91.2	32	98.8	6	98.8	6	98.8	6	98.8	7
滝川市	89.5	34	89.6	34	89.7	34	89.8	33	90.2	33
砂川市	98.6	3	98.9	4	99.2	2	99.2	2	99.0	4
歌志内市	96.0	19	96.4	24	97.3	17	96.8	21	96.2	26
深川市	96.2	16	96.3	25	96.4	24	96.4	26	96.7	22
富良野市	96.5	15	97.2	14	97.5	13	97.3	16	97.4	14
登別市	91.8	31	94.7	29	95.9	27	96.3	27	96.4	25
恵庭市	98.0	6	98.5	7	98.7	7	98.6	7	99.0	4
伊達市	98.0	6	98.2	9	98.6	8	98.4	9	98.6	8
北広島市	98.4	4	98.9	4	99.0	4	99.0	4	99.2	2
石狩市	95.3	24	96.6	20	97.4	16	97.6	14	97.9	13
北斗市	96.8	12	96.9	16	97.0	20	97.3	16	97.3	16
全道平均	96.4	—	97.4	—	97.5	—	97.6	—	97.7	—

※全道市長会税務主管者会議資料より

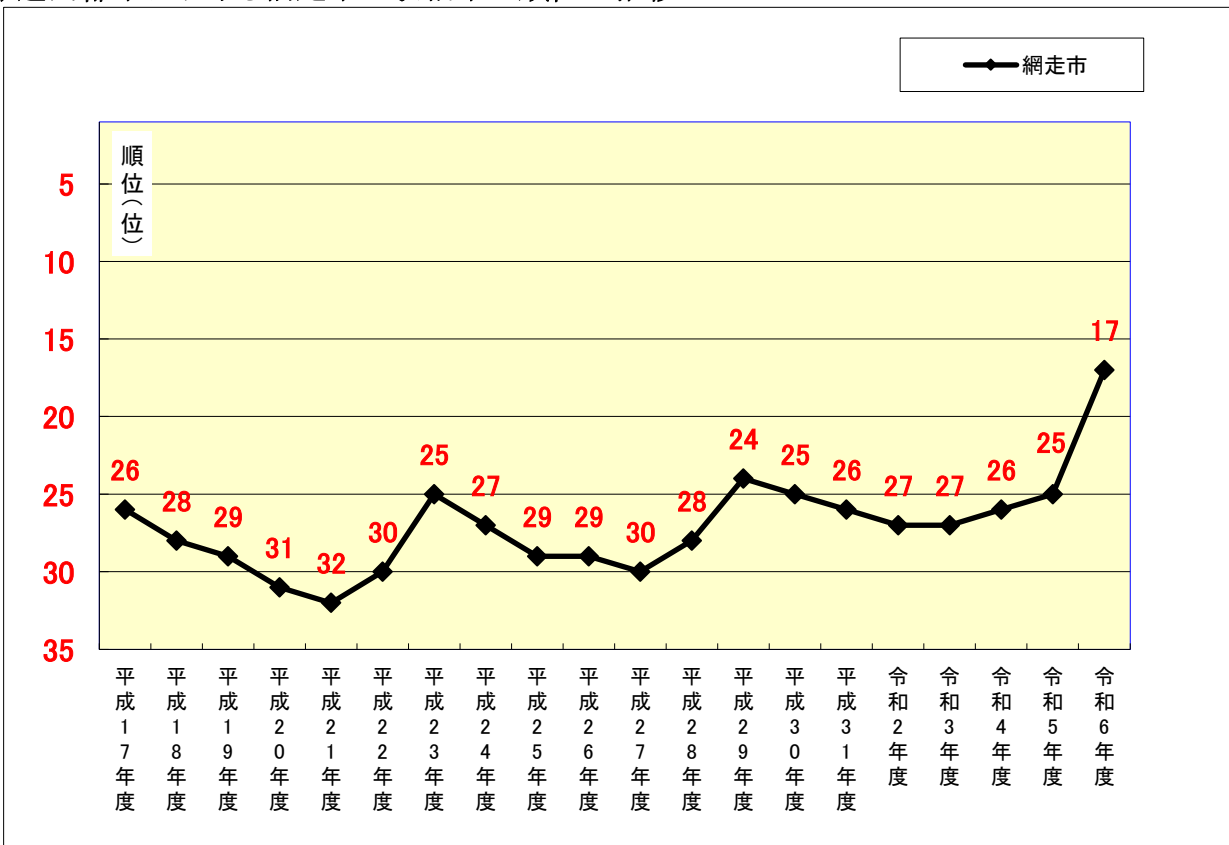
3. 道内都市の市税収納率等の推移

※北海道内35市

(1) 道内都市の収納率の推移



(2) 道内都市における網走市の収納率の順位の推移



4. 地方税の税率等の推移 - 1 -

区分		昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年
市 民 税	個人	- 均等割 標準税率 400～ 800円 制限税率 500～1,000円 - 所得割 第1課税方式(所得割) 制限税率100分の18 制限税率100分の20 第2課税方式 制限税率100分の20 第3課税方式 制限税率100分の20 - 賦課期日 8月1日	- 均等割 標準税率 400～ 800円 制限税率 500～1,000円 - 所得割 第1課税方式(所得割) 制限税率100分の18 制限税率100分の20 第2課税方式 制限税率100分の20 第3課税方式 制限税率100分の20 - 賦課期日 8月1日	賦課期日 1月1日 (当該年度の初日の属する年)	- 所得割 第1課税方式 - 賦課制限 課税総所得金額 の100分の10	- 均等割 標準税率 200～600円 制限税率 300～800円 - 所得割 各課税方式に賦課制限 100分の7.5 - 所得税の税源を譲渡して 道府県民税を創設
	法人	均等割 1,200～2,400円	均等割 1,200～2,400円	法人税割 標準税率 100分の12.5 制限税率 100分の15		法人税割の創設 標準税率 100分の7.5 制限税率 100分の9.0
固定資産税		- 税率 標準税率 100分の1.6% 制限税率 100分の3.0% - 免税点 資産の合計が3万円未満 - 地租、家屋付加税の廃止	- 税率 標準税率 100分の1.6% 制限税率 100分の3.0% - 免税点 資産の合計が3万円未満 - 地租、家屋付加税の廃止		住宅建設促進のため15坪 以下の専用住宅新築に対 し税額を3年間 2分の1に に軽減する	- 税率 標準税率100分の1.5 制限税率100分の2.5 - 免税点 償却資産 5万円 - 不動産取引税創設 (道府県民税)
消費税		税率 100分の10	税率 100分の10			
電気税						
その他		- 自転車荷車税 - 木材引取税 - 鉱産税 - 犬税 - 広告税 - 接客人税 - ミシン税 - シャウプ勧告に基づく地方税 - 制度の大改革	- 自転車荷車税 - 木材引取税 - 鉱産税 - 犬税 - 広告税 - 接客人税 - ミシン税 - シャウプ勧告に基づく地方税 - 制度の大改革		- 広告税の廃止 - 接客人税の廃止	- 自転車税と荷車税を自転 車税に統合 - 原動機付自転車 500円

4. 地方税の税率等の推移 - 2 -

区分		昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年	昭和35年
市 民 税	個人		・所得割 第1課税方式の税率引下 ・標準税率 100分の15 ・制限税率 100分の18	・所得割 第2課税方式及び第3 課税方式について、準 拠税率を法制化した	・所得割 第1課税方式の税率 引上 ・標準税率 100分の18.5 ・制限税率 100分の22.0	・所得割 第1課税方式の引上 ・標準税率 100分の20 ・制限税率 100分の24	
	法人	・法人税割 標準税率 100分の8.1 制限税率 100分の9.7					
固定資産税		・税率 標準税率100分の1.4 制限税率100分の2.5 ・免税点 償却資産 10万円 ・大規模償却資産に対する 特例並基準年度制限創設	・国有資産等所在市町村 交付制度が創設 ・公社有資産所在市町村 納付制度が創設 ・評価替基準年度		・評価基準年度	・制限税率 100分の2.1 ・免税点 土地 2万円 家屋 3万円 償却資産 15万円	
たばこ消費税			・税率 100分の9		・税率 100分の11		
電気税							
その他		・原動機付自転車 50cc以下 500円 90cc以下 800円 125cc以下 1,000円	・都市計画税を創設 ・制限税率 100分の0.2	・木材引取税引下げ 100分の40 ・助成交付金の創設 ・入湯税を目的税化 1人1日 20円	・木材引取税税率引下げ 100分の2 ・自転車荷車税廃止 ・原動機付自転車を軽 自動車及び二輪小型 自動車と統合し軽自動 車とした 二輪小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円		

4. 地方税の税率等の推移 - 3 -

区分		昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年
市 民 税	個人	・所得割 第1課税方式の引上 ・標準税率 100分の20 ・制限税率 100分の24	・基礎控除 9万円 ・扶養控除 1人目 7万円 2人目以降 3万円 ただし、前年の合計所得金額が、5万円を超える配偶者がある場合 1人目 5万円 ・所得割 税率の軽減 (38年度から実施)		・準拠税率を標準税率に改め制限税率は標準税率の1.5倍 (40年度から実施) ・累進課税の緩和	・非課税範囲の拡大 20万円から22万円 ・給与所得控除引上げ	・基礎控除 10万円 ・配偶者控除の新設 8万円 ・扶養控除 第1人目 6万円 第2人目 4万円 ・専従者控除 青 10万円 白 6万円 ・非課税範囲の拡大 24万円 ・給与所得控除の引上げ ・退職所得の課税の特例
	法人		・法人税割 資本金1億円以上の製造業を行う分割法人の分割基準改正	・法人税割 100分の8.4			・法人税割 100分の8.9 (経過措置 8.65%)
固定資産税		・制限税率 100分の2.1 ・免税点 土地 2万円 家屋 3万円 償却資産 15万円			・新評価制度に基づく土地の負担調整(39～40) ・専住2分の1軽減 対象面積25坪 ・免税点土地 24,000円	・大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた	・負担調整措置 3倍以下 1.1 3倍 超8倍以下 1.2 8倍 超 1.3 ・免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円
消費税			・税率 100分の12 ・従価制から従量制に変更	・税率 100分の13.4	・税率 100分の15		
電気税			・税率 100分の9	・税率 100分の8	・税率 100分の7	・免税点 400円	
その他					・軽自動車 四輪のもの 乗用 4,500円		・都市計画税負担調整措置 3倍以下 1.3 3倍 超8倍以下 1.6 8倍 超 1.9

4. 地方税の税率等の推移 - 4 -

区 分		昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年
市 民 税	個 人	・専従者控除 青 12万円 白 8万円 ・非課税範囲の拡大 26万円 ・税額控除を所得控除へ移行 (43年から適用) ・給与所得控除の引上げ	・基礎控除 10万円 ・配偶者控除の新設 9万円 ・扶養控除 第1人目 8万円 第2人目 6万円 ・専従者控除 青 17万円 白 11万円 ・非課税範囲の拡大 28万円 ・障害者控除 6万円 ・生命保険料控除 2.5万円 ・共済掛金制度の新設 ・給与所得控除の引上げ	・基礎控除 12万円 ・配偶者控除 10万円 ・扶養控除 6万円 ・障害者控除 7万円 ・特障害控除 9万円 ・非課税範囲拡大 30万円 ・専従者控除 青 限度額廃止 白 15万円 ・給与所得控除の引上げ ・特別徴収の12回制	・基礎控除 13万円 ・配偶者控除 11万円 ・扶養控除 8万円 ・障害者控除 8万円 ・特障害者控除 10万円 ・非課税範囲拡大 32万円 ・譲渡所得の分離課税の特例 ・給与所得控除の引上げ	・基礎控除 14万円 ・配偶者控除 13万円 ・扶養控除 10万円 ・障害者控除 9万円 ・特障害者控除 11万円 ・非課税範囲拡大 35万円 ・配偶者がいない1人目 11万円 ・給与所得控除の引上げ ・生命保険料控除限度額の引上げ 2.75万円
	法 人	・均等割 資本金1千万円超法人 4,000円 資本金1千万円超以下 2,400円 ・制限税率 5,000円			・法人税割 100分の9.1	
	固 定 資 産 税	・大規模償却資産に対する課税 限度額の引上げ措置が講じられた		・専用住宅の軽減 対象面積が25坪から 30坪に拡大	・負担調整措置 3倍未満 1.1 3倍以上8倍未満 1.2 8倍以上25倍未満 1.3 25倍以上 1.4	
た ば こ 消 費 税		・税率 100分の18.1				
電 気 税				・免税点 500円	・免税点 600円	・免税点 700円
そ の 他		・農業所得標準協議会が設置 (農業所得の市町村譲渡を目的)	・軽自動車税 原動機付自転車及び農耕用特殊 自動車に係る月割り課税を廃止		・都市計画税負担調整措置 2倍未満 1.3 2倍以上4倍未満 1.6 4倍以上 1.9	

4. 地方税の税率等の推移 - 5 -

区分		昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年
市	個人	・基礎控除 15万円 ・配偶者控除 14万円 ・扶養控除 配偶者がいない1人目 12万円 ・障害者控除 10万円 ・特障害者控除 12万円 ・非課税範囲拡大 38万円 ・白色専従者控除の引上げ 17万円 ・給与所得控除の引上げ	・基礎控除 16万円 ・配偶者控除 15万円 ・扶養控除 12万円 配偶者がいない1人目 14万円 ・障害者控除 12万円 ・特別障害者控除 14万円 ・老人控除の新設 14万円 ・非課税範囲拡大 43万円 ・給与所得控除の引上げ ・退職所得控除額の引上げ	・基礎控除 18万円 ・配偶者控除 18万円 ・扶養控除 14万円 配偶者がいない1人目 16万円 ・障害者控除 13万円 ・特別障害者控除 16万円 ・老人控除の新設 16万円 ・寡婦控除 13万円 ・非課税範囲拡大 50万円 ・退職所得控除額の引上げ	・基礎控除 19万円 ・配偶者控除 19万円 ・扶養控除 17万円 配偶者がいない1人目 19万円 ・障害者控除 16万円 ・特別障害者控除 19万円 ・老人控除の新設 19万円 ・寡婦控除 16万円 ・非課税範囲拡大 60万円 ・退職所得控除額の引上げ	・均等割 標準課税 700～1,700円 制限課税1,000～2,200円 ・非課税範囲拡大 70万円 ・白色専従者控除の引上げ 40万円
	法人			・均等割 標準税率 100分の12.1 制限税率 100分の14.5		・均等割の引上げ 1号～40千円 2号～20千円 3号～12千円
固定資産税			・住宅用地に対する課税 標準の特例 ・免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	・小規模住宅用地(200㎡) に対する課税標準の特例		・負担調整措置 1.3倍以下 1.1 1.3倍超1.7倍以下 1.2 1.7倍超 1.3
消費税						
電気税		・免税点 800円	・税率 100分の6 ・免税点 1,000万円	・免税点 1,200円	・税率 100分の5 ・免税点 2,000万円	
その他		・入湯税の改正 (昭和47.4.1) 標準税率 40円	・特別土地保有税の創設 保有分 100分の1.4 取得分 100分の3.0 ・都市計画税の評価額課税		・入湯税 100円/1人1日	1) 原動機付自転車 50cc～ 650円 50cc～90cc 1,000円 90cc超 1,300円 2) 軽自動車及び小型特殊自動車 営業用 5,200円 二輪 2,000円 四輪乗用 自家用 5,900円 貨物 営業用 2,900円 三輪 2,600円 3) 二輪の小型自動車 3,300円

4. 地方税の税率等の推移 — 6 —

区 分		昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年
市 民 税	個 人	・基礎控除 20万円 ・配偶者控除 20万円 ・扶養控除 19万円 ・障害者控除 18万円 ・特障害控除 18万円 ・非課税範囲拡大 80万円 配偶者がいない1人目 20万円 ・老人控除 20万円	・老人控除 21万円	・基礎控除 21万円 ・配偶者控除 21万円 ・扶養控除 20万円 配偶者がいない1人目 21万円 ・障害者控除 19万円 ・特障害者控除 21万円 ・老人控除 21万円 ・寡婦控除 19万円 ・老年者控除 21万円	・均等割 標準課税1,000～2,000円 制限課税1,400～2,600円 ・基礎控除 22万円 ・配偶者控除 22万円 ・扶養控除 22万円 ・老人扶養控除 同居老親 26万円 同居老親以外 23万円 ・障害者控除 21万円 ・特障害者控除 23万円 ・老齢者控除 21万円 ・寡婦控除 21万円	・配偶者控除 老人控除対象配偶者 23万円 上記以外の配偶者 22万円 ・寡婦控除 21万円
	法 人	・均等割の引上げ 1号～134千円 2号～ 40千円 3号～ 13千円	・均等割の改正及び引上げ 1号 1,000千円 2号 560千円 3号 134千円 4号 40千円 5号 13千円			・法人税割の税率引上げ
固 定 資 産 税				・負担調整措置 宅地 1.3倍以下 1.1 1.3倍超1.7倍以下 1.2 1.7倍超 1.3 農地 1.15倍以下 1.05 1.15倍超1.3倍以下 1.1 1.3倍超 1.2		
た ば こ 消 費 税						
電 気 税		・免税点 2,400円	・特別土地保有税審議会の設置		・免税点 3,600円	
そ の 他			・都市計画税制限税率引上 100分の0.3%	1)原動機付自転車 50cc～ 700円 50cc～90cc 1,100円 90cc超 1,450円 2)軽自動車及び小型特殊自動車 二輪 2,200円 四輪乗用営業用 5,200円 四輪乗用自家用 6,500円 貨物営業用 2,900円 貨物自家用 3,650円 三輪 2,850円 3)二輪の小型自動車 3,650円		・軽自動車税の月割課税廃止

4. 地方税の税率等の推移 -7-

区 分		昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年
市 民 税	個 人	・所得割 みなし法人所得 みなし法人税額相当 所得税額の12.3％	・配偶者控除 老人控除対象配偶者 23万円 同居特別障害者の配偶者 25万円 上記以外の配偶者 22万円 ・扶養控除 同居特別障害者 25万円 上記以外の者 22万円	・基礎控除 26万円 ・配偶者控除 老人控除対象配偶者 27万円 同居特別障害者の配偶者 30万円 上記以外の配偶者 36万円 ・扶養控除 同居特別障害者 26万円 上記以外の者 26万円 ・老人扶養控除 同居老親 31万円 同居老親以外 27万円 ・障害者控除 24万円 ・特別障害者控除 26万円 ・寡婦控除 24万円 ・寡夫控除 24万円 ・勤労学生控除 24万円 (臨時特例法により基礎、配偶者扶養控除に7千円加算含む)	・均等割 標準課税 1,500～2,500円 制限課税 2,000～3,200円
	法 人		・均等割の改正及び引上げ 1号 150万円 4号 10万円 2号 100万円 5号 8万円 3号 27万円 6号 2.7万円	・均等割の改正及び引上げ 1号 3,600千円 2号 2,100千円 3号 480千円 4号 180千円 5号 144千円 6号 48千円	
固 定 資 産 税		・負担調整措置 宅地 1.3倍以下 1.1 1.3倍～1.5倍 1.15 1.5倍～1.7倍 1.2 1.7倍～1.9倍 1.3 1.9倍超			・負担調整措置 宅 地 農 地 1.3倍以下 1.1 1.15倍以下 1.05 1.3倍超1.5倍以下 1.15 1.15倍超1.3倍以下 1.1 1.5倍超1.7倍以下 1.2 1.3倍超1.5倍以下 1.15 1.7倍超1.9倍以下 1.25 1.5倍超 1.2 1.9倍超
	た ば こ 消 費 税				・従価割 100分の14.3 ・従量割 1、000本につき350円
電 気 税					
そ の 他				・軽自動車税 1)原動機付自転車 50cc～ 1,000円 50cc～90cc 1,200円 90cc超 1,600円 2)軽自動車及び小型特殊自動車 四輪乗用 営業用 5,500円 自家用 5,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 二輪 2,400円 三輪 3,100円 3)二輪の小型自動車 4,000円	・軽自動車税 ミニカーの新設 2,500円

4. 地方税の税率等の推移 -8-

区分		昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年度
市 民 税	個人	・配偶者控除 同居特別障害者の配偶者 34万円 ・扶養控除 同居特別障害者 34万円		・基礎控除 28万円 ・配偶者控除 老人控除対象配偶者 29万円 同居特別障害者の配偶者 36万円 上記以外の配偶者 28万円 ・扶養控除 同居特別障害者 36万円 上記以外の者 28万円 ・老人扶養控除 同居老親 33万円 同居老親以外 29万円 ・配偶者特別控除 配偶者の所得に応じ14万円まで ・所得割 税率 3%～ 12%(7段階) ・所得の賦課制度の廃止 白色申告者の配偶者に係る事業専従者控除額 60万円	・均等割が非課税となる場合の世帯員等の数に乗ずる金額 26万円 ・所得割の非課税限度額の改正 320,000円×(本人・控配・扶養人員の合計数)+90,000円以下 (ただし、単身者については、320,000円以下) ・所得割税率 120万円以下 3% 120万円超 8% 500万円超 11% ・有価証券譲渡益課税制度の創設 H2.4.1施行 ・資産所得の合算課税制度の廃止 H2.4.1施行
	法人				
	住民税				
固定資産税				・負担調整措置 宅地 農地 1.15倍以下 1.05 1.075倍以下 1.025 1.15倍超1.3倍以下 1.1 1.075倍超1.15倍以下 1.05 1.3倍超1.5倍以下 1.15 1.15倍超1.3倍以下 1.1 1.5倍超1.7倍以下 1.2 1.3倍超1.5倍以下 1.15 1.7倍超1.9倍以下 1.25 1.5倍超 1.2 1.9倍超 専用住宅の軽減対象面積が40㎡以上200㎡以下に改正 国有資産等所在市町村交付金法 (法の題名改正及び一部改正)	・低開発地域工業促進のための固定資産税の減免に関する条例の一部改正、期間の延長 26年→28年(課税免除適用期間H元.1021～H3.10.20) ・低開発地域工業促進のための固定資産税の減免に関する条例の一部改正 (取得価格19,000千円→21,000千円) ・日本国有鉄道改革法の施行に伴い給付金制度が廃止され、全面的に固定資産税体系に移行
消費税		・従価割 100分の14.3 (課税標準から10%控除) ・従量割			・名称をたばこ税に改める ・税率 1,000本につき、1,997円(旧3級品は、1,000本につき948円)
電気税					・廃止
その他				・端数計算の基準額 ・地方税の確定額の端数(100円未満)切り捨て ・延滞金・加算金・還付加算金の確定金額の全額が1,000円未満のときは切り捨て ・2以上の納期に分割する場合の納期ごとの端数又はその分割金額は、1,000円未満につき最初の納期に合算 ・特別徴収の市民税については、100円未満を最初の納期に合算	・軽自動車税 平成2年排出ガス規制適合車の税率を平成元年度及び平成2年度に限り、昭和59年度改正前の税率を適用 電気自動車にかかる軽減税率の特例措置を平成2年度まで延長 ・ガス税の廃止 ・木材取引税の廃止 ・特別土地保有税 非課税措置を創設(大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の適用を受ける土地等) ・都市計画税 課税標準の特例措置の延長(倉庫業法の適用を受ける倉庫等)

4. 地方税の税率等の推移 - 9 -

区 分		平成2年度				平成3年度																																																																																																																																	
市 民 税	個 人	・均等割が非課税となる場合の世帯員数に乗ずる金額 28万円				・均等割の非課税限度額の改正 280,000円×(本人・控配・扶養人員の合計数)+40,000円以下 (ただし単身者については、280,000円以下)																																																																																																																																	
		・所得割の非課税限度額の改正				・所得割の非課税限度額の改正 340,000円×(本人・控配・扶養人員の合計数)+150,000円以下 (ただし単身者については、340,000円以下)																																																																																																																																	
						・所得税率																																																																																																																																	
						160万以下の金額 3%																																																																																																																																	
						160万円を超える金額 8%																																																																																																																																	
						550万円を超える金額 12%																																																																																																																																	
		<table><tr><th colspan="3">控 除 の 種 類</th><th>控除額(円)</th></tr><tr><th colspan="3">基 礎 控 除</th><td>300,000</td></tr><tr><td rowspan="4">配偶者控除</td><td colspan="2">一般の控除対象者配偶者</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="2">老人控除対象者配偶者</td><td>350,000</td></tr><tr><td rowspan="2">同居特別障害者である控除対象配偶者</td><td>一般の控除対象配偶者</td><td>510,000</td></tr><tr><td>老人控除対象配偶者</td><td>560,000</td></tr><tr><td rowspan="8">扶養控除</td><td colspan="2">一般の扶養親族</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="2">特定の扶養親族</td><td>350,000</td></tr><tr><td rowspan="2">老人扶養親族</td><td>同居老親等以外の者</td><td>350,000</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>420,000</td></tr><tr><td rowspan="4">同居特別障害者である扶養親族</td><td>一般の扶養親族</td><td>510,000</td></tr><tr><td>特別扶養親族</td><td>560,000</td></tr><tr><td>同居老親等以外扶養親族</td><td>560,000</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>630,000</td></tr><tr><td rowspan="2">障害者控除</td><td>一般の障害者</td><td>260,000</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td>280,000</td></tr><tr><td colspan="3">老 齢 者 控 除</td><td>480,000</td></tr><tr><td rowspan="2">寡婦控除</td><td>一般の寡婦</td><td>260,000</td></tr><tr><td>特別の寡婦</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="3">寡 夫 控 除</td><td>260,000</td></tr><tr><td colspan="3">勤 労 学 生 控 除</td><td>260,000</td></tr></table>				控 除 の 種 類			控除額(円)	基 礎 控 除			300,000	配偶者控除	一般の控除対象者配偶者		300,000	老人控除対象者配偶者		350,000	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	510,000	老人控除対象配偶者	560,000	扶養控除	一般の扶養親族		300,000	特定の扶養親族		350,000	老人扶養親族	同居老親等以外の者	350,000	同居老親等	420,000	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	510,000	特別扶養親族	560,000	同居老親等以外扶養親族	560,000	同居老親等	630,000	障害者控除	一般の障害者	260,000	特別障害者	280,000	老 齢 者 控 除			480,000	寡婦控除	一般の寡婦	260,000	特別の寡婦	300,000	寡 夫 控 除			260,000	勤 労 学 生 控 除			260,000	<table><tr><th colspan="3">控 除 の 種 類</th><th>控除額(円)</th></tr><tr><th colspan="3">基 礎 控 除</th><td>300,000</td></tr><tr><td rowspan="4">配偶者控除</td><td colspan="2">一般の控除対象者配偶者</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="2">老人控除対象者配偶者</td><td>350,000</td></tr><tr><td rowspan="2">同居特別障害者である控除対象配偶者</td><td>一般の控除対象配偶者</td><td>510,000</td></tr><tr><td>老人控除対象配偶者</td><td>560,000</td></tr><tr><td rowspan="8">扶養控除</td><td colspan="2">一般の扶養親族</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="2">特定の扶養親族</td><td>350,000</td></tr><tr><td rowspan="2">老人扶養親族</td><td>同居老親等以外の者</td><td>350,000</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>420,000</td></tr><tr><td rowspan="4">同居特別障害者である扶養親族</td><td>一般の扶養親族</td><td>510,000</td></tr><tr><td>特別扶養親族</td><td>560,000</td></tr><tr><td>同居老親等以外扶養親族</td><td>560,000</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>630,000</td></tr><tr><td rowspan="2">障害者控除</td><td>一般の障害者</td><td>260,000</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td>280,000</td></tr><tr><td colspan="3">老 齢 者 控 除</td><td>480,000</td></tr><tr><td rowspan="2">寡婦控除</td><td>一般の寡婦</td><td>260,000</td></tr><tr><td>特別の寡婦</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="3">寡 夫 控 除</td><td>260,000</td></tr><tr><td colspan="3">勤 労 学 生 控 除</td><td>260,000</td></tr></table>				控 除 の 種 類			控除額(円)	基 礎 控 除			300,000	配偶者控除	一般の控除対象者配偶者		300,000	老人控除対象者配偶者		350,000	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	510,000	老人控除対象配偶者	560,000	扶養控除	一般の扶養親族		300,000	特定の扶養親族		350,000	老人扶養親族	同居老親等以外の者	350,000	同居老親等	420,000	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	510,000	特別扶養親族	560,000	同居老親等以外扶養親族	560,000	同居老親等	630,000	障害者控除	一般の障害者	260,000	特別障害者	280,000	老 齢 者 控 除			480,000	寡婦控除	一般の寡婦	260,000	特別の寡婦	300,000	寡 夫 控 除			260,000	勤 労 学 生 控 除			260,000
		控 除 の 種 類			控除額(円)																																																																																																																																		
		基 礎 控 除			300,000																																																																																																																																		
		配偶者控除	一般の控除対象者配偶者		300,000																																																																																																																																		
老人控除対象者配偶者			350,000																																																																																																																																				
同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者		510,000																																																																																																																																				
	老人控除対象配偶者		560,000																																																																																																																																				
扶養控除	一般の扶養親族		300,000																																																																																																																																				
	特定の扶養親族		350,000																																																																																																																																				
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	350,000																																																																																																																																				
		同居老親等	420,000																																																																																																																																				
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	510,000																																																																																																																																				
		特別扶養親族	560,000																																																																																																																																				
		同居老親等以外扶養親族	560,000																																																																																																																																				
		同居老親等	630,000																																																																																																																																				
障害者控除	一般の障害者	260,000																																																																																																																																					
	特別障害者	280,000																																																																																																																																					
老 齢 者 控 除			480,000																																																																																																																																				
寡婦控除	一般の寡婦	260,000																																																																																																																																					
	特別の寡婦	300,000																																																																																																																																					
寡 夫 控 除			260,000																																																																																																																																				
勤 労 学 生 控 除			260,000																																																																																																																																				
控 除 の 種 類			控除額(円)																																																																																																																																				
基 礎 控 除			300,000																																																																																																																																				
配偶者控除	一般の控除対象者配偶者		300,000																																																																																																																																				
	老人控除対象者配偶者		350,000																																																																																																																																				
	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	510,000																																																																																																																																				
		老人控除対象配偶者	560,000																																																																																																																																				
扶養控除	一般の扶養親族		300,000																																																																																																																																				
	特定の扶養親族		350,000																																																																																																																																				
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	350,000																																																																																																																																				
		同居老親等	420,000																																																																																																																																				
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	510,000																																																																																																																																				
		特別扶養親族	560,000																																																																																																																																				
		同居老親等以外扶養親族	560,000																																																																																																																																				
		同居老親等	630,000																																																																																																																																				
障害者控除	一般の障害者	260,000																																																																																																																																					
	特別障害者	280,000																																																																																																																																					
老 齢 者 控 除			480,000																																																																																																																																				
寡婦控除	一般の寡婦	260,000																																																																																																																																					
	特別の寡婦	300,000																																																																																																																																					
寡 夫 控 除			260,000																																																																																																																																				
勤 労 学 生 控 除			260,000																																																																																																																																				
固 定 資 産 税		・免税点																																																																																																																																					
		土地 30万円																																																																																																																																					
		家屋 20万円																																																																																																																																					
		償却資産 150万円																																																																																																																																					
そ の 他																																																																																																																																							

4. 地方税の税率等の推移 — 10 —

区 分		平成4年度	平成5年度	平成6年度																											
市 民 税	個 人	・均等割の非課税限度額の改正 280,000円×A+70,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) (70,000円は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算) ・所得割の非課税限度額の改正 340,000円×A+190,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) (190,000円は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算)	・均等割の非課税限度額の改正 280,000円×A+110,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) (110,000円は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算) ・所得割の非課税限度額の改正 340,000円×A+250,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) (250,000円は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算) ・特別減税の実施 H6.4.1施行 (平成6年度分の所得割に限る) ・均等割の非課税限度額の改正 H6.4.1施行 280,000円×A+150,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額) ・所得割の非課税限度額の改正 H6.4.1施行 340,000円×A+300,000円 (A=本人・控配・扶養人員の合計額)	・法人市民税均等割の変更 H6.4.22施行 <table><tr><td>1号法人</td><td>3,600,000 円</td></tr><tr><td>2号法人</td><td>2,100,000 円</td></tr><tr><td>3号法人</td><td>492,000 円</td></tr><tr><td>4号法人</td><td>480,000 円</td></tr><tr><td>5号法人</td><td>192,000 円</td></tr><tr><td>6号法人</td><td>180,000 円</td></tr><tr><td>7号法人</td><td>156,000 円</td></tr><tr><td>8号法人</td><td>144,000 円</td></tr><tr><td>9号法人</td><td>60,000 円</td></tr></table>	1号法人	3,600,000 円	2号法人	2,100,000 円	3号法人	492,000 円	4号法人	480,000 円	5号法人	192,000 円	6号法人	180,000 円	7号法人	156,000 円	8号法人	144,000 円	9号法人	60,000 円									
	1号法人	3,600,000 円																													
2号法人	2,100,000 円																														
3号法人	492,000 円																														
4号法人	480,000 円																														
5号法人	192,000 円																														
6号法人	180,000 円																														
7号法人	156,000 円																														
8号法人	144,000 円																														
9号法人	60,000 円																														
	法 人	・地縁団体による団体の法人市民税減免規定創設																													
固 定 資 産 税				・新築住宅の軽減措置の改正 (H5.1.2～H7.1.1新築分) 軽減対象面積 100m²～120m²(平成6年～8年) ・住宅用地の特例率の拡大 住宅用地 1/2 → 1/3 小規模住宅用地 1/4 → 1/6 ・評価上昇割合の高い宅地に係る特例措置の導入 上昇率が1.8倍を超え4倍以下 価格の3/4 4倍を超え7.5倍以下 価格の2/3 7.5倍を超えるもの 価格の1/2 <table><tr><th>用途の区分</th><th>上昇率の区分</th><th>負担調整率 (%)</th></tr><tr><td rowspan="5">1. 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。)</td><td>1.8倍以下のもの</td><td>1.050</td></tr><tr><td>1.8倍を超え、2.4倍以下のもの</td><td>1.075</td></tr><tr><td>2.4倍を超え、3.0倍以下のもの</td><td>1.100</td></tr><tr><td>3.0倍を超え、5.0倍以下のもの</td><td>1.150</td></tr><tr><td>5.0倍を超えるもの</td><td>1.200</td></tr><tr><td rowspan="5">2. 非住宅用地 (住宅用地以外の宅地をいう)</td><td>1.8倍以下のもの</td><td>1.050</td></tr><tr><td>1.8倍を超え、2.4倍以下のもの</td><td>1.075</td></tr><tr><td>2.4倍を超え、3.0倍以下のもの</td><td>1.100</td></tr><tr><td>3.0倍を超え、5.0倍以下のもの</td><td>1.150</td></tr><tr><td>5.0倍を超え、9.0倍以下のもの</td><td>1.200</td></tr><tr><td>9.0倍を超えるもの</td><td>1.250</td></tr></table>	用途の区分	上昇率の区分	負担調整率 (%)	1. 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。)	1.8倍以下のもの	1.050	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075	2.4倍を超え、3.0倍以下のもの	1.100	3.0倍を超え、5.0倍以下のもの	1.150	5.0倍を超えるもの	1.200	2. 非住宅用地 (住宅用地以外の宅地をいう)	1.8倍以下のもの	1.050	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075	2.4倍を超え、3.0倍以下のもの	1.100	3.0倍を超え、5.0倍以下のもの	1.150	5.0倍を超え、9.0倍以下のもの	1.200	9.0倍を超えるもの	1.250
	用途の区分	上昇率の区分	負担調整率 (%)																												
1. 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。)	1.8倍以下のもの	1.050																													
	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075																													
	2.4倍を超え、3.0倍以下のもの	1.100																													
	3.0倍を超え、5.0倍以下のもの	1.150																													
	5.0倍を超えるもの	1.200																													
2. 非住宅用地 (住宅用地以外の宅地をいう)	1.8倍以下のもの	1.050																													
	1.8倍を超え、2.4倍以下のもの	1.075																													
	2.4倍を超え、3.0倍以下のもの	1.100																													
	3.0倍を超え、5.0倍以下のもの	1.150																													
	5.0倍を超え、9.0倍以下のもの	1.200																													
9.0倍を超えるもの	1.250																														
			・地方税法の改正 信用金庫等の事務所・倉庫について非課税規定が廃止され、課税標準の1/2が課税 ただし、経過措置が講じられ、特例率が平成13年度まで適用 <table><tr><td>平成 6・7年度</td><td>1/10</td></tr><tr><td>平成 8・9年度</td><td>2/10</td></tr><tr><td>平成10・11年度</td><td>3/10</td></tr><tr><td>平成12・13年度</td><td>4/10</td></tr><tr><td>平成14年度以降</td><td>5/10</td></tr></table>	平成 6・7年度	1/10	平成 8・9年度	2/10	平成10・11年度	3/10	平成12・13年度	4/10	平成14年度以降	5/10																		
平成 6・7年度	1/10																														
平成 8・9年度	2/10																														
平成10・11年度	3/10																														
平成12・13年度	4/10																														
平成14年度以降	5/10																														

4. 地方税の税率等の推移 - 11 -

区分		平成7年度	平成8年度	平成9年度																																																								
市 民 税	個 人 税	・所得割税率 200万円以下の金額 3% 700万円以下の金額 8% 700万円超の金額 11% <table><tr><th colspan="2">控 除 の 種 類</th><th>控除額(円)</th></tr><tr><td colspan="2">基 礎 控 除</td><td>330,000</td></tr><tr><td rowspan="4">配偶者控除</td><td>一般の控除対象者配偶者</td><td>330,000</td></tr><tr><td>老人控除対象者配偶者</td><td>380,000</td></tr><tr><td rowspan="2">同居特別障害者である 控除対象配偶者</td><td>一般の控除対象配偶者</td><td>540,000</td></tr><tr><td>老人控除対象配偶者</td><td>590,000</td></tr><tr><td rowspan="8">扶養控除</td><td colspan="2">一般の扶養親族</td><td>330,000</td></tr><tr><td colspan="2">特定の扶養親族</td><td>410,000</td></tr><tr><td rowspan="2">老人扶養親族</td><td>同居老親等以外の者</td><td>380,000</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>450,000</td></tr><tr><td rowspan="4">同居特別障害者 である扶養親族</td><td>一般の扶養親族</td><td>540,000</td></tr><tr><td>特別扶養親族</td><td>620,000</td></tr><tr><td>同居老親等以外扶養親族</td><td>590,000</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>660,000</td></tr><tr><td rowspan="2">障害者控除</td><td>一般の障害者</td><td>260,000</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td>280,000</td></tr><tr><td colspan="2">老 齢 者 控 除</td><td>480,000</td></tr><tr><td rowspan="2">寡婦控除</td><td>一般の寡婦</td><td>260,000</td></tr><tr><td>特別の寡婦</td><td>300,000</td></tr><tr><td colspan="2">寡 夫 控 除</td><td>260,000</td></tr><tr><td colspan="2">勤 労 学 生 控 除</td><td>260,000</td></tr></table>	控 除 の 種 類		控除額(円)	基 礎 控 除		330,000	配偶者控除	一般の控除対象者配偶者	330,000	老人控除対象者配偶者	380,000	同居特別障害者である 控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	540,000	老人控除対象配偶者	590,000	扶養控除	一般の扶養親族		330,000	特定の扶養親族		410,000	老人扶養親族	同居老親等以外の者	380,000	同居老親等	450,000	同居特別障害者 である扶養親族	一般の扶養親族	540,000	特別扶養親族	620,000	同居老親等以外扶養親族	590,000	同居老親等	660,000	障害者控除	一般の障害者	260,000	特別障害者	280,000	老 齢 者 控 除		480,000	寡婦控除	一般の寡婦	260,000	特別の寡婦	300,000	寡 夫 控 除		260,000	勤 労 学 生 控 除		260,000	・扶養親族、控除対象配偶者等の 所得要件の緩和 合計所得金額 38万円以下 ・白色事業専従者控除額の引上げ 配偶者 86万円以下 配偶者以外 50万円以下 ・長期譲渡所得に係る税率の引上げ 課税標準額 4,000万円以下 5.5% 課税標準額 4,000万円超 6.0% ・給与所得控除額の拡充	・個人住民税における税源移譲に伴い、課税 標準額が700万円を超える所得割税率改正 (道府県と市町村間の税率配分の見直し) 現行 100分の11 →改正 100分の12 ・課税短期譲渡所得金額に適用される税率の改正 現行 100分の 8 →改正 100分の 9 ・超短期所有土地の譲渡に係る、課税事業所等の金額に 適用される税率の改正及び適用年限の5年間延長 現行 100分の11 →改正 100分の12 ・個人住民税の特別減税の廃止
		控 除 の 種 類		控除額(円)																																																								
基 礎 控 除		330,000																																																										
配偶者控除	一般の控除対象者配偶者	330,000																																																										
	老人控除対象者配偶者	380,000																																																										
	同居特別障害者である 控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	540,000																																																									
		老人控除対象配偶者	590,000																																																									
扶養控除	一般の扶養親族		330,000																																																									
	特定の扶養親族		410,000																																																									
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	380,000																																																									
		同居老親等	450,000																																																									
	同居特別障害者 である扶養親族	一般の扶養親族	540,000																																																									
		特別扶養親族	620,000																																																									
		同居老親等以外扶養親族	590,000																																																									
		同居老親等	660,000																																																									
障害者控除	一般の障害者	260,000																																																										
	特別障害者	280,000																																																										
老 齢 者 控 除		480,000																																																										
寡婦控除	一般の寡婦	260,000																																																										
	特別の寡婦	300,000																																																										
寡 夫 控 除		260,000																																																										
勤 労 学 生 控 除		260,000																																																										
固 定 資 産 税		・平成8年度について地価動向等 による緊急的な税負担の緩和 (負担調整率の緩和) 現行(%) 平成8年度(%) 1.05 → 1.025 1.075 → 1.05 1.1 → 1.075 1.15 → 1.1 1.2 → 1.15 1.25 → 1.2	・固定資産税の措置年度における価格の修正措置 地価下落に対応し、標準年度の価格を基に修正できる ・宅地等及び農地に対する固定資産税の課税標準額の 特例宅地等の課税標準額は、負担水準の区分に応じ 負担調整率を適用住宅用地の内、負担水準が80%以上 の土地は税額を据置き、商業地等の宅地の内、負担水準が 80%を超える土地は、負担水準が60%以上80%未満の土地は 据置く。農地は、負担水準に応じたならかな負担調整措置を 講ずるとともに、従来の最高負担調整率1.15を1.10に引下げる。 <table><tr><th colspan="2">住宅用地</th><th colspan="2">商業地等の宅地</th><th colspan="2">農地</th></tr><tr><th>負担水準</th><th>負担調整率</th><th>負担水準</th><th>負担調整率</th><th>負担水準</th><th>負担調整率</th></tr><tr><td>40～80%</td><td>1.025</td><td>40～60%</td><td>1.025</td><td>90%</td><td>1.025</td></tr><tr><td>30～40%</td><td>1.05</td><td>30～40%</td><td>1.05</td><td>80～90%</td><td>1.05</td></tr><tr><td>20～30%</td><td>1.075</td><td>20～30%</td><td>1.075</td><td>70～80%</td><td>1.075</td></tr><tr><td>10～20%</td><td>1.10</td><td>10～20%</td><td>1.10</td><td>～70%</td><td>1.10</td></tr><tr><td>～10%</td><td>1.15</td><td>～10%</td><td>1.15</td><td></td><td></td></tr></table> ・価格が著しく下落した土地に対する固定資産税の特例 負担水準が全国平均(商業地等は、0.45、小規模住宅用地 は0.55その他の宅地評価土地は0.5)以上で、かつ平成8年度 評価額に対する新評価額の下落率が全国平均(△25%)以上で ある土地は、その税額を据え置く。	住宅用地		商業地等の宅地		農地		負担水準	負担調整率	負担水準	負担調整率	負担水準	負担調整率	40～80%	1.025	40～60%	1.025	90%	1.025	30～40%	1.05	30～40%	1.05	80～90%	1.05	20～30%	1.075	20～30%	1.075	70～80%	1.075	10～20%	1.10	10～20%	1.10	～70%	1.10	～10%	1.15	～10%	1.15																	
		住宅用地		商業地等の宅地		農地																																																						
負担水準	負担調整率	負担水準	負担調整率	負担水準	負担調整率																																																							
40～80%	1.025	40～60%	1.025	90%	1.025																																																							
30～40%	1.05	30～40%	1.05	80～90%	1.05																																																							
20～30%	1.075	20～30%	1.075	70～80%	1.075																																																							
10～20%	1.10	10～20%	1.10	～70%	1.10																																																							
～10%	1.15	～10%	1.15																																																									
そ の 他	・都市計画税 固定資産税と同様な負担調整率 の緩和の実施(平成8年度)	・軽自動車税 道路運送車両法規則の一部改正 小型特殊自動車における農耕用作業車の範囲拡大 軽自動車税の減免対象者の追加 「身体障害者等(単身生活者に限る)を常時介護する者 の運転する軽自動車等」を追加 市たばこ税における税源移譲による税率改正 (道府県と市町村間の配分見直し) 現 行 改 正 後 1,997 円 → 2,434 円 (1,000本につき) 948 円 → 1,155 円 (旧3級紙1,000本につき) ・都市計画税 固定資産税と同様の措置を行う																																																										

4. 地方税の税率等の推移 -12-

区 分		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度																			
市	個	民	人	税	法	人	・非課税限度額の引上げ (条例第20条第2項、第37条の3) 現行改正 均等割非課税限度額の引上げ28万円 → 29万円 所得割非課税限度額の引上げ34万円 → 35万円 ・特別減税、追加特別減税の実施 ・特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失等の繰越控除制度の創設	・個人市民税課税標準特例措置の改正 所得割課税標準算定根拠のうち「租税法第41条の5」に規定する譲渡損失の繰越控除制度の適用 所得割課税標準算定根拠のうち「租税法第41条の5」に規定する譲渡損失の繰越控除制度の適用を平成11年度以降書く年度について適用しないこととした ・最高税率の引下げ 個人住民税所得割税率のうち課税標準700万円超の税率を現行12%を10%に改正 ・非課税限度額の引上げ 個人住民税所得割税率の非課税限度額に加算される額を現行30万円を31万円に改正 ・居住用財産の買い換えの譲渡損失繰越控除制度の創設(所有5年超の居住財産) ・定率減税の実施 個人住民税所得割額の15%を控除(控除限度4万円) ・個人の土地等の譲渡に係る改正 長期譲渡所得の時限的措置として、平成10年1月1日から12年12月31日までの譲渡に係る所得に対し税率の改正 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分</td><td>4.0%</td><td rowspan="2">4.0%</td></tr><tr><td>特別控除後の譲渡益4,000万円～6,000万円以下の部分</td><td>5.5%</td></tr><tr><td>特別控除後の譲渡益6,000万円～8,000万円以下の部分</td><td></td><td rowspan="2">5.5%</td></tr><tr><td>特別控除後の譲渡益8,000万円超の部分</td><td>6.0%</td></tr></table> 個人の超短期(2年以下)の譲渡益課税に対する分離課税制度の廃止 (平成9年12月31日までの譲渡をもって廃止)	区 分		改正前	改正後	特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分	4.0%	4.0%	特別控除後の譲渡益4,000万円～6,000万円以下の部分	5.5%	特別控除後の譲渡益6,000万円～8,000万円以下の部分		5.5%	特別控除後の譲渡益8,000万円超の部分	6.0%	・個人市民税非課税限度の引上げ 所得割の非課税基準額 31万円 → 32万円に引上げ 均等割の非課税基準額 15万円 → 16万円に引上げ ・肉用牛の売却に係る課税特例の期限延長 ・肉用牛の売却による農業所得の課税特例の適用期限を5年延長(平成18年度迄)する	・土地等の譲渡益課税の特例の延長 ・長期譲渡所得の課税の特例制度(税率軽減の特例)を3年延長(平成16年度迄)する ・優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の特例の延長 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の特例措置を3年間延長する ・株式譲渡益課税の特別控除制度の創設(平成13.10.1施行) ・長期所有上場株式を譲渡した場合、100万円の特別控除の特例を創設する ・商品先物取引所得の申告分離課税制度の創設 ・商品先物取引による差益金について、他の所得と分離して4%の税率で課税する
							区 分		改正前	改正後														
							特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分	4.0%	4.0%															
特別控除後の譲渡益4,000万円～6,000万円以下の部分	5.5%																							
特別控除後の譲渡益6,000万円～8,000万円以下の部分		5.5%																						
特別控除後の譲渡益8,000万円超の部分	6.0%																							
税	法	・条例第37条の2の改正 (日本銀行法改正による) ・特定非営利活動促進法(NPO法) 同法により認証を受けた団体が法人格を有することの改正(H10.12.1施行)		・特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税特例の創設 ・特定中小会社の株式を一定の要件の下で譲渡した場合、その譲渡所得を2分の1とする 特例の創設(エンジェル税制)																				
固定資産税	そ	の	他	税	法	人	・課税台帳等の電磁的記録による作成を可能とする改正(条例第68条) ・高圧ガス保安協会が一定業務の用に供する家屋、償却資産に係る固定資産税の課税標準特例措置の見直し	・固定資産税の負担水準算定基礎となる「前年度課税標準となるべき価格」の取扱を、従前との均衡を図るため、平成11年度は従来どおり行うことに伴い、地方税法附則第18条の4の規定を適用しない改正	・固定資産税の負担調整措置 宅地、農地に係る固定資産税の負担水準の均衡化を促進する措置を平成9年度評価替えに引き続き実施する	・被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置の創設 震災等の事由により住宅が滅失・損壊した場合、発生後2年度間に限り、住宅用地とみなして課税標準の特例措置の特例を創設する														
							・特別土地保有税関係の改正(119条の11) ・土地区画整理事業等の施行により、使用収益停止の土地について税負担を求めない ・恒久的建物等の用に供する予定の土地に係る、徴収猶予及び納税義務免除制度の創設 ・取得価格の修正措置(条例第119条の12) ・下落した土地に係る取得価格を簡易な方法により修正可能とした ・都市計画税関係 都市計画税課税標準特例措置の創設等(条例第122条) ・納税管理人制度についての条例改正(第22条、23条、52条、53条、111条の5・6、119条の2・3) ・納税者の便宜を図るための改正	・地方たばこ(市たばこ)税率の引上げ(国税と地方税の割合改正) 千本当たり税率現行2,434円を2,668円に引上げ 千本当たり税率現行1,155円を1,266円に引上げ(旧3級品) ・都市計画税の負担水準算定基礎となる「前年度課税標準となるべき価格」の取扱を、従前との均衡を図るため、平成11年度は従来どおり行うことに伴い、地方税法附則第18条の4の規定を適用しない改正	・都市計画税の負担調整措置 についても、固定資産税と同様の措置とする	・都市計画税についても、固定資産税と同様の措置とする														

4. 地方税の税率等の推移 - 13 -

区分		平成14年度	平成15年度	平成16年度											
市 民 税	個 人	・道府県民税としての配当割の創設(16年分～適用) ・特定配当の支払いを受ける個人、税率は5% (16年1月1日から20年3月までは3%) 概ね3分の2を市町村に按分して交付 ・道府県民税としての株式等譲渡所得割の創設 (16年分から適用) ・特定株式等譲渡の対価の支払いを受ける個人、税率は5% (16年1月1日から19年12月までは3%) ・概ね3分の2を市町村に按分して交付 ・配偶者特別控除の上乗せ部分を廃止(17年度から適用) ・所有期間が1年を超える特定株式等譲渡所得から100万円を控除する特例を廃止し、税率を16年度分から20年度分まで3%(道1%、市2%)の特例措置を講ずる ・商品先物取引に係る雑所得に係る課税の特例について、有価証券先物に係る雑所得を加え、税率を5%(道1.6%,市3.4%)に引下げる ・個人市民税の非課税限度額の引上げ 均等割非課税限度額 16万円 → 20万円 所得割非課税限度額 32万円 → 36万円 ・株式譲渡益課税の特例控除制度(100万円控除)の延長(平成17年12月31日まで) ・長期譲渡所得の時限的措置として、平成10年1月1日12年12月31日までの譲渡に係る所得に対し税率の改正	・高齢者控除の廃止(18年度から適用) ・公的年金控除の縮小、最低控除額を120万円に引下げる(18年度から適用) ・均等割を全国一律3,000円とする(16年度から適用) ・夫と家計を一とする妻(100万円超えの収入のある)の均等割非課税の措置を廃止(17年度から適用、17年度は2分の1) ・住宅ローン減税の1年間延長 ・5年を超える保有期間の土地を譲渡したときの税率を5%に引き下げる ・5年以内の保有期間の土地を譲渡したときの税率(所得税と住民税)を39%に引き下げる ・公募型株式投資の譲渡益に係る税率(所得税、住民税)を10% ・未上場株の譲渡益に係る税率(所得税、住民税)を20%に引き下げ	・住居用財産の買換えの譲渡損失繰越控除について、借入残高の要件を除外し適用期間を5年間延長 ・H16.1.1からH18.12.31において所有5年超え譲渡損失金額は3年間の繰越控除を認める ・長期譲渡所得に係る100万円の特別控除の廃止 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等課税特例の対象となる特定株式譲渡期間の緩和											
	法 人	・政党又は政治団体について、収益事業を行わない限りを均等割非課税とする		・欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる											
	固 定 資 産 税	・15年度の評価替えに伴い調整措置を講ずる 宅地等 <table><tr><th>負担水準の区分</th><th>負担統制率</th></tr><tr><td>0.4以上のもの</td><td>1.025</td></tr><tr><td>0.3以上0.4未満のもの</td><td>1.05</td></tr><tr><td>0.2以上0.3未満のもの</td><td>1.075</td></tr><tr><td>0.1以上0.2未満のもの</td><td>1.1</td></tr><tr><td>0.1未満のもの</td><td>1.15</td></tr></table> - 商業地等 ・負担水準が0.7を超えるとき、価格の10分の7を乗じた額を課税標準額とした場合の税額 - 住宅用地 ・負担水準が0.8以上の土地及び商業地等のうち、0.6以上0.7以下に係る前年度の税額 ・課税明細に負担水準を記載する ・縦覧制度 新に「縦覧帳簿」を調整し納税義務者に提供(他の土地、家屋との比較ができる) 縦覧期間は4月1日から、第1期の納期限まで	負担水準の区分	負担統制率	0.4以上のもの	1.025	0.3以上0.4未満のもの	1.05	0.2以上0.3未満のもの	1.075	0.1以上0.2未満のもの	1.1	0.1未満のもの	1.15	・制限税率(標準税率の1.5倍)の廃止 ・商業地の課税標準額を市町村が独自に引き下げる制度を創設
負担水準の区分	負担統制率														
0.4以上のもの	1.025														
0.3以上0.4未満のもの	1.05														
0.2以上0.3未満のもの	1.075														
0.1以上0.2未満のもの	1.1														
0.1未満のもの	1.15														
軽自動車税	・軽自動車税 統一様式とする														
たばこ税	・地方たばこ(市たばこ)税率の引上げ(15年7月1日から適用) 千本当たり税率現行2,668円を2,997円に引上げ 千本当たり税率現行1,266円を1,412円に引上げ(旧3級品) ・地方たばこ税の手持課税を行う(15年7月1日適用)		・市町村たばこ税道府県交付金の創設 ・特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置について延長の措置												
その他	・ゴルフ場利用税について18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者について非課税とする ・特別土地保有税 当分の間、新たな課税をしない(審議会の廃止)														

4. 地方税の税率等の推移 — 14 —

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
市民税	個人	- 個人の住民税における合計所得125万円以下の65歳以上の者の非課税措置の廃止 (経過措置により平成18年度は課税額の3分の2、平成19年度は課税額の3分の1を控除) - 肉用牛の売却に係る事業所得の課税特例措置を平成21年まで延長 - 特定中小会社が発行した株式について、一定の要件の下で譲渡所得の金額を2分の1にする2年間の特例措置の延長 - 特定管理会社に係る譲渡所得等の課税の特例の新設	- 個人市民税における非課税限度額の引き下げ ○均等割非課税限度額 控除対象者の数に乘じる額を29万円から28万円に引下げ、控除対象者を有する場合は、18万円を17万円に引下げた額を加算した金額以下を非課税とする ○所得割非課税限度額 控除対象者に1を加えた数に35万円を乗じて得た金額に35万円を32万円に引き下げた金額以下には、所得割を課さない - 税源移譲の改正 所得割の税率を3%・8%・10%を一律6%とする それに伴い個々の納税義務者の負担が増えないよう所得税と市民税の人的控除の差額に基づく負担調整措置(平成19年度住民税から) - 地震保険料控除の創設(平成20年度住民税から) - 条約適用利子等及び条約適用等に係る個人住民税の課税の特例	- 上場株式等を譲渡した場合の株式に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例を1年延長する - 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例を2年延長する - 租税条約実施特例法に規定する条約適用配当等に係る市民税の課税の特例を1年延長する - 外国の社会保障制度に対して支払った保険料について、社会保険料控除の対象となる特例措置の創設
	法人			信託法の改正に伴い、法人課税信託の受託者となる個人に対し、市民税の法人税が課される
固定資産税		「土地登記簿」「建物登記簿」を登記簿に統一 - 被災住宅用地において避難指示等解除後の特例措置の創設	- 住宅用地の課税標準に係る特例措置の追加 文化財保護法に規定する家屋の敷地についても対象とする - 耐震改修促進税制の創設 - 土地の負担調整措置の改正 宅地等に係る課税標準額の積算が負担調整率を乗じる方法から負担水準の一定割合まで、新評価額の5%を加えた額とする	鉄軌道用地のうち、複合的に利用されている土地の評価を、運送の用に供する施設と運送以外の用に供する施設の面積により案文し評価を行い、その両者を合算して評価額とする
軽自動車税				
たばこ税			たばこ税の税率の改正(平成18年7月1日から適用) 千本当りの税率現行2,977円を3,298円に引上げ 千本当りの税率現行1,412円を1,564円に引上げ(旧3級品)	
入湯税				
その他				

4. 地方税の税率等の推移 — 15 —

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度
市民税	個人	・寄付金税制の拡充 ・所得控除から税額控除に改め、上限を総所得の25%から30%に引上げ、適用下限額を10万円から5千円に引き下げる ・地方公共団体に対する寄付金(ふるさと寄付金)下限を5千円として、個人住民税所得割額の1割を限度として所得税とあわせて控除する ・寄付金控除の対象に所得税の寄付控除の対象となる寄付金のうち、国、政党寄付金を除いて、控除対象寄付金とする ・65歳以上の公的年金等の受給者からの個人住民税の特別徴収の導入(21年10月から) ・上場株式等に係る配当・譲渡所得の10%(所得税7%、市民税1.8%、道民税1.2%)を廃止し平成20年1月1日からは20%(所得税15%、市民税3%、道民税2%)とする。ただし譲渡所得500以下の部分については2年間10%の経過措置 ・平成21年1月1日以降に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、申告分離課税を選択することができる	・所得税の住宅ローン控除の適用者(平成21年から25年までに入居した者に限り)で、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額がある場合、個人住民税からその額を控除する ・平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間における上場株式等に係る配当・譲渡所得等に対する税率を10%(所得税7%、市民税1.8%、道民税1.2%)とする ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を平成26年度まで5年延長する	・扶養控除の見直し(平成24年度以降適用) 1) 年少扶養控除(16歳未満の者)に係る扶養控除(33万円)を廃止 2) 特定扶養控除のうち、16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止する ・同居特別障害者加算の特例の改組(平成24年度以降適用) 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養親族又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置について、年少扶養親族に係る扶養の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円加算する ・生命保険料控除の改組(平成25年度以降適用) 介護保険料控除、一般生命保険料控除、個人年金保険控除(それぞれの適用限度額2.8万円)の合計適用限度額を7万円とする ・非課税口座の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入する(平成24年1月1日から)
	法人	・法人でない社団又は財団で収益事業を行わない者については非課税とする。又、人格のない社団等、公共法人、公益法人等など資本金の額又は出資金の額を有しない法人について均等割を課す場合には、最低税率を適用する		
固定資産税		・平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った住宅について、翌年度分の税額から3分の1(120㎡までを限度)を減額する制度の創設 ・旧民法34条に係る非課税対象既存施設については、改正後の取扱にかかわらず平成21年度から平成25年度までは非課税とする特例	・長期優良住宅について、新築5年度分(中高層耐火建築物にあつては7年度分)の課税から2分の1を減額(1戸あたり120㎡相当分までに限り)する ・医療関係者の養成所に係る教育用に供する固定資産税の非課税措置の拡充 ・社会医療法人が緊急医療等確保事業の用に供する非課税措置の創設 ・商業地等の宅地及び住宅用地の負担調整率の課税の特例を平成21年度から平成23年度まで延長する	
軽自動車税				
たばこ税				・たばこ税の税率の改正(平成22年10月1日から適用) 千本当りの税率現行3,298円を4,618円に引上げ 千本当りの税率現行1,564円を2,190円に引上げ(旧3級品)。 ・手持ち品課税の実施
入湯税		・入湯税の税率の改正 入湯税の課税免除に日帰り入浴客を加え、税率を100円から150円に平成21年4月1日から施行する		
その他				

4. 地方税の税率等の推移 — 16 —

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
市 民 税	個 人	・東日本大震災に係る雑損控除の特例 1) 大震災で生じた住宅、家財等に係る損失金額について、平成23年度個人住民税の課税から所得控除の適用を可能とする 2) 繰越適用期間を3年から5年に延長する ・東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例 - 住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失しても平成25年度分以降の住宅ローン控除の残存期間について、税額控除の継続適用を可能とする	・平成25年1月1日以降に支払われるべき退職金に係る退職所得について、勤続年数5年以下の法人の役員等の退職金について2分の1課税を廃止する ・平成25年1月1日以降に支払われるべき退職金に係る退職所得について、10%税額控除を廃止する ・東日本大震災の復興財源の確保のため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税の均等割の標準税率を500円引上げる(個人道民税も500円引き上げ) 均等割額 市民税 3,000円→3,500円 道民税 1,000円→1,500円 ・東日本大震災により居住できなくなった家屋と合せ、被災者が新規に住宅を取得した場合にも、住宅借入金等特別控除を適用する ・東日本大震災により滅失した居住用財産の敷地の譲渡について、居住用財産の特例を7年間認める	・復興特別所得税の課税に伴い、ふるさと寄附金税額控除のうち、所得税の2.1%分を住民税の税額控除から除く(H26.1.1施行) ・認定こども園等を設置している公益法人等から新たに認定子ども園を設置しようとする公益法人等への非課税財産の譲渡の特例を適用 当該事業の用に供さなくなった場合は、譲受法人を譲渡した個人とみなして個人住民税の所得割を課す(H26.6.1以降の譲渡に適用) ・住宅借入金等特別控除の適用期限をH29.12.31まで延長 消費税8%となった場合は、限度額を136,500円に拡充(東日本大震災の被災者に関しては消費税8%の有無にかかわらず拡充)(H27.1.1施行) ・東日本大震災により滅失した居住用財産の譲渡期限は7年とされていたが、さらに、所有者が死亡した場合には、同居していた相続人に同様の特例を適用する(H26.1.1施行)
	法 人			
固 定 資 産 税		・被災した住宅用地に代わる土地を平成33年度末までに取得した場合には、当該土地のうち被災した住宅用地に相当する分について、取得後3年度分は住宅用地とみなす	・新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間(H24～H25年度)延長 ・償却資産に係る、いわゆる「わがまち特例」を法律の上下限の範囲内で地方公共団体の条例で定める ・土地の負担調整措置を3年間(H24～H26年度)延長。住宅用地の据置を経過措置の上、H26年度に廃止 ・特定移行一般社団(財団)法人が所有する幼稚園・図書館・博物館で一定の要件を満たすものは、非課税とする ・土地に係る価額の下落修正の特例を3年間延長	・独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業の完了に伴い、仮換地に係る納税義務者の特例(使用者課税)を廃止(H25.4.1適用) ・都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫の課税標準の特例(わがまち特例)を3分の2とする(H25.4.1から適用)
軽自動車税		・震災により滅失・損壊した自動車に代わり取得した自動車に係る平成23年度から平成25年度までの軽自動車税を非課税とする		
たばこ税			・法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴い道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する。(H25年度から) 道府県たばこ税 1,000本当 1,504円→ 860円 旧3級品 716円→ 411円 市町村たばこ税 1,000本当 4,618円→5,262円 旧3級品 2,190円→2,495円	
入湯税				
その他			・「更正の請求」を行うことができる期間を1年から5年に延長する	・延滞金・還付加算金に係る特例基準割合の定義を変更(商業手形の基準割引率⇒銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合とし、前年の12月15日までの財務大臣が告示する割合へ変更)(H26.1.1施行)

4. 地方税の税率等の推移 - 17 -

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
市	個人	・給与所得控除にかかる特定支出の見直し ・寄付金税額控除における特例控除額算出方法の見直し ・公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の課税特例の見直し ・東日本大震災に係る雑損控除等の災害関連支出対象期間の特例 ・生活に必要でない資産の範囲拡充 ・雑損控除額の対象となる雑損失の金額の計算方法の見直し ・中小企業等協同組合の一部改正に伴う所要の措置 ・株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例 ・非居住者及び外国法人に対する課税原則の見直し ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例	・ふるさと納税の特例控除限度額引上げ ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設 ・未成年者口座における払出し時の特別徴収 ・未成年者口座内上場株式等の譲渡所得の計算の特例 ・住宅ローン減税制度の適用期限の延長 ・所得税における国外転出時の譲渡所得課税の特例の創設に伴う個人住民税の課税標準の計算の特例 ・扶養控除等の適用における日本国外に居住する親族に係る書類の個人住民税の申告書への添付等義務化 ・非課税限度額制度の適用における日本国外に居住する親族に係る書類の提出等義務化	・三世同居に対応した住宅リフォームに係る特例の導入 ・セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設 ・空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の導入 ・個人の寄付税制の包括的な見直し (1) 国立大学法人等への個人寄付に係る税額控除制度の導入 (2) 公益法人等への個人寄付に係る税額控除制度の拡充
	法人		・均等割における資本金等の額の見直し ・欠損金の繰越控除制度の見直し ・中小企業者等に係る地方拠点強化税制の創設	・地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設
固定資産税	税	・住宅用地負担水準100%に(経過措置終了による) ・東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域における土地及び家屋に係る固定資産税の課税免除措置等を1年延長(H26.4.1施行) ・新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長(H26.4.1施行) ・耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設(H26.4.1施行) ・国家戦略特区法に基づく中核事業のうち医療分野における収益性の低い研究開発の用に供する設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設(H26.4.1施行) ・公害防止施設・設備に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例を導入(H26.4.1施行)	・対策勧告等を受けた空き家に係る住宅用地特例の廃止(H27.4.1施行) ・H26までの負担調整措置の仕組みを3年延長(H27.4.1施行) ・【地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)を導入した上で延長】(H27.4.1施行) ①都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設(家屋・償却資産)に係る課税標準の特例措置(2年延長)3/5 ②管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置(3年延長)1/2 ③新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置(2年延長)2/3	・日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置について、特例率を見直した上で2年延長 3/5→4/5に(H28.4.1施行) ・農地法に基づき、勧告を受けた遊休農地について、正常売買価格に乗じられている限界収益修正率(H27評価替え0.55)を乗じない評価方法に変更による課税強化を平成29年度から実施(H28.4.1施行) ・所有する全農地に農地中間管理事業のための賃借権等(設定期間10年以上)を新たに設定した農地について、固定資産税の課税標準の特例措置(最初の3年間価格の1/2)を創設(設定期間が15年以上の場合、課税標準を最初の5年間価格の1/2)(H28.4.1施行) ・新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長(H28.4.1施行) ・防犯上重要な道路における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した電線等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設 2/3(H28.4.1施行) ・わがまち特例を導入した上で延長(H28.4.1施行) ①再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(2年延長)2/3 ②津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置(4年延長)1/2 ③認定誘導事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置(2年延長)4/5 ・中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画が認定された事業者が生産性を高めるため、新たに取得した機械装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設 平成29年度課税から3年間1/2(H28.7.1施行)
	軽自動車税		・新税率が採用される	・税制改正により「軽課・重課」の導入により、税率改正が行われる
	たばこ税			・5,262円/1,000本 旧3級品 2,925円/1,000本
	入湯税			
	その他			

4. 地方税の税率等の推移 — 18 —

区分		平成29年度	平成30年度	平成31年度
市民税	個人	・給与所得控除の上限額が段階的に引き下げ ・日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化 ・特定配当及び特定株式等譲渡所得の申告に係る文言整理と申告方法、賦課決定を明文化 ・配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(平成31年1月1日施行)	・非課税等の基準となる所得金額の引上げ ・所得制限の導入に伴う基礎控除の通減と廃止	・住宅借入金等特別税額控除の拡充 ・ふるさと納税における寄付金税額控除の見直し ・非課税措置の追加(R3.1.1施行)
	法人		・大企業等における電子申告の義務化	・電子通信回線の故障等における所要の措置
固定資産税		・居住用超高層建築物に係る固定資産税および不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直し ・平成28年度税制改正において3年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加(H29.4.1施行) ・企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設(H29.4.1施行) ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(定員5人以下)に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入(H29.4.1施行) ・緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を創設(H29.4.1施行)	・再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例割合の基準変更 ・生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の創設	・所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法に基づく、特定所有者不明土地を利用する地域福利推進事業による施設に係る土地・償却の固定・都計課税について、5年間2/3に軽減(適用:H31.6.1～H33.3.31) ・高規格堤防整備事業により移転補償を受けた建替家屋の所有者が事業後に再建した家屋の固定税額について、5年間住宅2/3・住宅以外1/3を減額(適用:H31.4.1～H34.3.31)
軽自動車税		・自動車取得税におけるエコカー減税を見直し、2年間延長 ・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について重点化を図り、期間を延長(2年間)		・軽自動車税のグリーン化特例の見直し(期間の延長等) ・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減や非課税等規定の整備
たばこ税		・旧3級品 3,355円/1,000本	・製造たばこ区分と加熱式たばこの創設、及び加熱式たばこの課税標準の見直し ・市たばこ税について、平成30年10月から4年間かけて1本当たり3円引上げる ・旧3級品たばこについて、平成31年3月31日まで経過措置として定められている税率を、平成31年9月30日まで延長する	
入湯税				
その他				

4. 地方税の税率等の推移 - 19 -

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
市 民 税	個 人	・扶養親族に係る申告書等の改定 [R2.4.1施行] ・肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の延長 [R2.4.1施行] ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税特例の延長 [R2.4.1施行] ・ひとり親に係る非課税及び控除等の変更 [R3.1.1施行] ・払戻請求権における寄附金税額控除の拡充 [R3.1.1施行] ・新型コロナウイルス感染症における住宅借入金等特別税額控除の延長 [R3.1.1施行] ・長期譲渡所得に係る課税特例 [R3.1.1施行]	・扶養親族申告書等の電子提出における要件等の改定 [R3.4.1施行] ・住宅借入金等特別税額控除の特例の延長 [R3.4.1施行]【新型コロナウイルス関係】 ・非課税限度額における国外居住親族の取り扱いの見直し(適用要件の限定) [R6.1.1施行] ・寄附金税額控除の対象範囲の見直し(出資に充当する寄附金の除外) [R4.1.1施行] ・医療費控除に係る特例の5年延長(セルフメディケーション税制) [R4.1.1施行]	・寄附金税額控除に関する規定(民法法人に対する寄附を対象から除外) [R4.4.1施行] ・上場株式等に係る配当所得等の課税方式の規定(課税方式を所得税の確定申告書に統一) [R6.1.1施行] ・給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定(退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等の氏名を扶養親族等申告書に記載) [R5.1.1施行] ・住宅借入金等特別税額控除の延長(制度4年延長) [R3.4.1施行] ・適用配当等の課税の特例の規定(所得税の確定申告書に統一) [R6.1.1施行]
	法 人			
	税 人			
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	・現に所有している者の申告の制度化 [R2.4.1施行] ・使用者を所有者とみなす制度の拡大 [R2.4.1施行] ・再生可能エネルギー発電設備(出力5,000kw以上の水力発電設備)に係る固定資産税の特例割合の改正【わがまち特例】[R2.4.1施行] ・浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設(課税標準を2/3)【わがまち特例】[R2.4.1施行] ・ローカル5Gの設備に係る固定資産税の特例措置の創設 [R2.4.1施行] ・農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る固定資産税の特例措置の創設 [R2.4.1施行] ・一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設 [R2.4.1施行] 【新型コロナウイルス関係】 ・生産性革命の実現に向けた中小事業者等の設備投資に係る固定資産税の特例措置の拡充(対象に事業用家屋と構築物を追加)【わがまち特例】[R2.4.30施行] ・中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置 [R2.4.30施行/※R3年度課税のみ]	・平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置の適用延長に関する申告についての規定 [R3.4.1施行] ・固定資産税及び都市計画税に係る土地の負担調整措置の継続(R3～R5年度)と、令和3年度に限り、課税標準額が増加する場合、前年度の課税標準額に据え置く特別措置 [R3.4.1施行/※後半部分はR3年度のみ] ・固定資産税に係る民間事業者による雨水貯留浸透施設整備の特例の創設(課税標準を1/3)【わがまち特例】[法の施行日] ・生産性革命に係る中小事業者等の先端設備等に係る固定資産税の特例措置の2年延長(償却資産、事業用家屋・構築物) [法の施行日] 【新型コロナウイルス関係】	・省エネ改修工事を行った住宅に係る減額措置の拡充(工事費要件等の拡充) [R4.4.1施行] ・固定資産税及び都市計画税に係る土地の負担調整措置の規定(令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%(現行:5%)とする激変緩和措置) [R4.4.1施行] ・固定資産税に係る下水道除害施設の特例の縮減(課税標準を3/4→4/5)【わがまち特例】[R4.4.1施行] ・固定資産税及び都市計画税に係る貯留機能保全区域の指定を受けた土地の特例措置の創設(北海道が貯留機能保全区域として指定した、土地に係る課税標準の割合)(課税標準を3/4)【わがまち特例】[R4.4.1施行]
	軽自動車税	・軽自動車税環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の延長 [R2.4.30施行] [R3.3.31まで延長]	・軽自動車税環境性能割の税率区分の変更及び臨時的軽減(1%軽減)の延長 [R3.4.1施行] ・種別割グリーン化特例の見直し(種別等の重点化・基準の切替・特例期限の延長) [R3.4.1施行]	
	たばこ税	・たばこ税の課税免除手続きの簡素化 [R2.4.1施行] ・たばこ税の課税標準となる本数換算(1グラム未満)の変更 [R2.10.1及びR3.10.1施行]		
入湯税	入湯税			
	その他	【新型コロナウイルス関係】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、納税が困難である者への対応(徴収猶予の特例措置創設) [R2年度のみ]		【DV被害者等の支援措置】 ・固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付に係る規定(総務省令で定める措置[住所の削除等]を講じたものを閲覧又は交付することができる) [R4.4.1施行]

4. 地方税の税率等の推移 - 20 -

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
市 民 税	個 人	・森林環境税の導入に伴う個人住民税の取り扱いについての規定 [R6.1.1施行] ・給与所得者の扶養親族等申告書の記載の簡素化についての規定 [R7.1.1施行] ・令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の規定 [R6.2.21施行]	・個人住民税の定額減税(1万円/人)を実施 [R6.4.1施行] ・公益信託制度改革に伴う所要の措置 [R7.1.1施行]	・給与所得控除の引き上げ(55→65万円) [R7.4.1施行] ・特定親族特別控除の創設 [R7.4.1施行] ・所得税の見直しに伴う所要の措置 [R7.4.1施行]
	法 人			・企業版ふるさと納税の特例措置の延長 [R7.4.1施行]
固 定 資 産 税		・生産性革命に係る中小事業者等の先端設備等に係る固定資産税の特例措置の終了 ・マンションの長寿命化に対する特例措置の創設〔課税標準を1/3〕【わがまち特例】 [R5.4.1施行] ・令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置の適用延長に関する申告についての規定 [R5.4.1施行]	・固定資産税に係る土地の負担調整措置の延長(R6～8年度) [R6.4.1施行] ・一定のバイオマス発電設備に対する特例措置の創設〔課税標準を2/3から6/7〕【わがまち特例】 [R6.4.1施行] ・一体型滞在快適性等向上事業により整備された固定資産の特例措置の創設〔課税標準を1/2〕【わがまち特例】 [R6.4.1施行] ・企業主導型保育事業に係る固定資産の特例措置の終了 ・区分所有の認定長期優良住宅の新築特例申告についての規定 [R6.4.1施行]	・特定マンションの長寿命化の特例措置の適用方法の拡充と延長 [R7.4.1施行] ・鉄軌道事業者の豪雨対策に係る償却資産の特例措置の創設〔課税標準を5年間2/3〕 [R7.4.1施行] ・中小企業経営強化の先端設備等導入計画による償却資産の特例の見直しと延長 [R7.4.1施行] ・港湾法改正に伴う特別特定技術基準対象施設の対象施設の特例措置の拡充と延長 [R7.4.1施行]
軽 自 動 車 税		・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減(1%軽減)の終了 ・種別割グリーン化特例期限の延長 [R5.4.1施行] ・特定小型原動機付自転車の種別割の税率の変更 [R5.7.1施行] ・燃費排ガス試験不正を行ったメーカーへの追徴課税の加算割合の引き上げ [R6.1.1施行]		・二輪車の車両区分の見直し〔新基準原付〕 [R7.4.1施行] ・減免申請時のマイナ免許証提示の規程 [R7.4.1施行]
た ば こ 税				・加熱式たばこの課税方法の見直し [R8.4.1施行]
入 湯 税				
そ の 他		【地方税統一QRコードによる電子納付の開始】 ・QRコード印字用の様式を規定[R5.4.1施行]	【大規模災害における市税の職権による減免】 ・市民税、固定資産税、特別土地保有税の減免を規定 [R6.4.1施行]	・インターネットによる公示送達の方法〔施行日未定〕

5. 網走市の採用税率の変遷 - 1 -

税 率 年 度	個人市民税		法 人 市 民 税									
	所得割	均等割 (円)	法人税割 (%)	均 等 割 (円) ※下記の号区分は、H20.4.1～適用								
				9号	8号	7号	6号	5号	4号	3号	2号	1号
平成 12 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 13 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 14 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 15 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 16 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 17 年	標準	2,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 18 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 19 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 20 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 21 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 22 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 23 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 24 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 25 年	標準	3,000	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 26 年	標準	3,500	14.7	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 27 年	標準	3,500	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 28 年	標準	3,500	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 29 年	標準	3,500	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 30 年	標準	3,500	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
平成 31 年	標準	3,500	12.1	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
令和 2 年	標準	3,500	8.4	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
令和 3 年	標準	3,500	8.4	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
令和 4 年	標準	3,500	8.4	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
令和 5 年	標準	3,500	8.4	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
令和 6 年	標準	3,000	8.4	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万
令和 7 年	標準	3,000	8.4	360万	210万	49.2万	48万	19.2万	18万	15.6万	14.4万	6万

※個人市民税の均等割について、防災施策に必要な財源確保のため、法により平成26年度～令和5年度まで 3,500円(10年間)

5. 網走市の採用税率の変遷 - 2 -

税 率 年 度	固 定 資産税 (%)	たばこ税 (円/千本)	入湯税 (円)	都 市 計画税 (%)	付 記
平成 12 年	標準	2,434円 千本当	100	0.3	・軽自動車税は、各年度標準税率適用 ・たばこ税は、一般(旧3級品以外)の税率
平成 13 年	1.4	2,668円 千本当	100	0.3	
平成 14 年	1.4		100	0.3	
平成 15 年	1.4		100	0.3	
平成 16 年	1.4		100	0.3	
平成 17 年	1.4	2,977円 千本当	100	0.3	
平成 18 年	1.4		100	0.3	
平成 19 年	1.4		100	0.3	
平成 20 年	1.4	3,298円 千本当	100	0.3	
平成 21 年	1.4		100	0.3	
平成 22 年	1.4		100	0.3	
平成 23 年	1.4		150	0.3	
平成 24 年	1.4	4,618円 千本当	150	0.3	・入湯税 平成23年4月1日から150円
平成 25 年	1.4		150	0.3	
平成 26 年	1.4		150	0.3	
平成 27 年	1.4	5,262円 千本当	150	0.3	
平成 28 年	1.4		150	0.3	
平成 29 年	1.4		150	0.3	
平成 30 年	1.4	5,692円 千本当	150	0.3	
平成 31 年	1.4		150	0.3	
令和 2 年	1.4	6,122円 千本当	150	0.3	
令和 3 年	1.4	6,552円 千本当	150	0.3	・たばこ税 平成30年10月1日～令和2年9月30日 ・法人市民税の法人税割 令和元年10月事業開始以降は、税率8.4% ・軽自動車税環境性能割 特例措置(減免)有 ・たばこ税 令和2年10月1日～令和3年9月30日 ・たばこ税 令和3年10月1日～
令和 4 年	1.4		150	0.3	
令和 5 年	1.4		150	0.3	
令和 6 年	1.4		150	0.3	
令和 7 年	1.4		150	0.3	



あ ば し り し み ん け ん し ょ う 網 走 市 民 憲 章

— し ょ う わ ね ん が つ に ち せ い て い
昭和47年7月17日制定 —

わたしたちは、母なるオホーツクの海に抱かれ、湖と森の美しい自然にかこまれた網走の市民です。

わたしたちには、遠いむかしから風雪にたえぬいて、この地をきり拓いてきた、たくましい先人の心がうけつがれています。

わたしたちは、このまちの市民であることに、かぎりない喜びと誇りをもち、のびゆく網走の良い市民となる願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. うみやまの深いみどりをいつまでも美しく、心豊かなまちをつくりましょう。
1. うけついだ文化にまなび、世界の人々と手をつなぎ新しいオホーツク文化のまちをつくりましょう。
1. たがいにまごころをもってつきあい、老人を大切にし、子どもの夢をそだてる、しあわせなまちをつくりましょう。
1. 元気で仕事にはげみ、生きがいのあるまちをつくりましょう。
1. みんなが力をあわせ、人のいのちをだいじにする、明るく住みよいまちをつくりましょう。



あ ば し り し け ん
網 走 市 の 花
え ぞ む ら さ き つ つ じ
し ょ う せ い ね ん じ じ 月 2 日 制 定
昭和52年10月2日制定



あ ば し り し け ん
網 走 市 の 木
か つ ら
し ょ う せ い ね ん じ じ 月 12 日 制 定
昭和47年8月12日制定

令和 7 年度

市 税 概 要

令和 7 年 10 月発行

発行：網走市企画総務部税務課

〒093-8555

網走市南 5 条東 1 丁目 10 番地

電話：0152-44-6111

<http://www.city.abashiri.hokkaido.jp>